
令和6年度第4回岩手県公共事業評価専門委員会

日 時 令和6年9月24日（火）13：30～17：00

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

武藤専門委員長

3 議 事

（1）公共事業の再評価について<継続審議>

- ・農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）
- ・地域連携道路整備事業（地域密着型） 主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）
- ・総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

（2）公共事業の事後評価結果の報告について

- ・経営体育成基盤整備事業 六原地区（北上市、金ケ崎町）
- ・（プロジェクト構成事業）港湾改修事業・港湾施設整備事業 大船渡港 永浜・山口地区（大船渡市）

（3）公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

4 閉 会

岩手県公共事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
石 川 奈 緒	岩手大学工学部 准教授	土木環境	副専門委員長
伊 藤 幸 男	岩手大学農学部 准教授	林政学	
清 水 真 弘	清水真弘事務所 公認会計士・税理士	企業会計	
谷 本 真 佑	岩手大学工学部 准教授	交通工学	欠席
松 林 由 里 子	岩手大学工学部 助教	海岸工学 水工学	
武 藤 由 子	岩手大学農学部 准教授	農業土木	専門委員長

(敬称略)

令和6年度第4回岩手県公共事業評価専門委員会
配付資料一覧

資料 No. 1 令和6年度公共事業評価地区 位置図（再評価・事後評価）

資料 No. 2 令和6年度公共事業評価専門委員会の審議概要

資料 No. 3 令和6年度公共事業再評価 継続審議資料

- ・農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）
- ・地域連携道路整備事業（地域密着型） 主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）
- ・総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

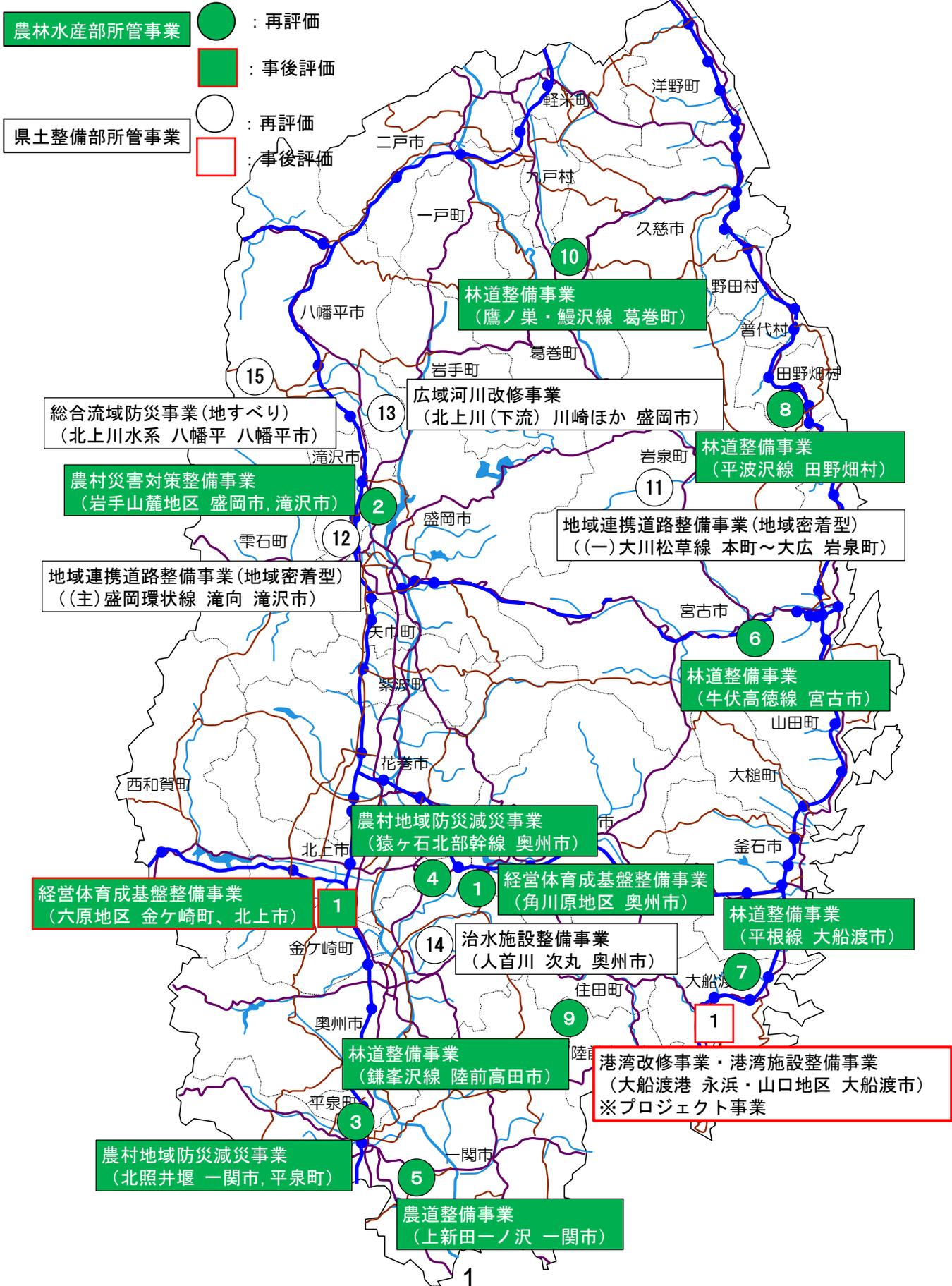
資料 No. 4 令和6年度公共事業事後評価調書及び説明資料

- ・経営体育成基盤整備事業 六原地区（北上市、金ヶ崎町）
- ・（プロジェクト構成事業）港湾改修事業・港湾施設整備事業 大船渡港 永浜・山口地区（大船渡市）

資料 No. 5 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

参考資料 公共事業の再評価に係る答申書（案）及び審議結果報告（案）について

令和6年度公共事業再評価・事業評価地区 位置図



令和6年度公共事業評価専門委員会の審議概要

1 審議状況

全地区諮問	令和6年6月14日	第1回公共事業評価専門委員会
継続審議	令和6年7月17日	第2回公共事業評価専門委員会
現地調査	令和6年8月28日	第3回公共事業評価専門委員会（岩手山麓地区、滝向）

2 主な質疑・回答等の概要

(1) 経営体育成基盤整備事業 角川原地区（奥州市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
① 第1回専門委員会 事業費の財源について、「国庫」、「県」のほか「他」が記載されているがどのような財源か。	【農村建設課】 事業主体の市町村（奥州市）と地元（受益者）の負担分である。総事業費に対して、国55、県30、市町村10、受益者5の割合で負担することとなっている。
② 第1回専門委員会 費用便益分析のうち、「営農経費節減効果」と「維持管理費節減効果」の考え方について伺う。今回審議対象となっている「農業農村整備事業」5件のうち、「営農経費節減効果」については、本事業のようにプラス（正）の便益となる場合とマイナス（負）の便益となる場合があるが、どのような考え方になるのか。	【農村建設課】 本事業における「営農経費節減効果」としては、ほ場整備により小さかった区画が大きくなることで機械作業が可能となり、大きな経費節減の効果が見込まれるもの。また、農道整備事業についても同様の考え方で、トラック等が走行できるようになることで「営農に係る走行経費節減」についてプラスの便益が見込まれる。一方で、用水路の整備事業においては、整備する用水路の維持管理費が新たに発生することからマイナスの便益が見込まれることとなる。
③ 第1回専門委員会 「維持管理費節減効果」については5件ともマイナス（負）の便益だが考え方はどうか。	【農村建設課】 「維持管理費節減効果」については、整備する施設周辺の草刈りなどの経費であり、基本的にマイナスの便益が見込まれる。

(2) 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）〈詳細審議対象〉

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 「営農経費節減効果」の考え方について、本事業は用水路を新しく作るのではなく補修を行う事業として費用便益分析を行っているものと思うが、比較の対象は、補修が必要であるが一定の便益がある現在の状況か、それとも用水路が使いなくなり用水が使用できない状況との比較であるか確認したい。	【農村建設課】 用水路が老朽化等により使えなくなり、用水が供給できないために作付けなどを行うことができない状況との比較であり、用水路を補修した後の状況との差し引きの値である。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
② 第1回専門委員会 便益項目のうち、「作物生産効果」が事業着手時から約2倍になっている理由は。	【農村建設課】 事業着手時の基準年（H25）から、今回の再評価時の基準年（R5）に変更となったこと、一反（約10アール）当たりの収穫量の算定基準が見直しとなったことが主な理由である。
③ 第1回専門委員会 事業着手時の作物生産効果を現在の基準で算定すると増加するという考えでよいか。	【農村建設課】 そのとおりである。
④ 第1回専門委員会 便益項目のうち、「洪水調節機能効果」について、どのような機能を指しているか。また、事業着手時は「一」で示されていることから、再評価時まで新たに機能が追加されたものと考えて良いか。	【農村建設課】 費用便益の分析において、今回、岩洞ダムから営農の末端の水路まで全て対象となっている。令和2年5月29日に北上川上流の治水協定が締結され、洪水調節の可能容量を持つ岩洞ダムが含まれることになり、事業着手時には算定できなかった「洪水調節機能効果」を算定することが可能となった。
⑤ 第1回専門委員会 18ページの位置図において、青で示された部分は国の事業ということだが、事業期間はいつまでか。	【農村建設課】 国の事業期間は、令和9年度までである。県事業より国事業の工事が先行することになっており、本事業は国事業の終了後、令和10年度までの期間となっている。
⑥ 第1回専門委員会 他の事業でも同様の傾向であるが、「事業に関する評価指標の推移」のうち、「熟度」の「同意率」について、事業着手時と比較して今回の再評価では減少している。同意の確認方法が異なっているのか。	【農村建設課】 本事業や類似事業の着手時において、土地改良法手続きで同意徴集を行う必要があるが、この手続きが事前評価のタイミングに合わないため、土地改良区と受益者団体との合意をもって100%に近い同意率の評価としている。今回の再評価に当たり、改めて受益者の方々に個別に確認を行い、その結果を同意率として記載している。
⑦ 第2回専門委員会 11ページ、「多面的機能の発揮に関する効果の概要」中の、「景観・環境保全効果」について、小学生の教育という効果があるという説明だったが、どのように効果額を算定するか。また、他に効果額を算定することができる事業はあるか。	【農村建設課】 この円筒分水工について、滝沢市の、岩手山麓の農業の歴史に関する社会科学副読本に掲載されており、管理している土地改良区が無償で説明を行っている。効果の算定について、円筒分水工の周辺住民1,000世帯の方にアンケートを記載いただき、効果がいくらかの額なのか記載いただいている。特にツアー等は実施していない。
⑧ 第2回専門委員会 8ページ、総費用算定のイメージについて、再整備費が記載されているが、再整備はいつ頃を想定しているか。	【農村建設課】 設備によってダムであれば80年、水路であれば40年というように耐用年数が決まっており、本事業においては、例えば国営事業の機器関係の耐用年数が短いので先に再整備費として計上されている。
⑨ 第2回専門委員会 10ページ下側、災害防止効果について、農業と公共の災害防止に寄与する割合はどうなっているか。	【農村建設課】 農業と公共の割合について、農業：公共＝約40%：約60%、となっている。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑩ 第2回専門委員会 再建設整備の場合の便益項目のイメージについて、真ん中の「事業なかりせば」について、水路喪失時の経費との説明があったが、「水路はなくても営農はできる」という想定であるか。	【農村建設課】 「水路がなくても営農する」という想定である。ほ場の排水管理については、水路がなくても必要であり、防除作業についても、水路に水がないので軽トラックで運んできて行う想定となり、それらの運搬費を含んだ額となる。
⑪ 第2回専門委員会 費用便益の考え方について、「用水管理について〇%省力化された」など、事業目的に対する効果を記載するようご検討いただきたい。	【農村建設課】 今回の調書作成時に留意する。
⑫ 第2回専門委員会 本事業に関連する国営事業について、本県と同様に水路等の補修事業を行っているか。	【農村建設課】 ほぼ同じ進捗で、若干国営事業の方が先に本県と同様の水路補修等の事業を行っている。
⑬ 第2回専門委員会 国事業について、構造や工法に違いがあるか。	【農村建設課】 国営事業の滝沢側で、現在、盛土して住居より高いところを水路が通る「置樋」から今回の事業で地下化する予定と聞いている。その他の末端に近い部分は、県の事業内容とほぼ同様の水路整備である。
⑭ 第2回専門委員会 9ページ、土地改良事業効果の考え方、「国産農産物安定供給効果」について、仮想市場法を用いて「国民が負担してもよいと感じる金額」を効果額として算定している旨説明があった。支払い意志額は回答者の収入額の影響によるところが大きいと想像するが、仮に岩手県の一人当たりの収入額と全国平均に大きな差があるとすると、全国平均の意志額を岩手県に当てはめることについての妥当性を検討しているか。一人当たりの収入が全国平均より低いと、便益が過剰値になるのではないか。	【農村建設課】 「国産農産物安定供給効果」について、国の基本指針により全国平均の単価を使用することとなり、地域によって実情と比較して過剰、過少となることはあり得るが、国の指針により全国平均以外の単価を使用する余地はないものと考えている。もう少し詳しく、「国産農産物安定供給効果」の算定方法について調べたい。 第3回以降の委員会で説明する。
⑮ 第3回専門委員会（現地調査） 用水路の整備について、老朽化により機能低下した施設はパネル接着工法による改修を、破損や劣化の度合いが著しい場合は鉄筋コンクリート大型水路による改築を行う、との説明があった。今回の現地調査地点の用水路の整備方法はどちらの工法か。	【農村建設課】 パネル接着工法による改修である。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑯ 第3回専門委員会（現地調査） 用水路が想像より高い位置に整備されており、水路橋のような構造物も見えるがどのような施設か。	【農村建設課】 本地点の用水路は、用水が下流の受益地まで届くように盛土して住居より高いところを通っている。水路部分は「置樋」となっており、見えている構造物は用水路が川を渡るための水路橋である。 昭和43年度の用水路設置時には、近くに民家はなかったと考えられるが、現在は用水路のかなり近くまで民家が建っている。用水路の機能低下により、決壊や溢水が発生するおそれがあり危険なため、令和5年度に水路改修工事を実施したものの。
⑰ 第3回専門委員会（現地調査） 現在、用水路中の水位は低いですが、どのような時期に流量が増えて水位が高くなるか。	【農村建設課】 本農業用水路は主に、田んぼに農業用水を供給する用途に使用されるものであり、これから稲刈りに向けては用水を使用しないので、現在用水路にある水は雨水の流入した排水である。 5月の連休辺りの田植えの時期に一番流量が増え、水位が高くなり、その後水稻の生育に合わせて水量が変化するもの。
⑱ 第3回専門委員会（現地調査） これからの時期は、水は流さないということになるか。	【農村建設課】 そのとおりである。
⑲ 第3回専門委員会（現地調査） この用水路は昭和44年の供用開始で55年くらい経っている。今回、国と県がほぼ同じタイミングで用水路整備を行っているが、耐用年数が経過する頃、とかおおよそ40年経過すると、など一定の期間が経過すると自動的に改修等の必要性検討に入る、といったような運用になっているのか。	【農村建設課】 本用水路を当初整備した頃は、整備後、土地改良区等から破損、修繕の要望等の連絡があるまで改修等は行っていなかった。平成18年頃から、社会的なインフラ長寿命化の流れもあり、供用開始後10年経過したら施設の機能診断、耐震調査等により評価を行い、改修方法など長寿命化に向けた検討を行うこととなった。
⑳ 第3回専門委員会（現地調査） 今後の調査頻度はどれくらいの頻度で行うか。	【農村建設課】 おおよそ5年後ごとに機能診断、耐震調査等による評価、検討を行っていくこととしている。
㉑ 第3回専門委員会（現地調査） 今回の調査地点において、用水路の結果による被害想定を行っているが、本事業全体の箇所でも他に被害が想定される地区はないのか。	【農村建設課】 他にも複数の箇所でも、用水路決壊による湛水被害のシミュレーションを行っている。想定被害額は、全ての地区の被害額を積み上げたものになる。
㉒ 第3回専門委員会（現地調査） シミュレーション時の流量はどの位を想定しているのか。	【農村建設課】 満量の水位時に用水路が決壊する最悪のケースを想定し、シミュレーションを行っている。

(3) 農村地域防災減災事業 北照井堰（一関市、平泉町）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
① 第1回専門委員会 当初の工法として石積を予定していたが、石積工法を選択した理由は。	【農村建設課】 本事業は平泉町内で実施している事業であり、周辺の景観や環境への配慮から石積水路の積み直しを選択した。
② 第1回専門委員会 21 ページ「事業に関する評価指標の推移」を見ると、同意率が大きく下がっているが、工法をコンクリート二次製品を使用することに変更したことが関係しているか。	【農村建設課】 工法の変更により事業費が大幅に増加しており、受益者の負担額が増加したことが同意率が低下した要因と考えている。
③ 第1回専門委員会 本事業において、開渠を選択している区間が多いが、人が落下する危険や枝葉などが混入するなど防災面や水路の管理上、暗渠や管路が望ましいのではないかと考えられるが開渠を選択した理由は。	【農村建設課】 本事業の機能として、農地へ用水を供給する機能に加え、周辺から排水を受けて下流に流す機能も兼ねている。周辺からの排水を受けるために、上が開いた状態の開渠を選択したものの。 流量の計算は、用水と排水両方の流量を合わせても問題がないように行っており、落下防止についても必要な箇所にはガードレールを設置する等の対策を行っている。

(4) 農村地域防災減災事業 猿ヶ石北部幹線（奥州市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 27 ページ「事業に関する評価指標の推移」の「必要性」、「受益面積」と「被害想定額」が減少している理由は。	【農村建設課】 「受益面積」と「被害想定額」は、いずれも総事業費で割って評点を算出している。対象とする事業の面積に変更はないが、分母の総事業費が事業着手時と比較して増加となっていることに伴うものである。

(5) 農道整備事業 上新田一ノ沢（一関市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 法面工法を種子散布工から植生マット等に変更した理由は。	【農村建設課】 当初の想定では、種子散布工で施工できると考えたが、実際の工事の際に詳細に土壌を確認したところ、硬度などの観点からよりふさわしい植生マット等に変更した。種子散布工では種子及び養生材が流れやすい法面であったため、シート状に種子と肥料が一緒になっている、植生マット等で施工する必要があると判断した。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
② 第1回専門委員会 35 ページの費用便益分析において、便益項目の「営農に係る走行節減経費」が事業着手時と比較して2倍以上になっている理由は。増加率が大きすぎないか。	【農村建設課】 基準年が平成26年から令和5年になり、便益計算に用いる単価が増加していること、事業期間の延長により便益を算定できる期間が長くなったこと、畜産物の流通量の増加など周辺の様相が変化していることなど複数の要因がある。
③ 第1回専門委員会 35 ページの「環境配慮事項及び環境等への配慮に要する事業費」について、「再生資材（アスファルト、砕石）の積極的な使用による資源の有効活用」については、その後に経費の記載があり、「排出ガス規制対策型建設機械の使用による大気汚染（温暖化）防止」については記載がないが何か費用を計上しているか。	【農村建設課】 費用を積算する際に、排出ガス規制対策型建設機械の使用を前提とした単価を用いており、その分は経費に含まれている。
④ 第1回専門委員会 発注する際に仕様として求めているということか。排出ガス規制対策型建設機械を使用した場合、それ以外の機械を使用した場合よりも経費は上がると考えて良いか。	【農村建設課】 発注する際の仕様書に記載して求めている。経費について、排出ガス対策の機能を求めているので高くはなっていると考える。なお、近年は、排出ガス規制対策型建設機械の使用が標準的になってきている。
⑤ 第1回専門委員会 35 ページの費用便益分析において、便益項目の「一般交通等経費節減」について、未舗装の道路が舗装され一般車両が通りやすくなる、ということイメージするがそのような捉え方でよいか。	【農村建設課】 営農に関わらない交通について増加することを前提に計算している。
⑥ 第1回専門委員会 費用便益分析の記載の仕方について、調書の冒頭には、整備によって得られる効果など事業目的が記載されているが、その事業の効果に当たりそうな部分が費用便益分析ではマイナスの場合があるため、記載を工夫して欲しい。	次回の調書作成時に留意する。

(6) 林道整備事業 牛伏高德線（宮古市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 当初の計画では、平成22年度から29年度の期間を予定していたが段々と延長になり、今回はあと10年間かかる計画となっている。事業が延長となっている理由は。	【森林保全課】 林道整備事業の特殊性ということはある。山に分け入り急傾斜地での作業になることが多く、現場にも起点、終点からしか向かうことができず、遅延することが多くなる。加えて、国からの予算も多い時の2割くらいに減少している中で、物価高による資機材価格の高騰、事業者を支払う諸経費の改訂などがあり、（各年度の進捗が遅れていくことから）これらの要因を見込んで延長の工事期間を計画した。

②	第1回専門委員会 各年度の予算の状況が見えてきたことで、当初の工事期間からの延長期間の見込みが確定したという考えでよいか。	【森林保全課】 そのとおりである。
③	第1回専門委員会 令和元年度に設計勾配等を定めた林道規定が改正となったということだが、具体的な改正内容を簡潔に教示願う。	【森林保全課】 トラックなどの林道使用者から、勾配がきつくて登れない、幅員が狭く危ないといった声があり、令和元年度に「ドライバーズファースト」で林道整備を進めていこうという考え方で、勾配を緩やかにする、カーブでの道幅を拡幅する、などの規格が定められた。 本路線では工事着手前に規定が改正されたため、計画を見直したもの。
④	第1回専門委員会 木材に適した51年生以上の成熟した林分の面積が増加しているとのことで、木材を出荷していくことを想像しているが、林道整備が遅れることで出荷できないこととなり、林道の効果を受益できないということはないか。	【森林保全課】 51年経ったらすぐ出荷に適さなくなるわけではなく、また、その土地の条件の違いや個体差もある。一方で、林道が整備されないと何もできないので、森林の有する多面的機能を効果的に発揮するために、多少時間がかかってもしっかりと整備していくことが必要と考える。

(7) 林道整備事業 平根線（大船渡市）

質疑等の概要		
	専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
①	第1回専門委員会 その後のクマタカの営巣状況はどうか。本事業において、クマタカが居続ける限り配慮が必要か。	【森林保全課】 毎年度、繁殖行動や、子育ての状況などについて、コンサルタント会社に委託して調査を行っている。調査結果により、秋口から長ければ6月まで工事できない場合もあるが、有識者からアドバイスをいただけてなるべく影響が出ない時期に発注して工事を進めている。
②	第1回専門委員会 クマタカの都合で今後も事業に遅延が起きる可能性はあるか。	【森林保全課】 あり得る。なるべくそうならないよう、有識者と相談しながら調整を行っていく。
③	第1回専門委員会 クマタカ調査の委託費は、事業費に含まれているか。	【森林保全課】 含まれている。
④	第1回専門委員会 43ページ、「事業計画の変更の有無及び内容」について、「補償費」という項目があるが内容を教示願う。	【森林保全課】 林道を整備する際に立木を伐採するため、立木分の補償を行うものである。
⑤	第1回専門委員会 今回の再評価時において、以前からマイナスとなっているが、切る木が減ったということになるか。	【森林保全課】 実際に工事に入る前には一本一本の立木を調査して詳細な補償額を確定することから、当初計画の想定補償額から変更となることのあるものであり、今回は当初の見込より減額となったもの。

(8) 林道整備事業 平波沢線 (田野畑村)

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応 (回答)
<p>① 第1回専門委員会 林道事業で最初に説明のあった「牛伏高德線」と、ひとつ前の「平根線」、「平波沢線」に共通する事項として伺う。 1点目として、51 ページ、「代替立案の可能性」において、3路線に共通して、「別の路線同士を繋ぐ連絡線形であり大規模災害時にう回路としての機能を有する」と記載されているが、代替路となりうることから、市町村から早く整備してほしいという要望があったものかどうか教示願いたい。 2点目として、う回路としての機能を有するという点で、林道であるために標高の高い場所や傾斜地を通ることもあると思うが、岩泉町の台風10号のような大雨による土砂災害も考えられる。その点も考慮して対策している、という理解でよいか。</p>	<p>【森林保全課】 1点目について、3路線すべてで市町村から災害時の代替路線整備としての要望があったかは確認していないが、平根線については、大船渡市において災害時の代替路線として計画されていたと記憶している。 2点目について、林道整備の規定において、急傾斜地においても通常の雨では災害が起きないような整備をしている。</p>
<p>② 第1回専門委員会 市町村から要望があった場合、その旨調書に記載いただけると、必要性・重要度が明確になると考える。</p>	<p>次回の調書作成時に留意する。</p>

(9) 林道整備事業 鎌峯沢線 (陸前高田市)

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応 (回答)
<p>① 第1回専門委員会 53 ページ、「未着工及び工事遅延の理由並びに解決の見通し」の①理由において、「終点側において、大雨や融雪等による法面崩壊が発生」とあるが、同じ場所で複数回法面崩壊があったと考えて良いか。</p>	<p>【森林保全課】 そのとおりである。その場所で特段の災害雨量などがあったわけではなく、恐らく地質によるものと考えられるが、切土面を掘削しているうちに何度か崩壊があり、その後大きな崩壊が起きた。このため調査をして手当をしないとその先の工事を進めることができなかった。</p>
<p>② 第1回専門委員会 当初想定していない対策が必要になったことで事業費は増加しているか。</p>	<p>【森林保全課】 林道整備では通常用いることのない、法枠やロックボルトによる工法を用いたと記憶しており、その分の事業費が増額となっている。</p>
<p>③ 第1回専門委員会 その場所については法面崩壊しないよう対策したということで、安全になったと考えて良いか。</p>	<p>【森林保全課】 そのとおりである。</p>

(10) 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）〈詳細審議対象〉

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 前回の再評価時において、令和4年度終了予定の事業期間を令和14年度まで大きく延長した理由について、事前に質問しており、事業の概要説明において、平成23年の東日本大震災の復興業務や平成28年の台風被害の復興業務が優先され、入札の不調が続いたとの説明があった。 同じ時期に始まった事業のうち、特にこの事業だけが負担を強いられたという状況であったのか。	【森林保全課】 事業の対象地区において近接に工事業者が少なく、工事業者にとって現場までの移動に時間がかかる場合が多いことに加え、タイミングとして東日本大震災や台風被害があったため、林道事業は後に回され、工事業者が災害の復旧工事を優先したということが事業遅延の主な理由である。
② 第1回専門委員会 元々事業費が大きいということは影響しているか。	【森林保全課】 事業費の規模がそれほど影響したとは考えていない。
③ 第1回専門委員会 再評価時と比較して、今回事業費が増えていないが、物価高等の影響を考慮しなくて大丈夫か。	【森林保全課】 物価高の影響について、他の路線と同様の条件である。本路線については国道のすぐ近くから始まる工事で現場の条件が良かったことがあり、入札執行残が比較的多かった。今回、結果として物価高等による増加分と執行残分が相殺されて、事業費の増減がゼロとなった。 今後について、社会情勢を注視して単価の増減を確認しながら、毎年度確認、見直しをしていく。
④ 第1回専門委員会 60ページ、「環境配慮事項及び環境への配慮に関する事業費」について、希少種の生態系により移植が困難でありルートを変更したとあり、設計を変更したということだと思いが、事業費の増額はなかったのか。	【森林保全課】 前回、令和元年度の再評価調書にも同様の記載をしていたところであり、増額分についてはその際に見込んでいたものである。
⑤ 第1回専門委員会 そうすると、58ページ「事業計画の変更の有無及び内容」の表に記載されている「変更前」の事業費に含まれていると考えて良いか。	【森林保全課】 そのとおりである。
⑥ 第1回専門委員会 同様に補償費についても、変更後のルートを前提に「変更前」の額を算定したと考えて良いか。	【森林保全課】 そのとおりである。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑦ 第1回専門委員会 60 ページ、費用便益分析において、「森林整備経費縮減便益」は再評価時に一度下がって、今回評価時にまた上がっている。「災害等縮減便益」は大きく増加している。「その他便益」は逆に下がっている。大きく上がったり下がったりしているが、どのような影響があるか。	【森林保全課】 「森林整備経費縮減便益」について、再評価時に下がっている理由は平成 27 年に林道の評価が大きく変わったため、その当時の算定で下がったものであり、今回上がった理由は、算定する単価が上昇したためである。 「災害等縮減便益」も同様に、平成 27 年度の評価方法の変更時に上がり、今回の評価時においても算定する単価が上昇したために上がったものである。 「その他便益」については、道路の維持管理に関するもので「維持管理等縮減便益」を見ており、転石などが思ったより少なかったために下がっているもの。
⑧ 第1回専門委員会 「その他便益」が下がっているのは、維持管理経費が減ったという意味合いであるか。「費用項目」の全体事業費に「※維持管理費等含む」とあり、すみ分けについて次回教えて欲しい。	【森林保全課】 第2回以降の委員会で説明する。
⑨ 第2回専門委員会 舗装を実施しない場合と実施する場合の維持管理費の差が、周辺市町村の実績を含めて減少しているという説明があったが、今回の現場である葛巻町においても、未舗装道路で丸太伏工や路盤補強工を実施しており、未舗装部分の維持管理費が従来よりも少ないと考えてよいか。	【森林保全課】 そのとおりである。 丸太伏工については、直径 10 cm くらい、1.8 m の丸太を切土法面に並べて覆うような工法で、丸太の設置により草が生えてこないため、草刈り分の維持管理費が節減されることとなる。 路盤補強工については、路面にハチの巣のような構造をした高密度ポリエチレン製の資材を敷き、碎石を敷きこんでいくことで碎石が流出しづらくなり、かなりの量の水が流れても碎石が移動せず維持管理費が節減されることとなる。
⑩ 第2回専門委員会 林業の現場では、山から工場へ直送することで、説明を聞いていて、山に直接車両が入るためには、林道の舗装化に合理性があると感じた。何トンくらいのトラックが乗り入れるイメージか。	【森林保全課】 セミトレーラークラスの車両が乗り入れるイメージで行っている。
⑪ 第2回専門委員会 18 ページ、「その他の便益」について、本事業においては「維持管理費縮減便益」のみということなので、そのように書いていただいた方が分かりやすい。	【森林保全課】 次回の調書作成時に留意する。

(11) 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大川松草線 本町～大広（岩泉町）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 1点目について、65 ページ、便益項目の「その他便益」が上の主要「3 便益」を上回る便益となっているが、どのような便益を計上しているのか。 2点目について、67 ページの地図を見ると近くに家屋があって、この辺りに住んでいる方が使う道路かと思うが、位置図の方で見ると大川と門馬の辺りをつなぐ道路ということで比較的長い交通も通る可能性があるようにも見える。実際、どのような使われ方をしているか。	【道路建設課】 1点目の拡張便益について、現在、岩手県の特長や地域性を考慮して6つの拡張便益を設定している。今回はこのうち3つを採用しており、1つ目が救急救命率向上便益、2つ目が走行不安解消便益、3つ目が大型車すれ違い困難箇所の解消便益、である。前回評価時においては、現在の拡張便益と別の考え方で設定しており、項目も2項目のみであったことが、便益が増加した理由の一つとなっている。 2点目の路線の使われ方について、この路線は大川地区、釜津田地区集落の約 300 世帯、約 600 人の生活道路である。林業も盛んで木材関係の運搬車が頻繁に走行しており、小中学校のスクールバスも通っている。
② 第1回専門委員会 林業関係の車両が通るとの説明があったが、これをもって先ほどの「大型車すれ違い困難箇所の解消」を拡張便益に計上しているという理解でよいか。	【道路建設課】 そのとおりである。
③ 第1回専門委員会 工法変更について、もう少し詳しく教えていただきたい。どのようなことがあって、どのように変更したのか。	【道路建設課】 今回、法面対策について工法変更を行っている。事業化前には掘削のみで切土安定勾配を確保すればよいと考えていたが、詳細設計時にボーリング調査等も行い、法枠工、鉄筋挿入工で進めることとなった。その後、令和2年度に法面掘削に着手したところ、想定していた岩が出てこなかったため、改めてボーリング調査を行ったところ岩が想定より深い位置に出てきたもの。このため、グラウンドアンカー工等に修正設計したことで事業費が増額となった。
④ 第1回専門委員会 65 ページ、環境配慮のところで、再生アスファルトで 4,400 万円くらい計上されている。66 ページのコスト縮減対策の実施状況及び今後の可能性で、再生アスファルトのコスト縮減額が 600 万円ほど計上されているが、どう考えるのがよいのか。600 万円縮減されて 3,800 万円になっているという理解でよいか。	【道路建設課】 再生アスファルト合材を使えば 4,400 万円という記載であり、もし普通アスファルトを使えば、約 5,000 万円の費用がかかり、その差額を 66 ページに記載している。
⑤ 第1回専門委員会 65 ページ、便益の一番下の参考、「地域補正係数による修正便益を考慮したB/Cを算出している」とあるが、どういう場合に参考値として表示することになっているか。	【道路建設課】 岩手県独自の考え方で、沿岸と内陸の所得格差などの地域の水準格差を是正するために、各地区ごとの補正係数を乗じて分析している。地域係数は数年ごとに見直ししており、県北や沿岸が高い傾向となっており、道路建設課事業で記載している。

(12) 地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）【詳細審議対象】

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
<p>① 第1回専門委員会</p> <p>1点目について、70 ページ、費用便益分析の表で、一番下に記載されている将来交通量が事業着手時と再評価時でおおむね13,100 台前後とあまり変わっていないと思うが、「走行経費減少便益」が2倍に増えているのはなぜか。</p> <p>2点目について、事前に質問すればよかったが、69 ページ、事業に関する評価指標の推移、「必要性」のこの区間の「39.5/億台キロ」は県の平均とより高いのか低いのか。もし可能であれば死傷事故率を単路部と交差点部に分けて、単路部で岩手平均と比較してどうか。</p> <p>3点目、当初片側歩道であったものを両側歩道に工法変更しているということで、理由として、事故の発生と、住民からの要望と説明があったが、これまで、今回と同様に片側歩道から両側歩道に工法変更した事例はあるか。</p>	<p>【道路建設課】</p> <p>1点目について、「時間短縮便益」や「走行経費減少便益」について、ご指摘のとおり 交通量は増えていない一方、今回の費用便益分析の原単位が大きくなっているため増加している。</p> <p>2点目の事故率について、県内平均との比較で多いかどうかこの場でお伝えすることは困難である。費用便益分析で加点していることから、ある程度事故が発生していることを踏まえて道路整備の緊急性があると考えている。</p> <p>3点目について、片側歩道から両側歩道に工法変更した事例についてだが、私の記憶では、ないと思う。本事業は令和2年度に事業化しているが、平成16年から令和元年までに16件の人身事故が発生している。県としては事業効果の早期発現を念頭に、埋蔵文化財などを回避するためにまず片側歩道で整備を進めることにしていたが、事業化後にも事故が多発し、死亡事故も発生している。このようなことを踏まえて両側歩道の整備の必要性が増し、今回見直しを行ったところ。</p>
<p>② 第1回専門委員会</p> <p>両側歩道への変更にあたり、道幅全体の幅も変更となったか。</p>	<p>【道路建設課】</p> <p>幅員も広がっている。前回は片側歩道で全幅員が12.5メートル、今回の見直しで両側歩道で全幅員が14.5メートルとなっている。</p>
<p>③ 第1回専門委員会</p> <p>70 ページ、(3) 環境配慮等の部分で、一部区間において調査ができなかったとの記載があるが対応状況はどうか。市街地なのであまり心配ないようにも思える。</p>	<p>【道路建設課】</p> <p>対象地区に埋蔵文化財があり、現在は立ち入りできていないが、県の埋蔵文化財担当の生涯学習文化財課と事前相談を行っている。</p>
<p>④ 第1回専門委員会</p> <p>事業化をしたが供用をはじめていないので整備効果の発現はないと記載されている。整備効果の発現がない状態でまた事故が起きてしまった。発現する前に事故がまた起こったということで、両側歩道にするという話の流れがもう一つしっくりこない。もしも片側歩道のままで事業執行するのであれば、事業期間はどれくらいになるか。今、両側にする予定で令和11年度になっているが、片側歩道にした場合、工事がいつ終わり効果はいつ発現するのか。</p>	<p>【道路建設課】</p> <p>当初計画の片側歩道の事業期間は令和9年度となる。</p>

質疑等の概要	
専門委員会からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑤ 第1回専門委員会 事故を減らすということであれば、当初の計画どおり令和9年度までに一旦片側歩道を整備した方が事故の確率は減るのではないかと。今はまだ効果が発現していない状態で、なぜ両側歩道に変更するのか。	【道路建設課】 今回の死亡事故は、県道の横断時に発生した。拡大図をご覧くださいと、西側の方から県道に向かって何本も横に市道が入ってきている。本計画区間における横断歩道は2か所と記憶しているが、西側の市道等から県道に入った際に、そのまま横断せざるを得ない状況であり、横断歩道に誘導するためにも西側に新たに歩道を整備したいと考えている*。 ※今回の事業区間の道路の現況について、概ね東側に既設の狭い歩道があり、西側には歩道がない状況。このため、西側から徒歩で県道に入った際、道路上を歩行することが危険であるため、横断歩道まで歩行することができずに県道を横断せざるを得ない状況であるもの。
⑥ 第1回専門委員会 横断歩道を増やすといったことでは対処することができないのか。	【道路建設課】 そのように考えている。
⑦ 第1回専門委員会 この道路において、片側歩道だけでは解決しないという事例が発生してしまった、という理解でよいか。	【道路建設課】 そのとおりである。
⑧ 第1回専門委員会 今回の片側歩道から両側歩道への変更が事故の減少に繋がる考え方について、次回説明して欲しい。	【道路建設課】 第2回以降の委員会で説明する。
⑨ 第2回専門委員会 事故の状況を見ると、車対車の事故も多いようである。説明をお聞きして、両側に歩道を整備することで車対歩行者や車対自転車の事故を減少させるという狙いはわかるが、本事業において車対車の事故も減少するのか。	【道路建設課】 本事業では車道の幅員、サイドラインから外側の路肩幅員も拡げている。また、現況の曲線半径 100mの線形不良部分の平面線形の見直しも行っているため、車対車の事故も減少するものと期待している。
⑩ 第2回専門委員会 線形不良が改良されることで車対車の事故の減少も期待されるとのことだが、逆に旅行速度が上がるため事故に繋がる懸念はないか。現時点での見通し、対策はあるか。	【道路建設課】 線形不良の改良により旅行速度が上がるかどうかの想定・計算は行っていない。現状、本区間は時速 40 km規制、また、事業区間の前後も時速 40km 規制となっていることから、現時点では道路の改修後も時速 40 km規制が維持されるものと考えている。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑪ <u>第2回専門委員会</u> 死亡事故は、21ページ地図の赤字の④、23ページ上のシートの写真で言うと右下の「信号機の無い横断歩道を横断する自転車」の場所で起きており、写真では、西から東へ横断している場面であるが、実際の死亡事故は東から西への横断時に発生したとの説明があった。そうすると、事故を減らす方法として、片側に歩道をつけて横断歩道を増やすということも一つ、策としてはあるのかなとは思いますが、そうしなかった理由というのは、なるべく自転車、歩行者と車両が交差するところを減らしたいという意図があつての両側歩道というような理解でよろしいか。	【道路建設課】 そのように理解していただいてよい。
⑫ <u>第2回専門委員会</u> 今回の事業区間に繋がる南北の道路について、現況、整備後の本区間と同様の広さがあるか。	【道路建設課】 今回の事業区間の北側は両側歩道が整備済みである。一方、南側は片側歩道であり道路構造令を満足していない歩道幅の区間となっている。
⑬ <u>第2回専門委員会</u> 今回の事業で整備されない区間についても整備をする見込みはあるか。	【道路建設課】 将来的には、今回整備しきれない南側の整備も実施したいところ、現状、限られた期間、限られた予算の中で効果を発現することができる区間として今回950mの事業区間を設定したもの。 なお、今回の事業区間の南側の終点は、信号機付きの横断歩道であり、この地点までを一区切りの工事区間としたものである。
⑭ <u>第2回専門委員会</u> 今回の事業区間より南側の道路について、事故の例はそれほど集中しては見られないということでしょうか。	【道路建設課】 当方で確認する限り、事故が集中するというようなことは確認していない。
⑮ <u>第3回専門委員会（現地調査）</u> これまでの委員会において、西側の歩道の整備から工事を始める旨説明があった。現地調査地点において、道路の西側には農業用水路があるが、どのような手順で工事を行うのか。	【道路建設課】 まず、現在の用水路の西側、山手側に新しい開渠の用水路を整備して水の流れを確保した後、現在の用水路を埋めて歩道を整備する予定としている。当初の東側片側歩道整備の案では、現在の用水路をコンクリート製のボックスカルバートにより暗渠にして、その上を自動車が走行する計画であった。事業費としては、当初の計画と比較してそれほど増額とはならないもの。
⑯ <u>第3回専門委員会（現地調査）</u> 工事は整備区間の北側から行うのか。	【道路建設課】 可能であれば北側から工事を進めたいが、農業用水路の切り回しが必要であることから、農業用水の流量が減少する秋以降の工事とならざるを得ない。 北側、南側のどちらから工事を行うかは、農業用水の流量を勘案し、決定していきたい。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑰ 第3回専門委員会（現地調査） 地元から用水路の生物保全について要望はあるか。	【道路建設課】 ない。
⑱ 第3回専門委員会（現地調査） 希少野生動植物の保全に関する取組は行っているか。	【道路建設課】 盛岡広域振興局公共事業等に係る希少野生動植物調査検討員会へ付議し、各委員から助言を受けている。引き続き、各委員から助言を受けながら対応したい。
⑲ 第3回専門委員会（現地調査） 工事区間における照明の設置状況はどのようになっているか。	【道路建設課】 工事区間のうち、道路管理者が設置する道路照明が2基、自治会等が設置する防犯灯が7基設置されており、概ね100m間隔で照明が設置されている。
⑳ 第3回専門委員会（現地調査） 横断歩道を走行中の自転車と軽自動車による死亡事故の発生時刻はいつ頃か。	【道路建設課】 公表されている資料では、曇りの日、午前9時18分頃である。死亡事故発生地点は、線形不良で視界が悪くなっている。
㉑ 第3回専門委員会（現地調査） 死亡事故地点の横断歩道は、人が渡っていることを事前に想定していないと危険であると感じる。今回の工事で改善されるのか。	【道路建設課】 道路幅員の拡幅、山側の一部切土により、かなり視界が確保できるものと考えている。
㉒ 第3回専門委員会（現地調査） 積雪があった場合、除雪すると思うが雪は車道に残るのか。	【道路建設課】 今回の工事でサイドラインから外側の路肩も広げ、除雪した雪を寄せておく堆雪帯を設ける。積雪が多い場合は、一度路肩に寄せた雪をロータリーで除雪する。
㉓ 第3回専門委員会（現地調査） 現状、自転車は車道を走ることになっているか。	【道路建設課】 基本的に車道を走ることになっている。歩道は自転車走行可能区間と不可の区間があるが、自転車の歩道走行ができない区間の中に線形不良、幅員狭小で危険な区間がある。
㉔ 第3回専門委員会（現地調査） 工事中の通学路は確保できるのか。	【道路建設課】 仮設の歩道を設置したいと考えている。
㉕ 第3回専門委員会（現地調査） 本区間の整備後の制限速度は時速40kmとなる見込みか。	【道路建設課】 制限速度については、交通量や歩行者数などを勘案して警察において決定する。実際規制がどうなるかわからないが、参考まで、事業区間の前後区間は、制限速度が時速40kmである。
㉖ 第3回専門委員会（現地調査） 一般的に制限速度について、県の県土整備において警察に申し入れすることはあるか。	【道路建設課】 それはない。例えば、道路計画の検討段階で、交差点の形状について警察と協議することはあるが、制限速度についての協議はしない。
㉗ 第3回専門委員会（現地調査） 横断歩道や信号の設置も警察の管轄か。	【道路建設課】 警察の管轄である。

(13) 広域河川改修事業 一級河川北上川（下流） 川崎ほか（盛岡市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 75 ページ、自然環境等の状況の部分で、施工区域内に確認された希少野生植物について移植という助言があったということだが、河川敷というか高水敷の場合、移植先も高水敷となり環境も限られると考えるが、移植は可能なのか。	【河川課】 令和3年度に工事の影響を受けない区間に移植しており、現在も、状況確認して生息を確認している。
② 第1回専門委員会 74 ページ、事業に関する評価指標の推移、のところで「防護人口」が半分以上減っている状況であるが、これだけ人が減少しているところで十分な効果が期待できるものか。	【河川課】 「防護人口」自体は国勢調査による自然減と考えられる。今回の箇所について、現況流下能力が足りずに水害被害が発生しており、守るべき人家や田んぼなどの資産については変更なく現地に存在することから、事業継続が必要と考えている。
③ 第1回専門委員会 74 ページ、同じく事業に関する評価指標の推移、のところで「輸送施設」について、備考欄に国道4号という記載があるが、国道4号が想定氾濫区域を通過しているからという理解でよいか。	【河川課】 そのとおりである。
④ 第1回専門委員会 そうすると、評価の大勢に影響しないことと思うが、IGRいわて銀河鉄道もこの氾濫区域を通過している。こちらは氾濫しても鉄道が盛土などで高いところを走っているから記載しなかったということか。	【河川課】 この指標の仕組みとして「あるかないか」という判断基準であるため、今回国道4号のみを記載していたもの。浸水エリアであれば、鉄道も考えられるため、今後は留意したい。

(14) 治水施設整備事業 一級河川北上川水系人首川 次丸（奥州市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 今回の対策によって、概ね5年に一度の確率による降雨で発生すると考えられる洪水被害の軽減を図るということだが、状況に挙げられている平成14年、平成29年の被害はこの5年に一度に収まっているか。今回の対策で、平成14年、平成29年と同様の被害を防ぐことができるか。	【河川課】 平成14年の台風16号の大雨が既往最大洪水となっており、こちらの確率が5年に一度程度の雨であったということで平成14年の雨にも対応可能である。なお、平成29年の雨量は平成14年を下回っている。
② 第1回専門委員会 79 ページ、事業に関する評価指標の推移、のところで、「防護人口」が事業着手時に3であったものが、今回評価時0となっているのは、治水調査マニュアルの値が変わったということか。	【河川課】 この部分に関して、マニュアルに変更はない。防護人口について、平成21年の時点では、防護人口は14人であり、前回評価時点から2人となっている。なお、「事業着手時評点（平成21年度）」において、「10人未満」が3点と記載しているが、「10人以上」が3点であったため、訂正する。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
③ 第1回専門委員会 80 ページ、費用便益分析で「被害軽減の便益」が非常に大きくなっているのはマニュアル改訂の結果という説明であったが、具体的にどういところが改訂されてこれほど大きな値になったかというところをご教示願う。	【河川課】 マニュアルの改訂前には、農地、農業施設を道路や橋梁などと同じような率を掛けて算出していたが、改訂後においては、農地、農業施設の被害額を公共土木施設被害額とは別に算出することとなった。 現マニュアルでは、農地、農業施設平米あたり 1,539 円の被害額を見込んで算出することになっており、本事業において農地、農業施設の割合が非常に大きいこともあり、大きな値となっている。今まで低く算定されすぎていたものが適切に反映されるようになったと考えている。
④ 第1回専門委員会 80 ページ、自然環境等の状況、イの②「対応状況」の「環境等への配慮に要する経費」、河畔林を現況保存という箇所について、河畔林は洪水時に水が流れるところに生えているかと思うが、河川内に木をわざと残すような環境整備をされているという理解でよいか。	【河川課】 あくまでも流下断面には影響のない範囲内で残せるものは残すということでやっているの、洪水に影響があるような河畔林については残せないと考えている。
⑤ 第1回専門委員会 それは堤防の外ではないということか。河川内ではあるけれども、高さがあるので、降水時に影響はないという理解でよいか。	【河川課】 断面に余裕のある河積分があり、その部分のエリア内ということである。
⑥ 第1回専門委員会 そうすると、河畔林であっても根元に水は来ないということか。	【河川課】 流下能力で考慮している断面の部分以外の部分の河畔林であるため、超過の洪水が来れば可能性はあるが、計画で見込んでいる流量ではそこまで水は来ないということである。

(15) 総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）】〈詳細審議対象〉

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 資料の見方であるが、この事業の範囲は 87 ページの丸で囲っている部分か。この中で、一部ブロックで地すべり等が新たに確認された、ということによいか。	【砂防災害課】 事業箇所としては、87 ページの丸で囲っている部分であるが、その次の 88 ページ、計画平面図で少し詳細なブロック分けも記載している。この図のほぼ中心付近のKブロックとLブロックでの追加工事を行いながら全体としての地すべり対策を行っている。
② 第1回専門委員会 アスピーテラインはこの区間以外にも距離があって、色々な状況の箇所があると思うが、同じような事業はほかの場所でも行っているか。	【砂防災害課】 この地区のみである。アスピーテラインの中でこういった地すべりが発生しているのは、この箇所のみである。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
③ 第1回専門委員会 ほかの箇所では今のところ対策が必要な状況にはないという理解でよいか。	【砂防災害課】 そう考えている。日常的なパトロールなどを行う中で、道路の変状などは見られていないため、安全は確保されていると考えている。
④ 第1回専門委員会 地すべり対策で非常に重要な事業である。この事業は当初平成 22 年から始まって現在に至る事業であるが、この事業は基本的に地すべりが続く限りずっと続くという理解でよいか。	【砂防災害課】 現時点で発生している地すべりに対する対策としては、今回の追加施工を行い、その後の若干の観測継続は必要かと思うが、今のところの目論見としては十分な対策を図ることができる目途が付いたと考えている。
⑤ 第1回専門委員会 この対策が終われば、この事業としては一回区切りを迎えるという理解でよいか。	【砂防災害課】 それを目標に進めているところである。一方で、岩手山全体としての活動や今後の地震等によって、地下水位が変動することもあり得なくはないため、その辺の状況を注視していく必要がある。
⑥ 第1回専門委員会 85 ページ、自然環境の状況で、「岩手県自然環境保全指針による自然区分」が「A」となっており、「振興局公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会」に付議した結果、特に助言はなかったということだが、どういったことでこの保全区分が「A」なのかご存じか。なぜ何もコメントがなかったかが知りたい。	【砂防災害課】 県の自然環境保全指針に従い、1キロ四方のメッシュに区切り、その区域の自然区分が「A」から「E」と判定され、委員会への付議において、この判定された自然区分が報告される。1キロ四方のメッシュであり、実際の事業対象区域には希少種が確認されないことがあり、今回は希少種が確認されなかったことから、委員会での助言、意見等は特になかったと考えている。
⑦ 第1回専門委員会 自然区分が「A」となっているということは、何かしらの希少種があることが確認された、ということではないのか。工事前に実際に調査するということはないのか。	【砂防災害課】 委員会活動の一環として、委員が現地を調査することがあり、そこで希少種が確認された場合、移植をしましょう、であるとかの助言をいただくことになる。本事業において、平成 23 年度に委員による委員会の現地調査が行われており、特に希少種は確認されなかったという状況である。
⑧ 第1回専門委員会 85 ページ、費用便益分析を説明いただいた際、交通量が増加しているということを便益の変化の理由として説明いただいたが、事業着手時と比べて交通量が増加していると理解してよいか。	【砂防災害課】 交通量について、事業着手時、令和元年の再評価時、今回の再々評価時の3つの時点で確認しているもの。平成 22 年度事業着手時、基準年が平成 21 年度で1日あたり 979 台、令和元年が一度減少して 372 台、今回令和 6 年度が 1,040 台となっている。これらの交通量の算出根拠は交通センサスである。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
<p>⑨ 第2回専門委員会</p> <p>28 ページ、自然環境等の状況について、本事業の際にどれくらいの裸地、植物の無い地表面ができるものか。この地点であると高山性の植物が生えていたところに、雑草や外来種が生える心配はないか。</p>	<p>【砂防災課】</p> <p>26 ページ下の段に集水井の写真を載せている写真は施工済みのものであるが、直径 3.5m の円形の井戸を設置するものである。27P 下段の平面図をご覧いただくと、扇形に表示しているものの要の部分、中心部分に井戸を設置している。実際の扇形の部分は、地中の横ボーリング、集水ボーリングを放射線状に設置するため、地表面に設置される構造物は 3.5m の集水井のみとなる。</p> <p>また、抑止杭も直径 400mm、40cm の杭を数メートル間隔で設置するものであり、面的な改変は非常に小さなものである。</p> <p>なお、山林の管理者である森林管理署とも相談しており、あえて植生工などは実施せず、在来種の植生の回復を確認している。</p>
<p>⑩ 第2回専門委員会</p> <p>集水井に溜まった土砂を取り除くなど、メンテナンス費用は見込まれているか。</p>	<p>【砂防災課】</p> <p>メンテナンスに係る費用を見込んでおり、費用便益分析を行う際の維持管理費に計上している。</p>
<p>⑪ 第2回専門委員会</p> <p>第1回委員会の際に説明のあった、費用便益分析中の「残存価値」の意味を説明願いたい。</p>	<p>【砂防災課】</p> <p>集水井や抑止杭など、事業で設置する構造物の耐用年数が基本的なもので 50 年とされており、今回の事業で言うと令和 11 年度の事業終了予定であるため、2080 年までの耐用年数があり、減価償却を考慮した残存価値である。</p>
<p>⑫ 第2回専門委員会</p> <p>26 ページ上のシートで、緑色で示されているブロックは今回と同様の対策を実施済みのブロックということだが、地すべりは抑えられているか。</p>	<p>【砂防災課】</p> <p>現状でパトロールなどの際に変調は確認されておらず、対策が功を奏していると考えている。</p>

令和6年度公共事業再評価 継続審議資料 目次

農林水産部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
1	農村建設課	農村災害対策整備事業	岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）	25～26

県土整備部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
2	道路建設課	地域連携道路整備事業（地域密着型）	主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）	27～30
3	砂防災害課	総合流域防災事業（地すべり）	一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）	31～34

令和6年度 第4回公共事業再評価専門委員会 再評価継続審議説明資料

農村災害対策整備事業 岩手山麓地区

令和6年9月24日
農林水産部 農村建設課

1

1 第二回委員会の質疑に対する補足説明について

【委員会の質疑】国産農産物安定供給効果について

国産農産物安定供給効果を算定する際の支払い意志額は回答者の収入額の影響によるところが大きいと想像するが、岩手県の一人当たりの収入額と全国平均に大きな差があるとすると、全国平均の支払意志額を岩手県に当てはめると便益が過大になるのではないか。

1 第二回委員会の質疑に対する補足説明について

【国産農産物安定供給効果とは】

土地改良事業の実施により、農用地や水利条件の改良等がなされることに伴って、その受益地域において維持・向上するとみなされる**国産農産物の安定供給に対して国民が感じる安心感の効果**



市場で扱われない価値であるため、一般国民にWTP(支払意思額)を尋ねることで、その価値を直接的に評価する手法であるCVM(仮想市場法)によって測定し、効果を算定する。



公共事業再評価の概要

地域連携道路整備事業（地域密着型）

主要地方道盛岡環状線 滝向

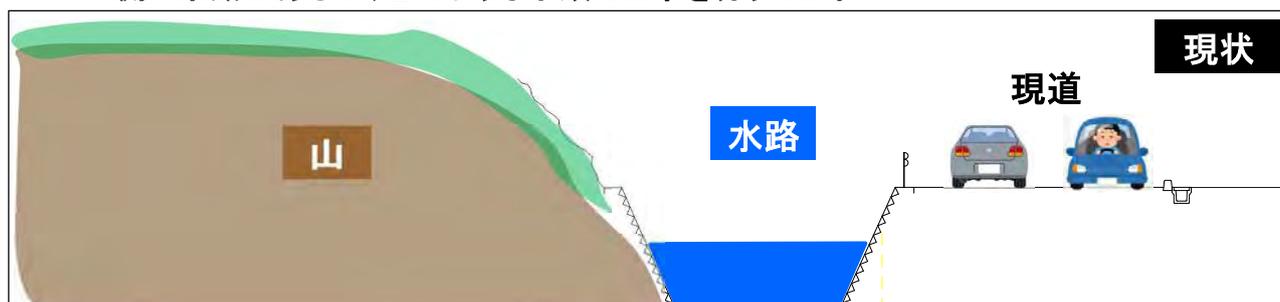
第4回事業評価委員会

令和6年9月24日
県土整備部 道路建設課

1

○第3回委員会（現地調査）での質問事項

[質問1]これまでの委員会で、西側の歩道整備から工事を始める説明であったが、現道の西側に水路があるが、どのような手順で工事を行うのか。

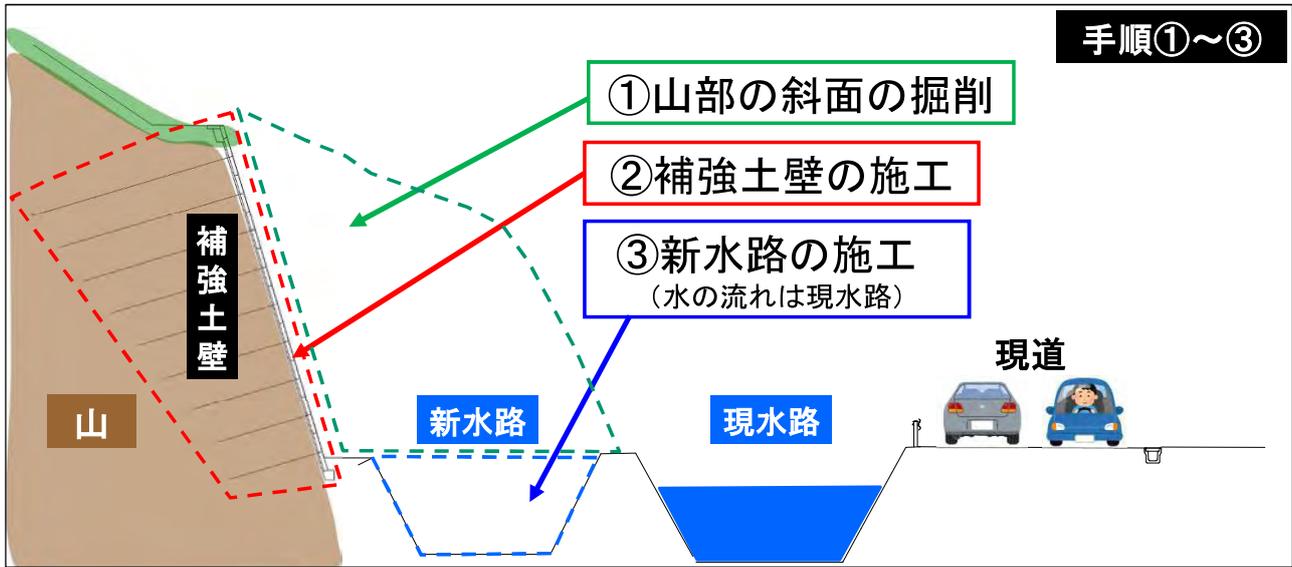


2

○第3回委員会（現地調査）での質問事項

[回答1]

①山部の斜面の掘削 ⇒ ②補強土壁の施工 ⇒ ③新水路の施工

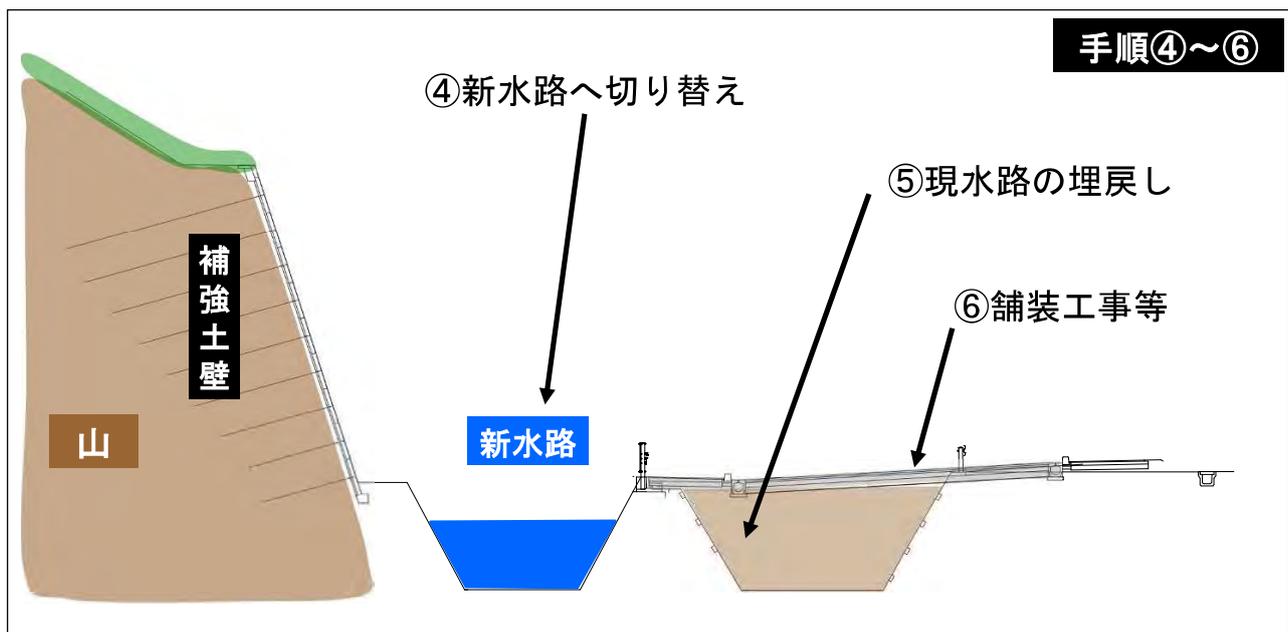


3

○第3回委員会（現地調査）での質問事項

[回答1]

④新水路へ切り替え ⇒ ⑤現水路の埋戻し ⇒ ⑥舗装工事等



※⑤⑥は車両通行を確保しながらのステップ施工

4

○第3回委員会（現地調査）での質問事項

[質問2] 工事区間における照明の設置状況はどのようになっているか。

[回答2] 概ね100m間隔で照明が設置されている。



5

○第3回委員会（現地調査）での質問事項

[質問3] 死亡事故地点の横断歩道は、人が渡っていることを事前に想定していないと危険だと感じるが、今回の工事で改善されるのか。

現状



線形が悪いため、運転手から歩行者に対する視認が遅れる可能性がある。

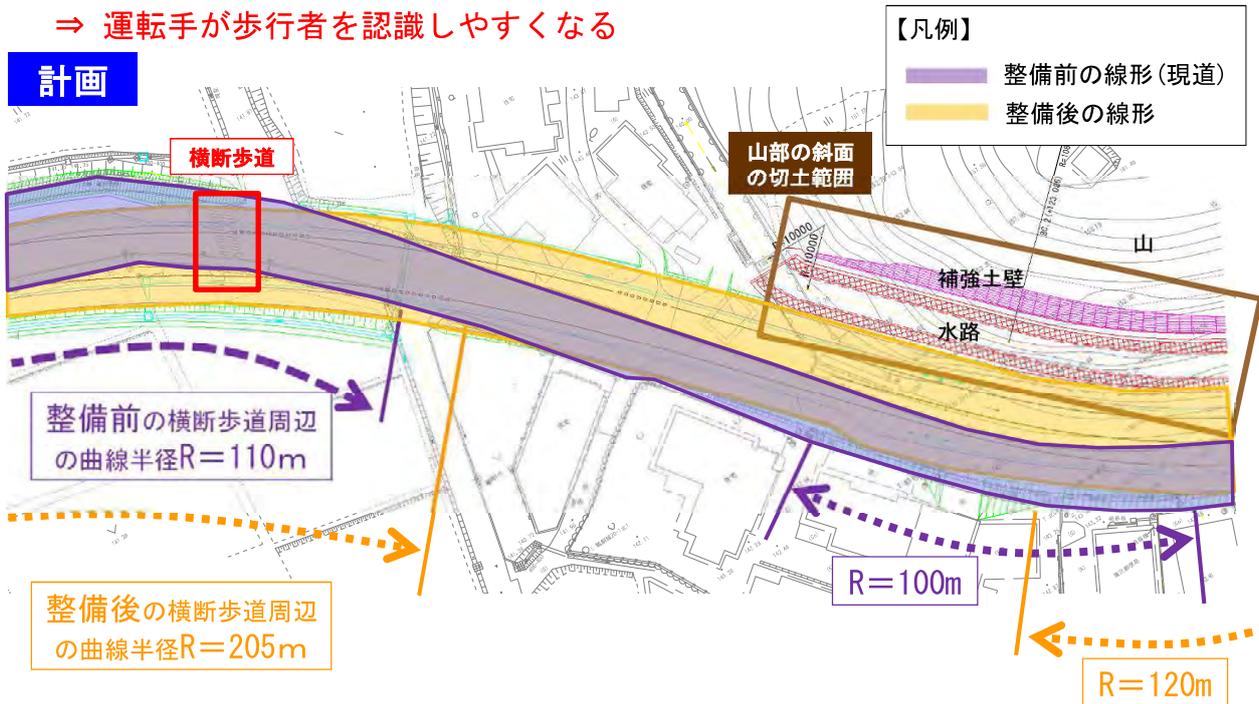


6

○第3回委員会（現地調査）での質問事項

[回答3]

- ・ 線形（曲線半径）が改良される（ $R=110m \Rightarrow R=205m$ ）
- ・ 幅員が広くなること、山部の斜面の切土により視距が確保される
⇒ 運転手が歩行者を認識しやすくなる

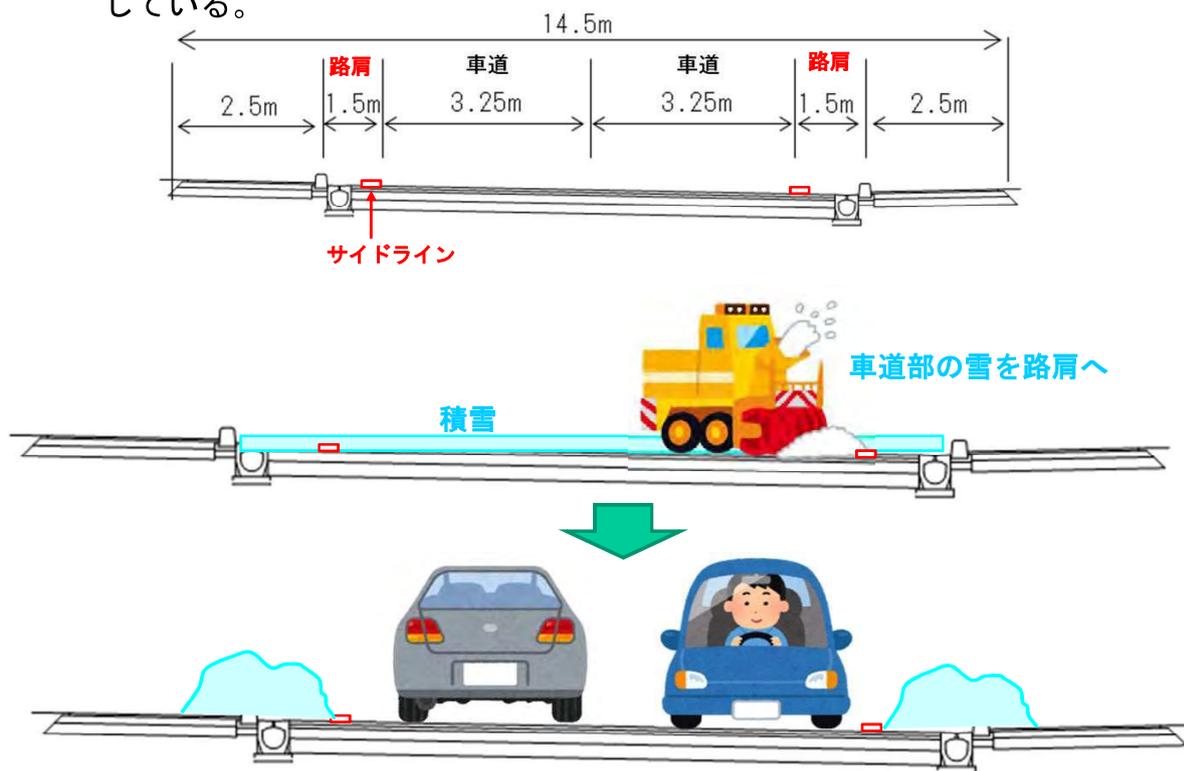


7

○第3回委員会（現地調査）での質問事項

[質問4]積雪があった場合、除雪すると思うが雪は車道に残るのか。

[回答4]雪は車道に残らない。なお、車道を除雪した雪は路肩幅員の中に寄せることにしている。



30

8

公共事業再々評価の概要

総合流域防災事業(地すべり) 八幡平

令和6年9月13日(金)
県土整備部 砂防災害課

1

1 事業概要①(事業目的)

主要地方道大更八幡平線(通称、八幡平アスピーテライン)において、地すべりに起因する道路の亀裂・陥没・隆起がみられることから、通行車両の安全を図るため地すべり対策施設を整備するもの。

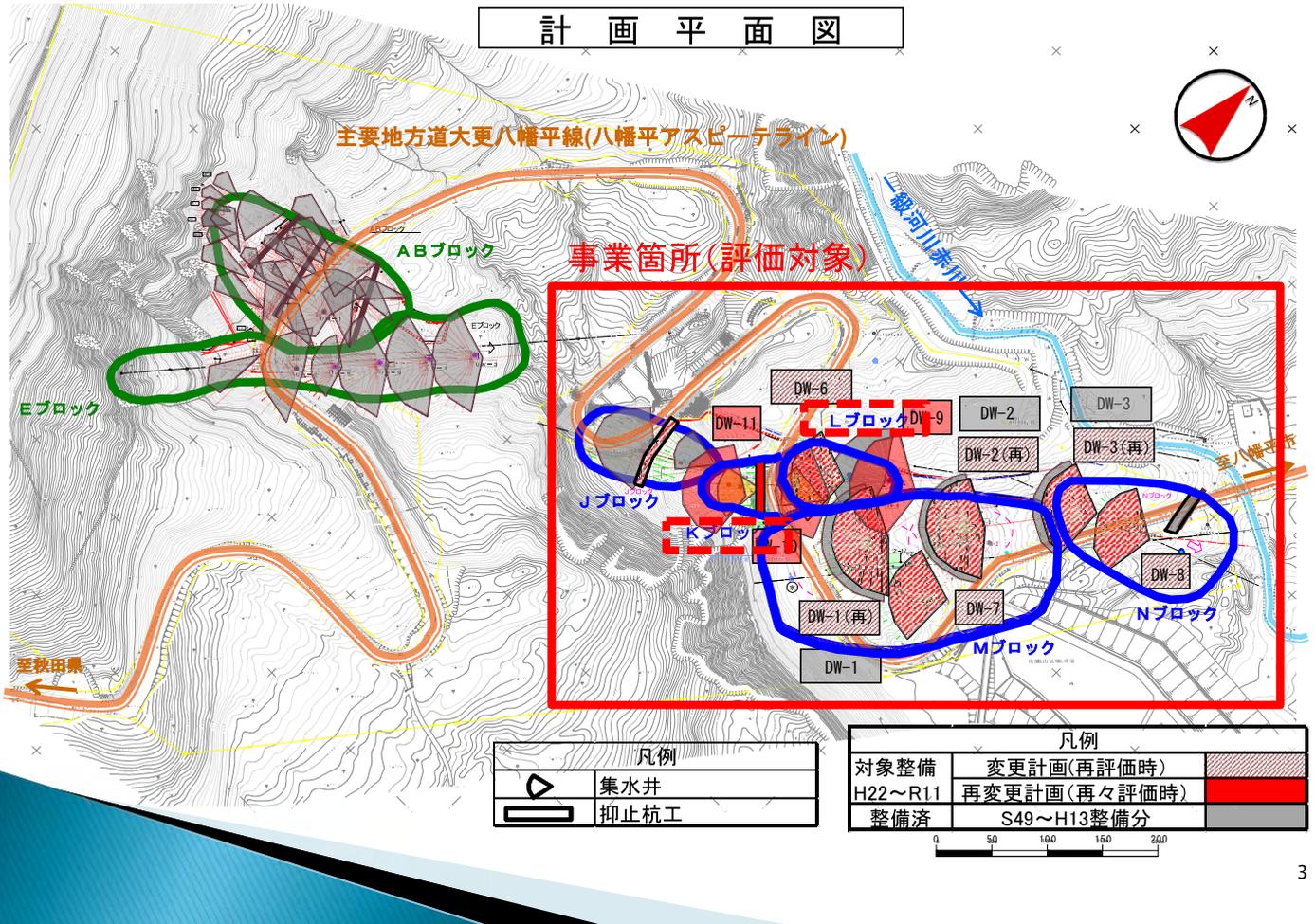
位置図



地すべりを起因とする路面上のクラック発生状況

1 事業概要②(事業対象箇所)

計画平面図



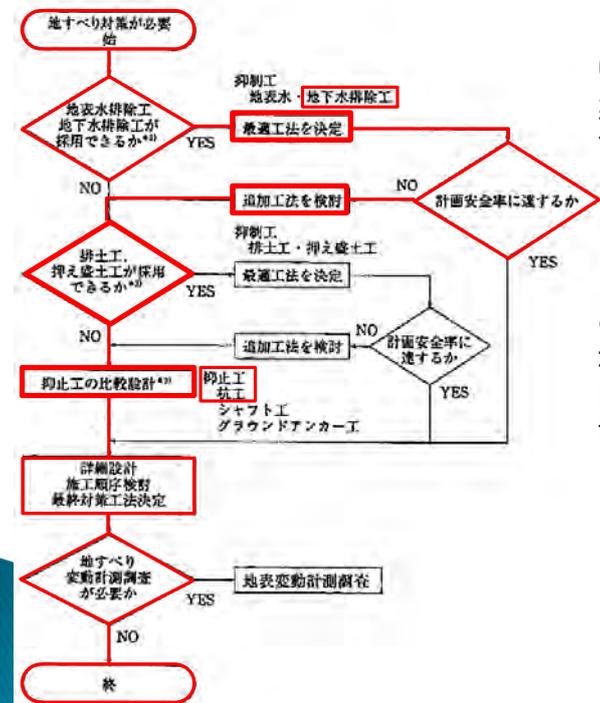
3

1 事業概要③(工法検討)

- 地すべりは地下水の影響が大きいため、地下水排除工を検討する必要あり。
- 地下水排除工が適用できない場合・計画安全率に達しない場合は、押え盛土や抑止杭工の追加を検討。

⇒【今回選定工法】地下水排除工(集水井)+抑止杭工

道路土工 切土工・斜面安定工指針 抜粋
 地すべり対策工検討フローチャート



・ 集水井
 地下水が集中している付近に設置して、集水及び自然排水させる井戸。



集水井の外観

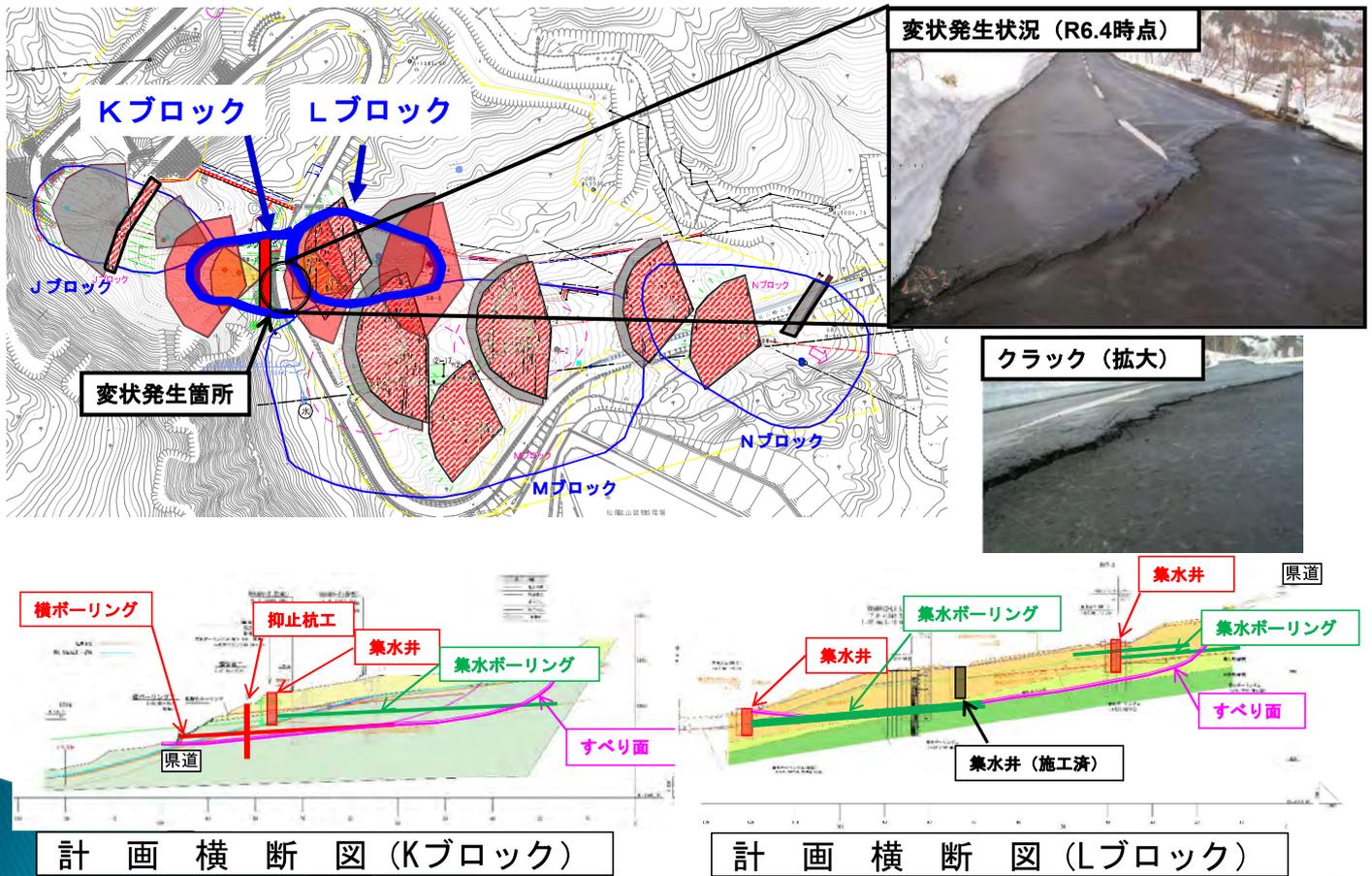
・ 抑止杭
 集水井だけで所定の安全率を確保できないため、本事業では補助工法として設置するもの。



集水井の内部(地下水の排水状況)

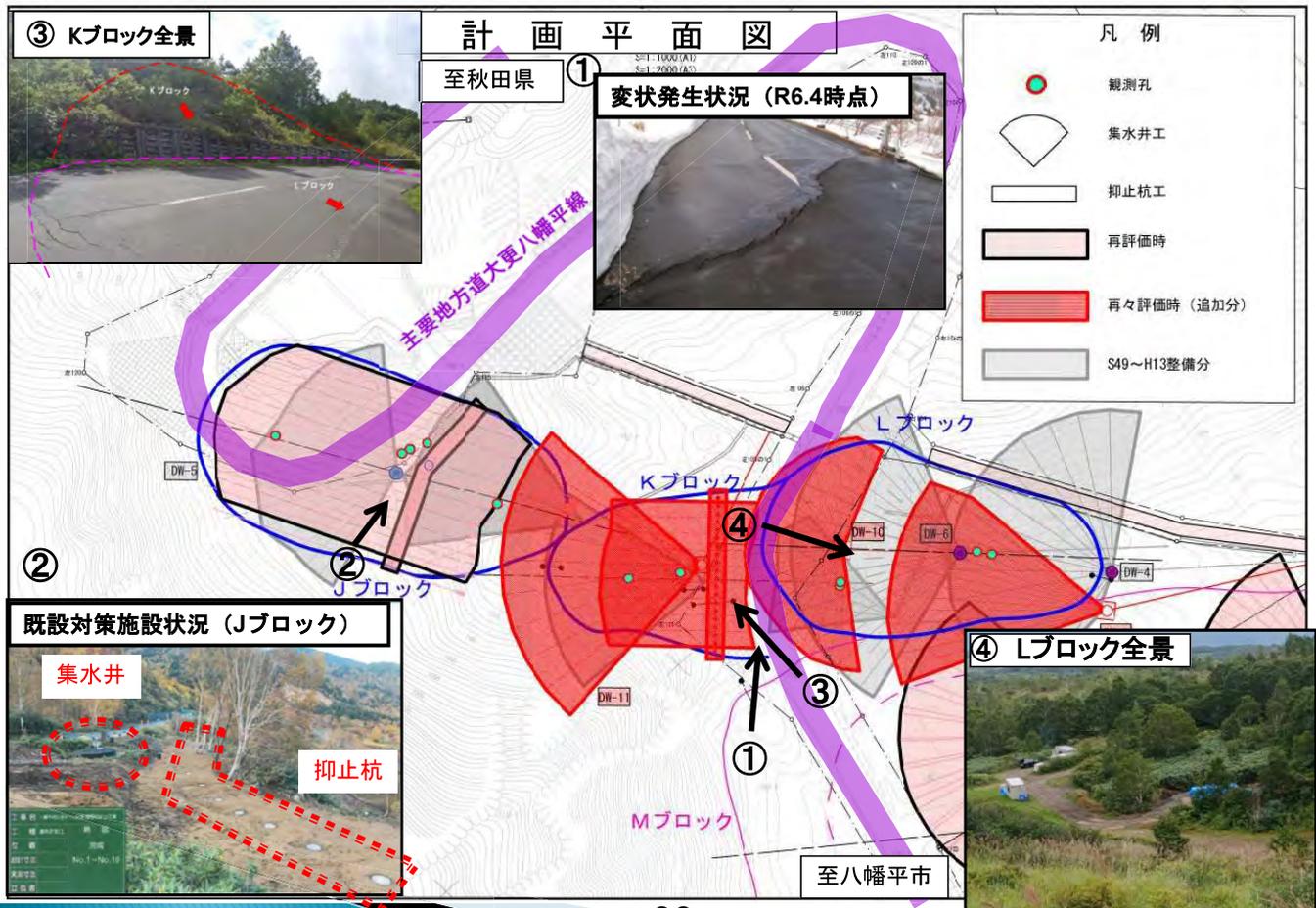
4

2 事業計画の変更の内容



5

3 事業対象箇所 の状況



6

4 自然環境等の状況について

○本事業が与える周辺の植生への影響

- 本事業で設置する主な施設である集水井は、直径約3.5mの円形の井戸を設置するもの。
扇形の部分は、横ボーリング、集水ボーリングを放射線状に地中に設置するもので、地表面に設置される構造物は直径3.5mの井戸のみとなるもの。
また、抑止杭も直径0.4mの杭を数m間隔で設置するものであり、全体的に面的な改変は非常に小さいもの。
- 本事業で集水井等の対策施設を設置する箇所は平地であり、あえて植生工などは実施しておらず、既施工箇所でも在来種の植生の回復が確認できているもの。

令和6年度公共事業事後評価調書及び説明資料 目次

農林水産部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
1	農村建設課	経営体育成基盤整備事業	六原地区（北上市、金ヶ崎町）	37～55

県土整備部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
2	港湾空港課	(プロジェクト構成事業) 港湾改修事業・港湾施設整備事業	大船渡港 永浜・山口地区（大船渡市）	57～104

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	ろくはら 六原	市町村	金ケ崎町、北上市

(1) 事業目的 〔事業根拠法令等：土地改良法〕

① 解決すべき課題

- ・ 本地区は、奥羽山系駒ヶ岳の東裾に広がる扇状台地に位置し、金ケ崎町の北東部、北上市の南東部に広がる水田地帯である。地区内の水田は10 a 程度の小区画で、農道の幅員は2 m程度で狭小であったことから、農作業効率の向上を図る大型機械の導入が困難な状況であった。
- ・ また、幹線水路は県営かんがい排水事業により整備されているものの、支線や末端の水路は用排兼用の土水路であるため、水管理や維持管理に多大な労力と費用を要しており、担い手への農地利用集積による効率的な営農が展開できない状況であった。
- ・ このようなことから、大型農業機械導入及び農地利用集積の促進による生産コスト低減や効率的な営農を実現する、区画整理や農道・用排水整備等が必要であった。

② 整備によって得られる効果

- ・ 水田の区画拡大（標準区画1ha）や農道・用排水路・暗渠排水の整備により、農業生産条件が向上するため、大型農業機械導入や農地利用集積による生産コストの低減及び水田の汎用化が図られる。
- ・ また、事業を契機として農地利用集積が進むことにより、担い手の経営規模拡大による農業経営の安定化が図られるとともに、収益性向上につながる。

(2) 事業内容

区画整理 240.5ha、暗渠排水 230.8ha （当初計画：区画整理 266.3ha、暗渠排水 257.8ha）

(3) 整備目標等

- ・ いわて県民計画（2019～2028）
VI 仕事・収入
37 収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります。
- ④生産基盤の着実な整備
水田整備面積 H29（14,465ha） → R8（17,300ha）
- ・ 「希望郷いわての農業農村整備計画」（H24～H30）
水田整備面積 H23（50.8%） → H30（54.0%）

(4) これまでの評価経緯

平成20年度 事前評価

事業概要

事業着手	H21年度	事業期間	H21 ～ R1 H21 ～ H26 H21 ～ H26	最終全体事業期間 (前回評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	H21年度	工事着手	H23年度
事業費（百万円）	当初計画 総事業費 (H21) (うち用地費)		前回評価時 総事業費 () (うち用地費)		最終 総事業費 (R1) (うち用地費)		財源	
	4,286 (37)		()		3,422 (0)		国庫 1,711 県費 1,027 その他 684	

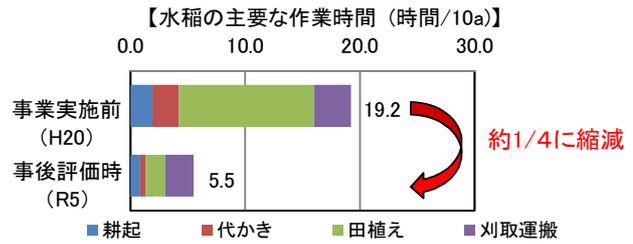
事業概要図



整備効果の発現状況

○労働時間の縮減

10a当たり水稻の主要な作業時間（耕起、代かき、田植え、刈取運搬）は、事業実施前の19.2時間に対し、事後評価時で5.5時間（約4分の1）となっており、大幅に縮減。



○担い手への農地利用集積

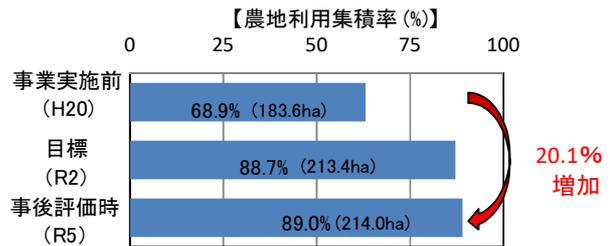
農地利用集積率は、事業実施前の68.9%に対し、事後評価時で89.0%となっており、事業実施により農事組合法人や個人担い手への農地利用集積が大きく進展。

【事業実施前】

集落営農組織4、個人担い手18

【事後評価時】

法人8、個人担い手20

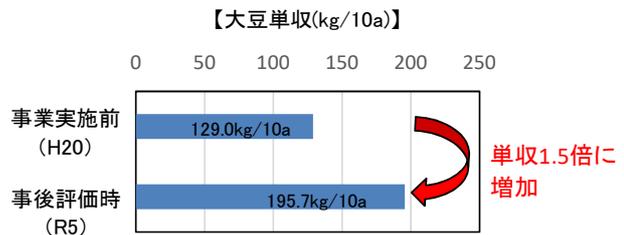


事業の効果を等

$$\text{農地利用集積率 (\%)} = \frac{\text{法人、個人担い手が経営する面積}}{\text{地区の農地面積}} \times 100$$

○農地の汎用化

事後評価時には20haの農地で大豆、たまねぎなどの転作作物を生産。排水路や暗渠排水の整備により排水条件が大幅に改善され、大豆の単収が1.5倍に増加。



○費用便益分析

事後評価時の費用対効果分析手法は、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年農林水産省農村振興局長通達）による。

（単位：百万円）

区分		事業着手時 (基準年：H20)	事後評価時 (基準年：R5)	備考
費用項目	事業費	3,699	6,016	
	関連事業費	1,128	2,715	国営かんがい排水事業 横堰地区 県営防災ダム事業 千貫石地区 県営かんがい排水事業 千貫石地区ほか
	総費用 (C)	4,827	8,731	各年度整備事業費と完了後40年間に必要とされる更新費用を現在価値化した金額の総額
便益項目	食料の安定供給の確保に関する効果	5,842	11,241	作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、国産農産物安定供給効果 【事業着手時】水稲、牧草、アスパラガス等 ⇒【事後評価時】水稲、大豆、たまねぎ等
	農村の振興に関する効果	2	0	非農用地等創設効果
	総便益額（現在価値化）(B)	5,844	11,241	
費用便益比 (B/C)		1.21	1.28	
費用便益分析手法		総費用総便益方式	総費用総便益方式	

※ 費用便益比が増減した理由

- ・総費用：事業費を事後評価時点において現在価値化したことによるもの。
- ・総便益：基準年の変更及び労務・機械・作物単収単価更新によるもの。

受益農家を対象にしたアンケート結果

○アンケート調査の概要

① 調査対象	: 地区内全戸227人、うち耕作者77人
② 調査時期	: 令和5年12月
③ 回収結果	: 有効回答率70.9% (161/227)、うち耕作者回答率64.9% (50/77)
④ 回答者年齢	: 49歳以下(全戸3人, 2%、耕作者0人, 0%)、50～59歳(全戸14人, 9%、耕作者7人, 14%)、60～69歳(全戸49人, 30%、耕作者14人, 28%)、70歳以上(全戸95人, 59%、耕作者29人, 58%)

○アンケート結果から考察する効果の発現状況

(1) 農家の経営規模について (問1)

① 回答した耕作者のうち、経営規模3ha以上が50% (25人)、経営規模10ha以上が20% (10人)である。

(2) 農家が評価した事業評価 (問2、問3、問4、問5)

① 回答者の78% (125人)が「事業を実施して良かった」と回答。
 ・ 理由として、耕作者からは「区画拡大により機械作業が楽になった。」「パイプラインになり、水管理が楽になった。」という声が多く、耕作者以外(農地所有者)からは「道路が整備され緊急車両が通行しやすくなった」「排水路整備により、雨水等が流れやすくなった」という声が挙げられた。

② 回答した耕作者の70% (35人)が「事業によって営農時間が短縮した」と回答。
 ・ 区画拡大や区画形状の改善により大型機械の導入が可能となり、機械作業が楽になったことによるものと推測される。一方で、「いいえ」「どちらでもない」の回答が22% (11人)あり、これは排水路整備やほ場の区画拡大によって、法面が大きくなり、その草刈り作業に時間を要していることによるものと考えられる。

③ 回答した耕作者の62% (31人)が「事業によって用水路、排水路の維持管理が楽になった」と回答。
 ・ 用水路がパイプライン化され水管理が楽になったこと、排水路のコンクリート装工化により水路の泥上げの労力が低減されたことによるものと推測される。一方で、「いいえ」の回答が24% (12人)あり、これは排水路整備やほ場の区画拡大によって、法面が大きくなり、その草刈り作業に労力がかかることによるものと考えられる。

④ 回答した耕作者の36% (18人)が「事業によって生産費が低減した」と回答。
 ・ 水田の大区画化や農道の拡幅整備により大型農業機械による営農が可能となったほか、安定した用水供給が実現したことにより、効率の良い農作業が可能となった一方で、「どちらでもない」との回答が48% (24人)あり、その理由として、昨今の燃油や肥料など生産資材の高騰等により事業効果の実感が得難くなっているものと推測される。
 ・ 経営面積別にみると、「事業によって生産費が低減した」と回答したのは、経営面積2ha未満で15% (2人)、2ha～5haで31% (5人)、5ha～10haで45% (5人)、10ha以上で60% (6人)となっており、経営面積の大きい農家は、農作業の効率化による生産費の縮減が実感しやすいものと推測される。

利
用
者
等
の
意
見

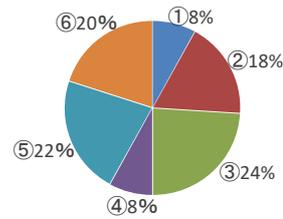
(3) その他意見

- ・ 基盤整備後、特に連担化ほ場が増え、作業効率が非常に良くなった。
- ・ 大区画化による作業効率の向上、パイプラインによる水管理の効率化・省力化となった。

(問1) 経営規模を教えてください。

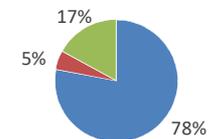
(法人又は組織の場合は経営規模)

① 1ha未満	4人 (8%)	■
② 1～2ha	9人 (18%)	■
③ 2～3ha	12人 (24%)	■
④ 3～5ha	4人 (8%)	■
⑤ 5～10ha	11人 (22%)	■
⑥ 10ha以上	10人 (20%)	■



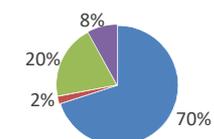
(問2) ほ場整備事業を実施して良かったですか？

① はい	125人 (78%)	■
② いいえ	8人 (5%)	■
③ どちらでもない (未回答含む)	28人 (17%)	■



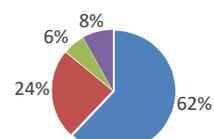
(問3) ほ場整備事業によって、営農時間が短縮しましたか？

① はい	35人 (70%)	■
② いいえ	1人 (2%)	■
③ どちらでもない	10人 (20%)	■
④ わからない (未回答含む)	4人 (8%)	■



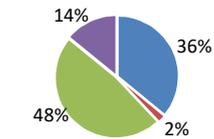
(問4) ほ場整備事業によって、用水路、排水路の維持管理が楽になりましたか？

① はい	31人 (62%)	■
② いいえ	12人 (24%)	■
③ どちらでもない	3人 (6%)	■
④ わからない (未回答含む)	4人 (8%)	■



(問5) ほ場整備事業によって、生産費が低減しましたか？

① はい	18人 (36%)	■
② いいえ	1人 (2%)	■
③ どちらでもない	24人 (48%)	■
④ わからない (未回答含む)	7人 (14%)	■



社会 経済 情勢 等 の 変 化	<p>(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本地区は、農業の生産コスト低減や担い手への農地利用集積を図るため、平成21年度に着工し、令和元年度に完了。 平成11年7月に制定された「食料・農業・農村基本法（以下、基本法）」に基づき概ね5年ごとに策定する「食料・農業・農村基本計画（以下、基本計画）」は、10年程度先までの食料・農業・農村に関する各種施策の基本的方針を定めたものであり、本事業に関連する農業生産基盤整備については、平成12年3月の基本計画策定時から、基本法の基本理念である「農業の持続的な発展」に関する施策として位置づけられている。 また、基本法は令和6年6月に改正され、基本理念は「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的な発展」「農村の振興」へ変更となったが、本事業に関連する基本理念「農業の持続的な発展」は法制定時から変更は無く、本事業に係る重大な社会経済情勢の変化は無い。 なお、農林水産省が公表する農業生産資材価格指数（令和2年基準(=100)）では、令和3年が106.7、令和4年が116.6となっており、肥料等の農業生産資材の価格が上昇傾向となっている。 <p>○関連する開発プロジェクト等の状況 特になし</p> <p>(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項 （動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県自然環境保全指針による保全区分は、「B」、「D」及び「E」である。 希少野生動植物調査検討委員会における協議や現地調査の結果、Bランクの淡水産貝類の希少動植物の生息が確認されたため、有識者指導のもと、施工前に生息適地への移動を実施した。 事業範囲内に点在する埋蔵文化財包蔵地については、発掘調査または保護盛土工による保護を行った。（事業完了後の環境の変化） 周辺環境の変化は特に見当たらない。
------------------------------------	--

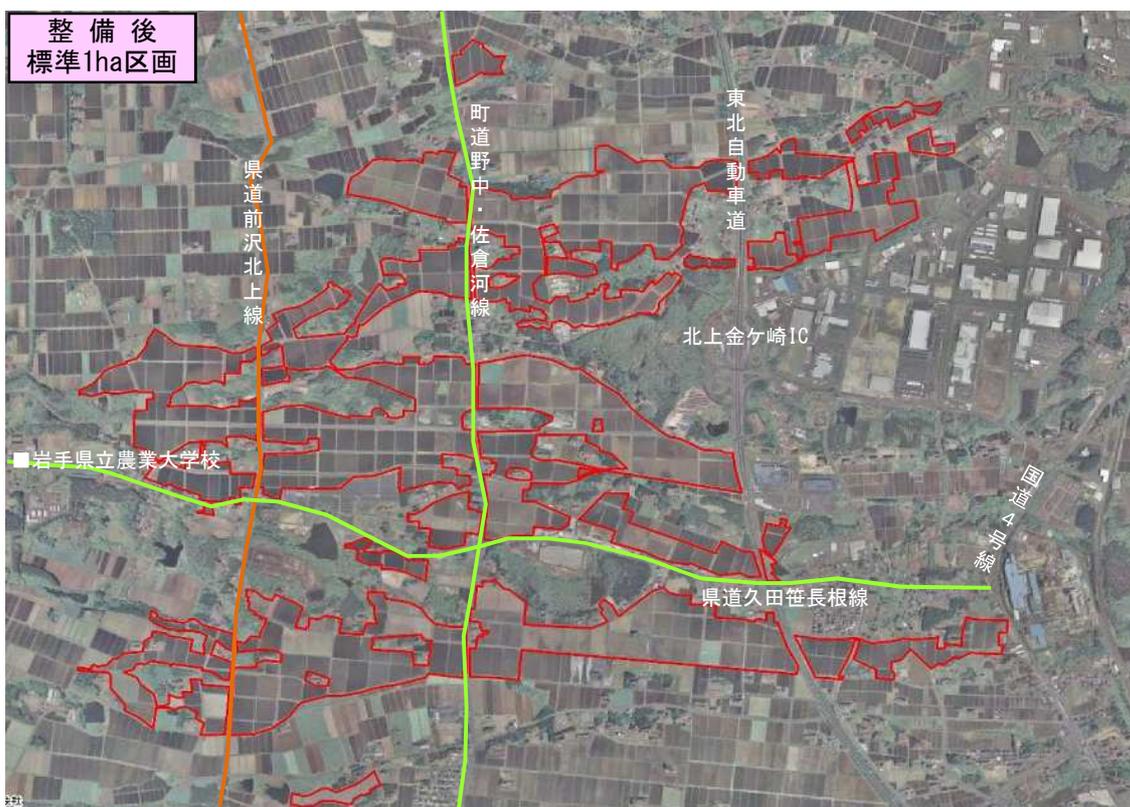
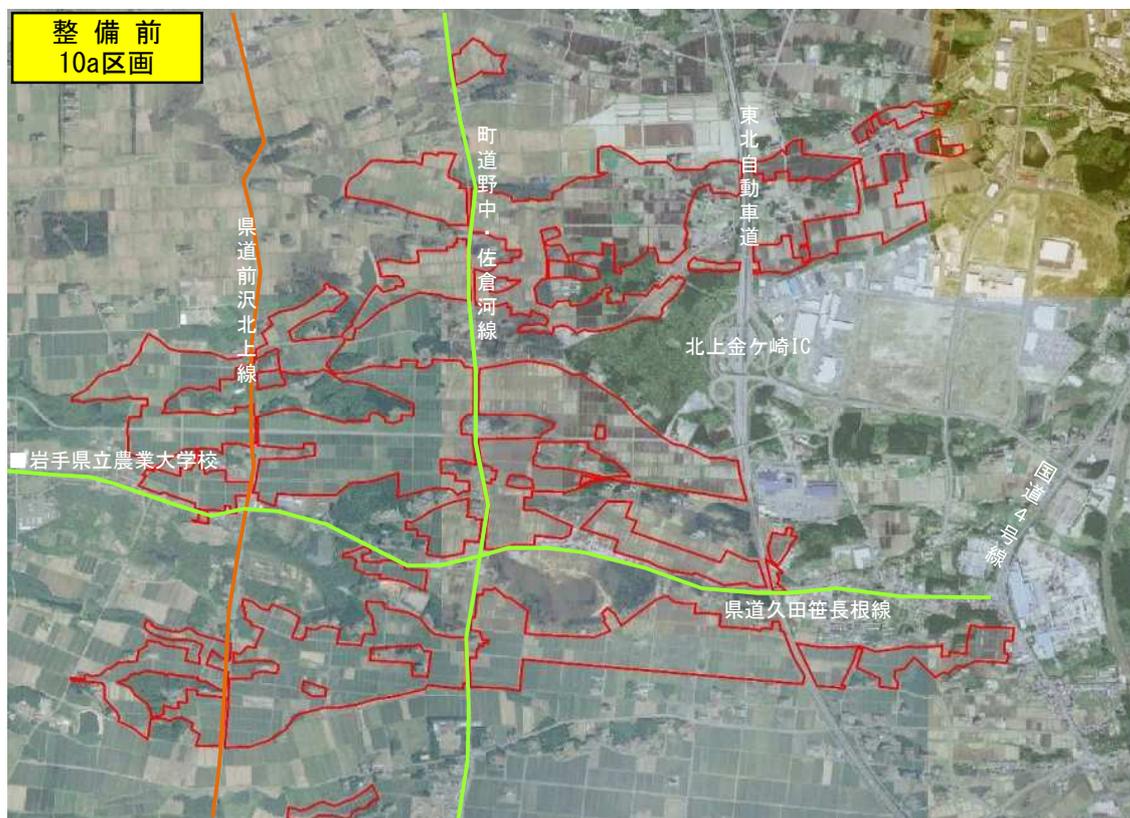
	(事業名) 経営体育成基盤整備事業					評価の概要					
	事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者の意見	社会経済情勢等の意見				
H21	R1	4,286	3,422	—	発現している	肯定的な意見が多い	重大な変化なし	なし	なし	なし	

今 後 の 課 題 等	<p>(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性</p> <p>① 総括的なコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田の区画拡大や農道の整備により大型機械の導入が可能となったこと、事業を契機として担い手への農地利用集積が進んだことにより、生産性の高い農業が行われている。 近年、農業生産に係る資材価格が高騰しているが、事業実施により効率的な農業が可能となり、コスト低減が図られたことから生産費の上昇が抑えられていると考えられる。 用水路の整備により用水が安定供給されるとともに、水管理が軽減されている。 排水路や暗渠排水の整備により水田の排水性が向上し、大豆などの転作作物の収量が増加している。 農道が整備され車両が通行しやすくなるなど、農作業のみならず地域住民の生活環境の改善が図られている。 <p>以上により、当初期待された事業効果は十分に発揮されている。</p> <p>② 改善措置の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</p> <p>① 今後の同種の事業計画・調査のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、農地の大区画化や汎用化、水管理の省力化など農業生産条件の向上と併せ、担い手への農地利用集積を図るものであり、地域の農業振興に大きく寄与するものである。 整備された農地の一層の効果発現を図るため、農地中間管理事業の活用等により、担い手への農地の更なる集積により生産コストの低減等を通じた農家所得の向上を進めることが必要である。 <p>② 事業評価手法の見直し必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。
----------------------------	---

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	ろくほら六原	市町村	金ヶ崎町、北上市

○ 地区全景



公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課
路線名等	—	地区名	ろくほら六原	市町村
				金ケ崎町、北上市

○ 基盤整備の状況

整備前	整備後
<p>ほ場</p>  <p>ほ場</p>  <p>10a区画を 1haへ拡大</p>	
<p>農道</p>  <p>幅員2mを 幅員5mへ増幅</p>	<p>農道</p> 
<p>用排兼用の土水路</p>  <p>排水路整備による地下水位の低下を促し、乾田化を図る</p>	<p>排水路</p> 

○ 用水施設の状況

<p>配水槽</p>  <p>各ほ場へ用水を パイプラインで 分配する配水槽</p>	<p>取水工</p>  <p>用水の安定供給 を図る取水工</p>
--	--

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	ろくほら 六原	市町村	金ケ崎町、北上市

○大型機械の導入・稼働状況



【大型コンバインによる稲刈り】



【大型汎用コンバインによる大豆収穫】

○作付状況



【整備された排水路と田植後の水田】



【播種後の大豆】



【実りの秋を迎えた水田】



【収穫期を迎えた大豆】

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課
路線名等	—	地区名	ろくほら六原	市町村
				金ヶ崎町、北上市

○高収益作物の作付状況

余剰労働力を活用した高収益作物の導入



【 水稲育苗後のハウスを利用したミニマト栽培 】



【アスパラガスの栽培】



【 春たまねぎの栽培 】



【収穫した野菜は近隣の農家レストランへの出荷】

○関連施設の状況



【 収穫した野菜は近隣の産直施設への出荷 】



【 地区内にある大豆の乾燥調製施設 】

令和6年度 公共事業事後評価 経営体育成基盤整備事業 六原地区

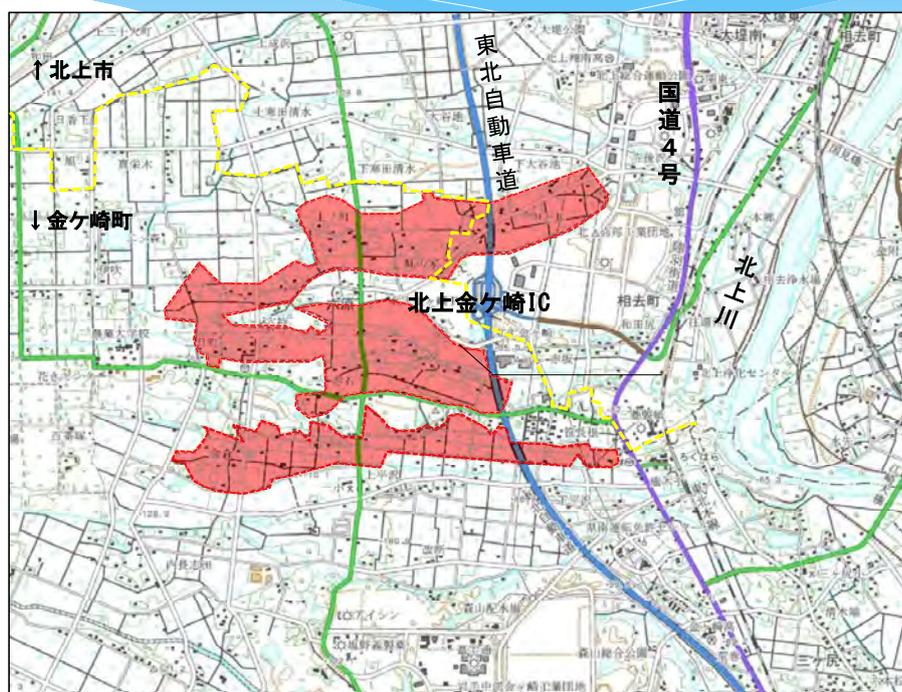
令和6年9月24日(火)
農林水産部農村建設課

1

1 事業概要 (1) 位置図



位置：
胆沢郡金ヶ崎町六原、
北上市相去町 地内



1 事業概要

(2) 事業目的 (課題・効果)

- ・現況：小区画(10a)、用排兼用の土水路、狭い農道
- ・整備後：大区画(1ha)、用排水路の分離、広い農道

事業の効果

農業生産条件の向上(大型機械導入可能、排水条件改善等)により、生産コスト低減・水田の汎用化・担い手への農地利用集積を進め、経営規模拡大による経営安定化・収益性向上につながる

事業イメージ

【事業前】



【事業後】



3

1 事業概要

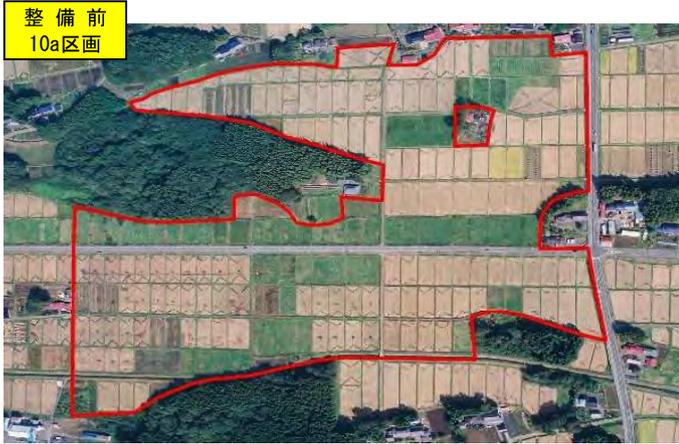
(2) 事業内容等

区分	当初	完了
総事業費	4,286百万円	3,422百万円
事業期間	平成21年度～平成26年度	平成21年度～令和元年度
事業内容	区画整理 266.3ha 暗渠排水 257.8ha	区画整理 240.5ha 暗渠排水 230.8ha

1 事業概要

(2) 事業内容等

【ほ場】 10a 区画を 1ha 区画へ拡大



5

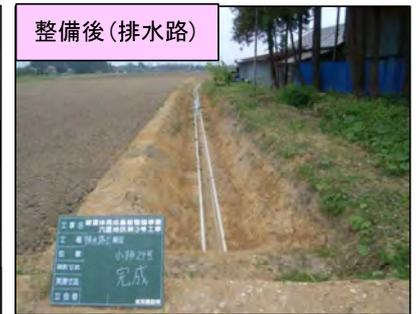
1 事業概要

(2) 事業内容等

【農道】 幅員 2m を 5m へ増幅



【水路】 用排水路を分離し、用水管理労力の低減、地下水位低減（乾田化）を図る



配水槽：各ほ場へ用水をパイプラインで分配する用水施設



47

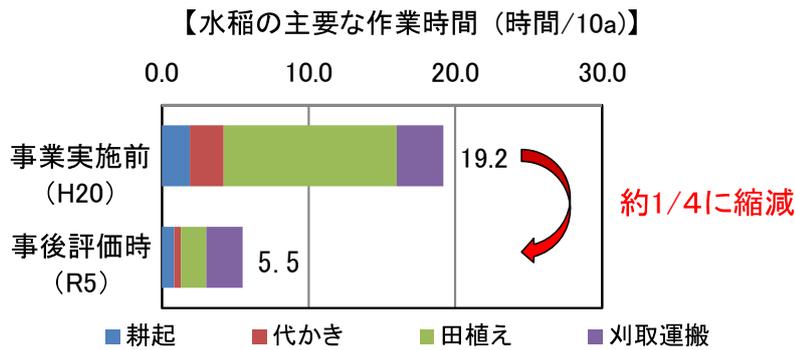
6

2 事業の効果等

(1) 整備効果の発現状況

【労働時間の縮減】

10a当たり水稻の主要な作業時間が、事業実施前の約4分の1と大幅に縮減。



【稲刈り】

7

2 事業の効果等

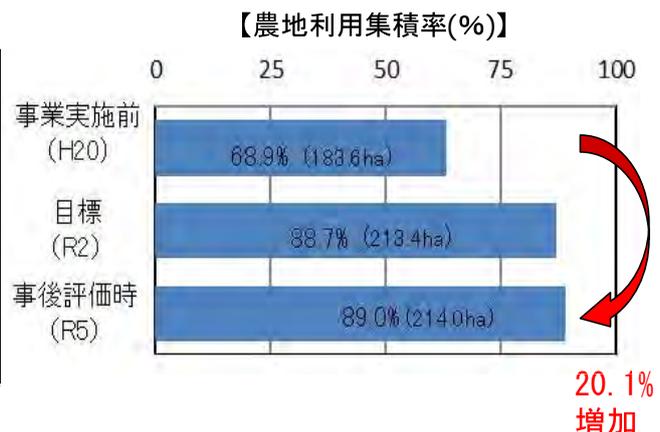
(1) 整備効果の発現状況

【担い手への農地利用集積】

事業実施により農事組合法人や個人担い手への農地利用集積が大きく進展。（法人8、個人20）

【農地集積状況の推移(ha)】

	①個人担い手	②担い手組織	③小計担い手(①+②)	④自家消費農家	⑤合計(③+④)
事業実施前 (H20)	58.7	124.9	183.6	82.7	266.3
目標 (R2)	84.3	129.1	213.4	27.1	240.5
事後評価時 (R5)	84.7	129.3	214.0	26.5	240.5



2 事業の効果等

(1) 整備効果の発現状況

【農地の汎用化】

事後評価時には大豆、たまねぎなどの転作作物を生産。
暗渠排水や排水路整備により、排水条件が大幅に改善され、大豆の単収が1.5倍に増加。

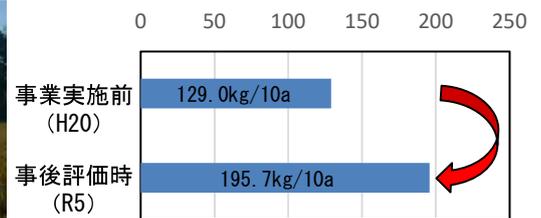
【春たまねぎの栽培】



【大豆の収穫】



【大豆単収(kg/10a)】



単収1.5倍に増加

9

2 事業の効果等

(2) 費用便益分析

(単位：百万円)

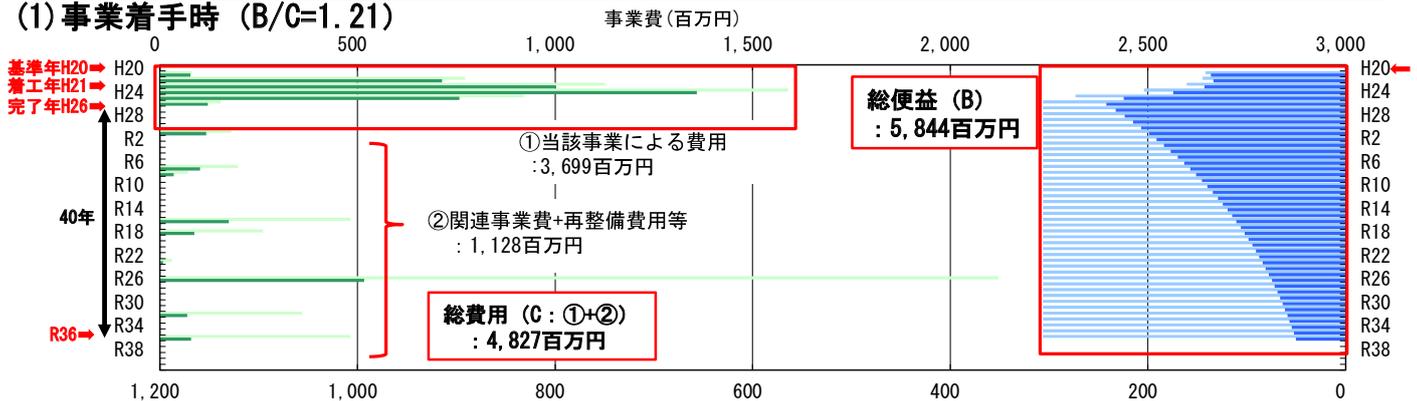
区分		事業着手時 (基準年：H20)	事後評価時 (基準年：R5)	備考
費用項目	総費用 (C)	4,827	8,731	・事業費 ・関連事業費 (国営かんがい排水事業 横堰地区 県営かんがい排水事業 千貫石地区ほか)
便益項目	総便益 (B)	5,844	11,241	・作物生産効果 ・営農経費節減効果 ・維持管理費節減効果 ・国産農産物安定供給効果 (H27新設効果)
費用便益比 (B/C)		1.21	1.28	

【増額理由】

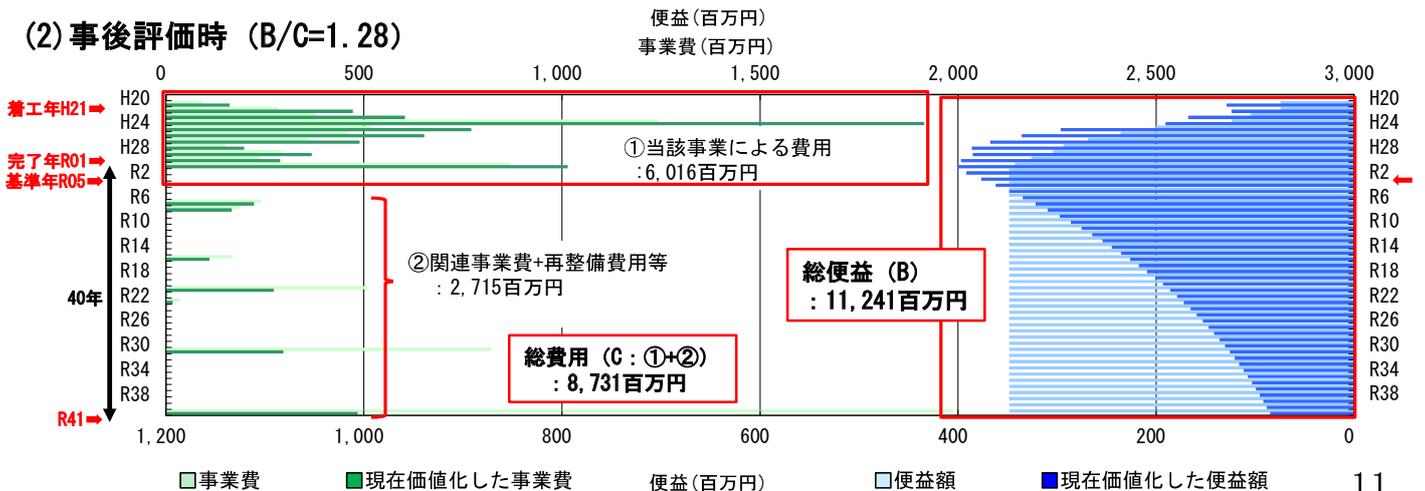
- ・総費用：事業費を事後評価時において現在価値化したことによるもの。
- ・総便益：基準年の変更及び労務・機械・作物単収単価更新によるもの。

2 事業の効果等 (2) 費用便益分析

(1) 事業着手時 (B/C=1.21)



(2) 事後評価時 (B/C=1.28)



11

3 利用者等の意見

(1) アンケート概要

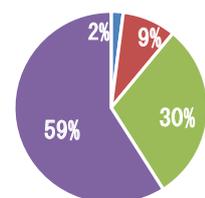
耕作者内訳	人数
個人担い手	20人
担い手組織(法人)	8人
自家消費農家(非担い手)	49人
合計	77人

- ①調査対象 : 地区内全戸(227人)、うち耕作者(77人)
- ②調査時期 : 令和5年12月
- ③回収結果 : 有効回答率70.9%(161人/227人)
うち耕作者回答率64.9%(50人/77人)

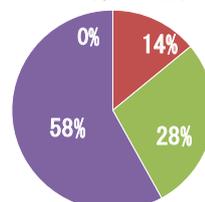
【回答者属性(年齢)】

- 49歳以下(全戸3人, 2%、耕作者0人, 0%)
- 50歳~59歳以下(全戸14人, 9%、耕作者7人, 14%)
- 60歳~69歳以下(全戸49人, 30%、耕作者14人, 28%)
- 70歳以上(全戸95人, 59%、耕作者29人, 58%)

年齢(地区内全戸)



年齢(耕作者)



- 49才以下
- 50~59才
- 60~69才
- 70才以上

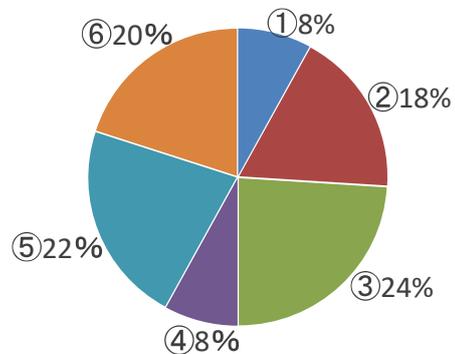
3 利用者等の意見

(2) アンケート結果

問1 経営規模を教えてください。(法人又は組織の場合は経営規模)

※耕作者の回答を集計

- ① 1 ha未満 4人 (8%)
- ② 1～2 ha 9人 (18%)
- ③ 2～3 ha 12人 (24%)
- ④ 3～5 ha 4人 (8%)
- ⑤ 5～10ha 11人 (22%)
- ⑥ 10ha以上 10人 (20%)



- ・ 回答した耕作者のうち、経営規模3ha以上は50% (25人)、経営規模10ha以上は20% (10人) となっている。

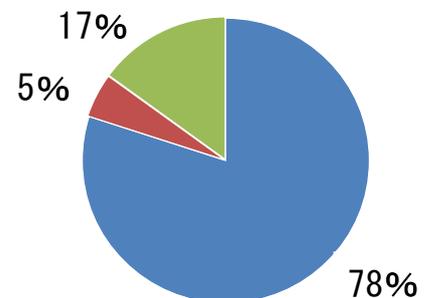
3 利用者等の意見

(2) アンケート結果

問2 ほ場整備事業を実施して良かったですか？

※地区内全戸の回答を集計

- ① はい 125人 (78%)
- ② いいえ 8人 (5%)
- ③ どちらでもない . . . 28人 (17%)
(未回答含む)



⇒ 回答者の78% (125人) が「はい」と回答

- ・ 耕作者からは「区画拡大により機械作業が楽になった」「パイプラインにより水管理が楽になった」という意見が多い。
- ・ 耕作者以外(農地所有者)からは、「道路が整備され緊急車両が通行しやすくなった」「排水路整備により、雨水等が流れやすくなった」という意見が挙げられた。

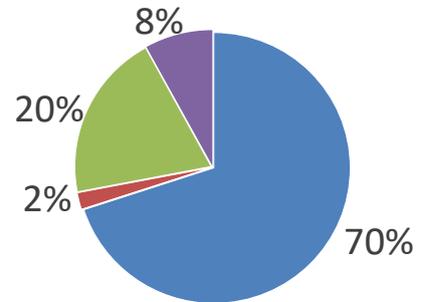
3 利用者等の意見

(2) アンケート結果

問3 ほ場整備事業によって営農時間が短縮しましたか？

※耕作者の回答を集計

- ① はい 35人 (70%)
 - ② いいえ 1人 (2%)
 - ③ どちらでもない . . . 10人 (20%)
 - ④ わからない 4人 (8%)
- (未回答含む)



- ⇒ ・回答者した耕作者の70%(35人)が「はい」と回答。
- ・区画拡大や区画形状の改善により大型機械の導入が可能となり、機械作業が楽になったことによるものと推測される。
 - ・一方、「いいえ」「どちらでもない」の回答が22%(11人)となったのは排水路整備やほ場の区画拡大によって、法面が大きくなり、その草刈り作業に時間を要していることによるものと考えられる。

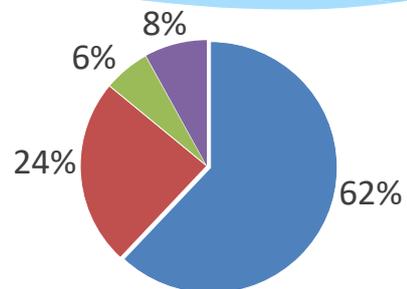
3 利用者等の意見

(2) アンケート結果

問4 ほ場整備事業によって用水路、排水路の維持管理が楽になりましたか？

※耕作者の回答を集計

- ① はい 31人 (62%)
 - ② いいえ 12人 (24%)
 - ③ どちらでもない . . . 3人 (6%)
 - ④ わからない 4人 (8%)
- (未回答含む)



- ⇒ ・回答者した耕作者の62%(31人)が「はい」と回答。
- ・用水路がパイプライン化され水管理が楽になったこと、排水路のコンクリート装工化により、水路の泥上げ等に係る労力が低減されたことによるものと推測される。
 - ・一方、「いいえ」の回答が24%(12人)となったのは、排水路整備やほ場の区画拡大によって、法面が大きくなり、その草刈り作業に労力がかかることによるものと考えられる。

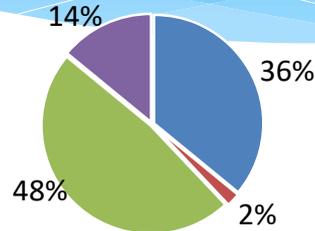
3 利用者等の意見

(2) アンケート結果

問5 ほ場整備事業によって生産費が低減しましたか？

※耕作者の回答を集計

- ① はい 18人 (36%) ■
- ② いいえ 1人 (2%) ■
- ③ どちらでもない 24人 (48%) ■
- ④ わからない 7人 (14%) ■
(未回答含む)



⇒ 回答した耕作者の36%(18人)が「はい」と回答。

- ・水田の区画拡大や農道の拡幅整備により大型農業機械による営農が可能となったほか、安定した用水供給が実現したことにより、効率の良い農作業が可能となったと考えられる。
- ・一方、「どちらでもない」との回答が48%(24人)と多かったのは、昨今の燃油や肥料など生産資材の高騰等により事業効果の実感が得難くなっているものと推測される。
- ・経営面積別で「事業によって生産費が低減した」と回答したのは、経営面積2ha未満では15%(2人)、2ha～5haでは31%(5人)、5ha～10haでは45%(5人)、10ha以上では60%(6人)となっており、経営面積の大きい農家では、農作業の効率化による生産費の縮減を実感しやすいものと推測される。

4 社会経済情勢等の変化

(1) 事業着手時と事後評価時

の社会情勢の変化

① 「食料・農業・農村基本計画(H12.3策定)」

→ H11.7制定の「食料・農業・農村基本法(以下、基本法)」に基づき、10年程度先までの食料・農業・農村に関する各種施策の基本的方針を定めたもの。

- ・本事業に関連する**農業生産基盤整備**については、**基本計画策定時から、基本法の基本理念「農業の持続的な発展」に関する施策**として位置づけられている。
- ・基本法はR6.6に改正されたが、**本事業に関連する基本理念に変更無し。**

⇒本事業に係る**重大な社会情勢変化は無い。**

② 農業生産資材の価格が上昇傾向

→ 農業生産資材価格指数(農林水産省公表、R2基準(=100))

R3: 106.7 ⇒ R4: 116.6

4 社会経済情勢等の変化

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

①動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分

- ・ 保全区分：「B」、「D」及び「E」
- ・ 希少野生動植物：移植を実施（Bランク）
- ・ 埋蔵文化財：遺構の発掘調査及び保護盛土を実施

②事業実施において環境に配慮した事項

- ・ 淡水産貝類が確認されたため、有識者指導のもと、施工前に生息適地への移動を実施

③事業完了後の環境の変化

- ・ 周辺環境の変化は特に見当たらない

19

5 今後の課題等

【評価の概要】

事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
事業の効果等	利用者の意見	社会経済情勢等の意見			
発現している	肯定的な意見が多い	重大な変化なし	なし	なし	なし

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

- ・ 水田の区画拡大や農道の整備により大型機械の導入が可能となったこと、担い手への農地利用集積が進んだことにより、生産性の高い農業が行われている。
- ・ 近年、農業生産に係る資材価格が高騰しているが、事業実施により効率的な農業が可能となり、コスト低減が図られたことから生産費の上昇が抑えられていると考えられる。
- ・ 用水路の整備により用水が安定供給されるとともに、水管理が軽減されている。
- ・ 排水路や暗渠排水の整備により水田の排水性が向上し、大豆などの転作作物の収量が増加している。
- ・ 農道が整備され車両が通行しやすくなるなど、農作業のみならず地域住民の生活環境の改善が図られている。 ⇒当初期待された事業効果は十分に発揮されている

②改善措置の必要性

⇒ 特になし

5 今後の課題等

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方等

① 今後の同種の事業計画・調査のあり方

- ・ 本事業は、農地の大区画化や汎用化、水管理の省力化など農業生産条件の向上と併せ、担い手への農地利用集積を図るもの
- ・ 農地の一層の効果発現を図るため、農地中間管理事業の活用等により、更なる農地集積により生産コスト低減を図り農家所得の向上を進めるもの



地域の農業振興に大きく寄与

② 事業評価手法の見直しの必要性

⇒ 特になし

事業名	港湾施設整備事業		補助 単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課				
路線名等	おおふなとこう 大船渡港		地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市			
事業概要	〔事業根拠法令等：港湾整備促進法〕								
	<p>(1) 事業目的</p> <p>○解決すべき課題 大船渡港は、大船渡市を中心とする地域の物流の拠点として、また、地域開発の中核として重要な役割を果たしてきており、三陸縦貫自動車道や内陸部と港湾を結ぶ幹線道路網の整備も進んでいる。一方で、既存の茶屋前地区公共ふ頭は施設の老朽化が課題であり、これに代わる物流拠点を確保する必要がある。</p> <p>○整備によって得られる効果 茶屋前地区が担う物流拠点機能の移転を目的とし、永浜山口地区に岸壁(-13m)や岸壁(-7.5m)等を計画しており、これらのうち、国直轄事業として岸壁(-13m)等、県事業として背後のふ頭用地造成を行うことにより、地域経済の振興及び地域活性化が図られる。</p>								
	<p>(2) 事業内容 ふ頭用地造成 A=3.7ha</p>								
	<p>(3) 整備目標等 本地区で取扱が見込まれる貨物量：424千トン</p> <p>(4) これまでの評価経緯 平成21年度：再評価：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。 平成26年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。</p>								
事業着手	H6年度	事業期間	H6	～ R1 ～ H28 ～ H20	最終全体事業期間 (再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	一年度	工事着手	H6年度
事業費 (百万円)	当初計画 総事業費 (H6) (うち用地費)	再評価時 総事業費 (H26) (うち用地費)	最終 総事業費 (R1) (うち用地費)			財 源			
	4,332.0 (-)	5,073.7 (-)	4,459.1 (-)			国庫 県 他 4,459.1			
<p>事業概要図</p>									

整備効果の発現状況

大船渡港は東北 I L C 推進協議会が公表した「 I L C 東北マスタープラン (H30.8)」の中で、 I L C 建設における物流拠点として活用されることが検討されている。

このため、現時点では、 I L C 建設に伴う活用検討のため、事業着手時に見込んでいた茶屋前地区貨物の移転や背後の工業用地の新規企業誘致を進めることが困難であり、期待された事業効果の発現は十分とは言えない状況であるが、前面の大水深岸壁 (水深13m) を活用した背後地域向け風力発電部材の受入れや港湾直背後に立地するセメント工場向け貨物の大型船輸送に対応可能になるなど、一定の効果が発現している。

また、東日本大震災津波時には、直轄事業の岸壁 (-13m) が完成、背後のふ頭用地の埋め立てがある程度進んでいたことから、がれき処理に活用することができた。

なお、今後、 I L C 誘致が決定され、 I L C 建設部材の取扱いや茶屋前地区貨物の移転、工業用地の新規企業誘致が進むものとして事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれる。

○ 費用便益分析

費用便益分析手法

再評価時 : 費用便益分析手法:港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年6月)

事後評価時:費用便益分析手法:港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(令和6年6月)

(単位:百万円)

区 分		事業着手時 (基準年: H6)	再評価時 (基準年: H26)	事後評価時 (基準年: R6)
費用項目	建設費	12,681	24,593	50,651
	維持管理費	579	828	2,045
	総費用(C)	13,260	25,421	52,696
便益項目	輸送コスト削減	16,961	26,636	87,173 ※
	残存価値		52	93
	総便益(B)	16,961	26,688	87,266
費用便益比(B/C)		1.3	1.0	1.7

注1) 便益額を想定で算出している場合は(※)を付すこと。

注2) 前回評価時の便益項目が定性的な評価となっている場合は、事後評価時の便益項目には前回評価時との変化について説明すること。

※費用便益分析において地域特性等考慮すべき特記事項

港湾事業で整備する外郭施設、水域施設、係留施設、ふ頭用地および臨港道路等は各々が一体となって整備効果を発現するものであることから、港湾事業のB/Cはこれら一連の施設で算定することとなり、本事業のB/Cも国で実施した岸壁(-13m)、泊地(-13m)、県の別事業で実施した臨港道路と一連のものとして算定している。

※費用便益が増減した理由

費用: 事業期間が長くなったこと、前回評価時(H26)と今回評価時(R6)で時間が経過していることから、現在価値換算で増加しているもの。

なお、現在価値換算前のふ頭用地の建設費と比較すると、建設発生土を有効利用したことなどにより減額となっている。

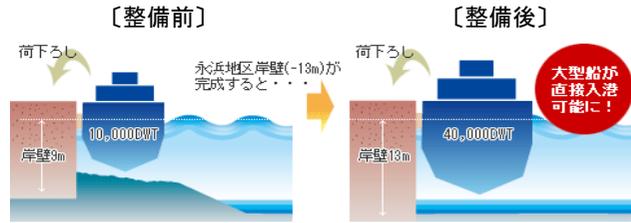
便益: 便益対象貨物として、再評価時に想定している茶屋前地区からの移転貨物のほか、 I L C 建設や背後の工業用地で想定される貨物を追加したことにより、増額となっている。

利用者等の意見を把握するため、ヒアリング調査を実施した。

調査対象：港運会社、大船渡港利用荷主、行政機関

【ヒアリング結果】

- 大水深岸壁（水深13m）とふ頭用地を整備したことにより、大船渡港において大型船の取扱いが可能となり、港湾の利便性が向上し、輸送コストの削減にも繋がる。（大船渡港利用荷主）



出典：東北地方整備局釜石港湾事務所ホームページ

利用者等の意見

- 風力発電施設建設のための大型資材搬入岸壁として活用しており、風力発電部材搬入時には、背後のふ頭用地が充足する状況となっている。また、風力発電事業者からは、ふ頭用地が整備（コンクリート舗装）されたことで、荷役・蔵置する際に砂埃が立たず、精密機械である風力発電部材を傷つけずに取扱いが出来ると伺っている。



ふ頭用地の状況



荷役の状況

今後、I L C建設部材の取扱いが開始された場合においても、部材を傷める（汚す）ことなく取扱うことが可能である。（港運会社）

- 工業用地を含め永浜・山口地区を一体的に整備したことにより、半導体関連企業、物流倉庫、製造業（医療機器や食品工場）、発電事業者（バイオマス、風力発電、太陽光発電関連）などの様々な業種から利用に関しての問合せや要望が出ている。（行政機関）

【事業全般に関する意見・要望】

- 永浜・山口地区岸壁（水深-10m、延長340m）を整備してほしい。
- 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備してほしい。

(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化

平成6年に事業着手と長期間を要した事業であり、社会経済情勢の変化、東日本大震災津波の発災やその後の三陸沿岸道路の全線開通（R3.12月）など、大船渡港のみならず県内港湾を取り巻く環境が大きく変化したところである。

大船渡港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少した貨物量の回復・拡大を目的に策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」や「岩手県港湾利用促進プラン」により、利用促進に取り組んだ結果、概ね震災前の水準に回復している状況である。

また、I L C誘致が決定した場合には建設のための構成部品の陸揚げ等の可能性があることや、ふ頭用地背後の工業用地への企業立地など、今後の取扱貨物量の増加等が見込まれている。

○ 関連する開発プロジェクト等の状況

[直轄事業]

- 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-13m）・泊地（-13m）（H21完成）

[県事業]

- 港湾改修事業 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-7.5m）・臨港道路（H30完成）
- 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（岸壁（-7.5m）背後）（R1完成）
- 港湾改修事業 大船渡港永浜・山口地区 物揚場（-4.0m）ほか（R1完成）
- 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（物揚場（-4.0m）背後）（R1完成）

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

（動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分）

- 岩手県自然環境保全指針による保全区分：「D」
- 希少野生動植物生息の有無：「なし」
- 埋蔵文化財包蔵地の有無：「なし」
- その他特記事項：「なし」

（事業実施において環境に配慮した事項）

事業実施にあたり、海水汚濁の恐れがある際は、海中工事の施工箇所に水質汚濁防止膜を布設するとともに、鮭等の遡上時期には海中工事を控えた。

（事業完了後の環境の変化）

特になし

社会経済情勢等の変化

(事業名)港湾改修事業					評価の概要						
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し	
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化				
H6	R1	4,332	4,459	H21 H26	あまり発現していない	肯定的な意見が多い	重大な変化あり	なし	なし	あり	

今後の課題等

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

本事業については、事業着手段階において、茶屋前地区の既存施設の老朽化に伴い、これに代わる物流拠点が必要であるといった解決すべき課題があり、茶屋前地区が担う物流拠点機能の移転を目的とし、国直轄事業として岸壁(-13m)等、県事業として背後のふ頭用地造成を行うことにより、地域経済の振興及び地域活性化を図ることを期待して実施したものである。

しかしながら、当該地区はI L C建設のための物流拠点候補地となっており、現時点では誘致決定に至っていないことから、本格的な貨物の移転等が進捗しておらず、事業計画において想定した効果が十分に発揮されていない。

②改善措置の必要性

I L C誘致が決定していない現時点においては効果が十分に発揮していない状況であるが、決定した後、I L C建設部材の取扱いや茶屋前地区貨物の移転、工業用地の新規企業誘致が進むものとし、事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれるため、改善措置の必要性はない。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

本事業は、社会経済情勢の変化、企業等の利用に対応した港湾施設を整備するものである。また、港湾施設の整備には多くの時間と費用を要するが、本県の財政状況を踏まえ、必要性、緊急性等を総合的に判断し、早期投資効果が発現するように効率的な事業を行っていく必要がある。

②事業評価手法の見直し必要性

事業目的が同じであり、事業箇所が近接し、着手が同時期の事業がある場合は、事業着手時から一体的に事業を評価する等の検討が必要と考えられる。

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾施設整備事業	補助	単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○施設全景



○大型船接岸状況



○事業目的と関連する事業等



○東日本大震災津波時のがれき処理の状況



出典：東北地方整備局金石港湾事務所

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾施設整備事業	補助	単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○本事業箇所とILCとの関係

- ・ ILC東北マスタープラン (H30.8) (抜粋)

9.2 ILCを支える都市群の形成

9.2.1 産業系のアプローチ

(1) 製造・試験・検査施設

研究施設関連必要な時間要件は前述(6.4研究施設関連の必要な時間要件)のとおりであるが、その運搬は、陸路と海路が想定される。陸路は、広く国内から機器が運搬されることから、仙台から奥州市までの範囲を中心に、空き工場の活用やその改修または新設などの検討を進める。海路においては、一定の港湾機能が具備されていることを前提に、大船渡港、気仙沼港、仙台塩釜港を中心にそれぞれが機能分担し対応を検討する。

出典：東北ILC推進協議会

- ・ 令和6年度第1回岩手県ILC推進本部会議 (R6.4.22) 資料 (抜粋)

2 ILCプロジェクトの推進

(1) 国際研究拠点の形成支援等(まちづくり・インフラ整備分科会)

ア 県内港湾を活用した機器輸送に係る広域的な計画等の整理

- (7) 機器輸送ルートや輸送に係る課題・対策など、東北ILC事業推進センターがこれまでに調査・検討した広域的な機器輸送計画の策定に資する情報の整理に協力
- (4) 東北ILC事業推進センターが実施する広域的な機器輸送計画等に関する研究者と関係自治体との意見交換に参加(1回)

イ ILCを契機とした居住や交通、エネルギー等に関する地域の将来まちづくり

- (7) 岩手大学及び東北ILC事業推進センターによる共同研究「ILC誘致を契機にしたまちづくり(ILCまちづくり)の研究」に協力(居住、交通、エネルギー等の5例)
- (4) KEKが実施する環境アセスメントに関する検討に参加し、庁内関係部局と情報を共有しながら取組を支援(6回)



大船渡港

出典：岩手県ILC推進局

- ・ 工業用地の分譲に係る公募中断について (岩手県ホームページ H29.6.12)

大船渡港永浜・山口地区工業用地の分譲に係る公募の一時中断について

ID番号 N48411 更新日 平成29年6月12日

平成29年2月1日(水)からスタートした標記工業用地の分譲に係る公募について、ILC(国際リニアコライダー)整備における大船渡港活用を考慮し、平成29年6月12日(月)から、公募を一時中断することとしましたので、お知らせします。

1. 公募を一時中断する工業用地

区画	面積	所在地
第1期区画	52,818平方メートル	大船渡市赤崎町宇山口179番地

2. 一時中断する期間

平成29年6月12日(月)から当分の間

3. 一時中断する理由

ILC(国際リニアコライダー)整備における当該工業用地の活用検討のため。

事業名	港湾改修事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課				
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市				
事業概要	〔事業根拠法令等：港湾法第34条〕								
	<p>(1) 事業目的</p> <p>○解決すべき課題 大船渡港は、大船渡市を中心とする地域の物流の拠点として、また、地域開発の中核として重要な役割を果たしてきており、三陸縦貫自動車道や内陸部と港湾を結ぶ幹線道路網の整備も進んでいる。一方で、既存の茶屋前地区公共ふ頭は施設の老朽化が課題であり、これに代わる物流拠点を確保する必要がある。</p> <p>○整備によって得られる効果 茶屋前地区が担う物流拠点機能の移転を目的とし、永浜山口地区に岸壁(-13.0m)や岸壁(-7.5m)等を計画しており、これらのうち、県事業として岸壁(-7.5m)、臨港道路の整備を行うことにより、地域経済の振興及び地域活性化が図られる。</p>								
	<p>(2) 事業内容</p> <p>岸壁 (-7.5m) L=130m 臨港道路 L=1,762m</p>								
	<p>(3) 整備目標等</p> <p>本地区で取扱が見込まれる貨物量：212千トン</p>								
	<p>(4) これまでの評価経緯</p> <p>平成15年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。 平成20年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見あり。 平成25年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。</p>								
概	事業着手	H6年度	事業期間	～ H30 ～ H30 ～ H18	最終全体事業期間 (再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	一 年度	工事着手	H6年度
要	事業費 (百万円)	当初計画 総事業費 (H6) (うち用地費)	再評価時 総事業費 (H25) (うち用地費)	最 終 総事業費 (H30) (うち用地費)			財 源		
		2,345.0 (-)	4,574.0 (-)	4,635.5 (-)			国庫	2,317.8	県 他
<p>事業概要図</p>									

整備効果の発現状況

大船渡港は東北 I L C 推進協議会が公表した「 I L C 東北マスタープラン (H30.8)」の中で、 I L C 建設における物流拠点として活用されることが検討されている。

このため、現時点では、 I L C 建設に伴う活用検討のため、事業着手時に見込んでいた茶屋前地区貨物の移転や背後の工業用地の新規企業誘致を進めることが困難であり、期待された事業効果の発現は十分とは言えない状況であるが、港湾背後地域で生産される原木の輸出拠点として利用されるなど、一定の効果が発現している。

なお、今後、 I L C 誘致が決定され、茶屋前地区貨物の移転、工業用地の新規企業誘致が進むものとして事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれる。

○ **費用便益分析**

費用便益分析手法

再評価時 : 費用便益分析手法:港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年6月)

事後評価時:費用便益分析手法:港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(令和6年6月)

(単位:百万円)

区 分		事業着手時 (基準年: H6)	再評価時 (基準年: H25)	事後評価時 (基準年: R6)
費用項目	建設費	2,406	5,390	12,045
	維持管理費	188	328	524
	総費用(C)	2,594	5,718	12,569
便益項目	輸送コスト削減	4,450	7,580	22,122 ※
	残存価値		42	40
	総便益(B)	4,450	7,622	22,162
費用便益比(B/C)		1.7	1.3	1.8

注1) 便益額を想定で算出している場合は(※)を付すこと。

注2) 前回評価時の便益項目が定性的な評価となっている場合は、事後評価時の便益項目には前回評価時との変化について説明すること。

※費用便益分析において地域特性等考慮すべき特記事項

港湾事業で整備する外郭施設、水域施設、係留施設、ふ頭用地および臨港道路等は各々が一体となって整備効果を発現するものであることから、港湾事業のB/Cはこれら一連の施設で算定することとなり、本事業のB/Cもふ頭用地(岸壁(-7.5m)背後)と一連のものとして算定している。

※費用便益が増減した理由

費用: 事業期間が長くなったこと、前回評価時(H25)と今回評価時(R6)で時間が経過していることから、現在価値換算で増加しているもの。

便益: 便益対象貨物として、再評価時に想定している茶屋前地区からの移転貨物のほか、背後の工業用地で想定される貨物を追加したことにより、増額となっている。

事業の効果等

利用者等の意見	<p>利用者等の意見を把握するため、ヒアリング調査を実施した。 調査対象：港運会社、行政機関</p> <p>【ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 茶屋前地区では、バイオマス発電所の稼働開始に伴い、PKS（パーム椰子殻）の取扱いが開始されたことで、石炭とPKSの取扱いにより背後ふ頭用地が逼迫している状況である。茶屋前地区では、バルク船のバース調整や背後用地の不足により原木（輸出）の取扱いが困難であったが、永浜・山口地区の岸壁（-7.5m）が整備されたことにより、取扱うことが可能となった。現在、原木（輸出）事業者からの引き合いが増加している。（港運会社） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="376 449 845 759">  <p style="text-align: center;">原木の荷役の状況</p> </div> <div data-bbox="933 449 1409 759">  <p style="text-align: center;">岸壁（-7.5m）・ふ頭用地の利用状況</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 工業用地を含め永浜・山口地区を一体的に整備したことにより、半導体関連企業、物流倉庫、製造業（医療機器や食品工場）、発電事業者（バイオマス、風力発電、太陽光発電関連）などの様々な業種から利用に関しての問合せや要望が出ている。（行政機関） <p>【事業全般に関する意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 永浜・山口地区岸壁（水深-10m、延長340m）を整備してほしい。 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備してほしい。
社会経済情勢等の変化	<p>(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化</p> <p>平成6年に事業着手と長期間を要した事業であり、社会経済情勢の変化、東日本大震災津波の発災やその後の三陸沿岸道路の全線開通（R3.12月）など、大船渡港のみならず県内港湾を取り巻く環境が大きく変化したところである。</p> <p>大船渡港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少した貨物量の回復・拡大を目的に策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」や「岩手県港湾利用促進プラン」により、利用促進に取り組んだ結果、概ね震災前の水準に回復している状況である。</p> <p>また、I L C誘致が決定した場合には建設のための構成部品の陸揚げ等の可能性があることや、ふ頭用地背後の工業用地への企業立地など、今後の取扱貨物量の増加等が見込まれている。</p> <p>○ 関連する開発プロジェクト等の状況</p> <p>〔直轄事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-13m）・泊地（-13m）（H21完成） <p>〔県事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（岸壁（-13m）背後）（R1完成） 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（岸壁（-7.5m）背後）（R1完成） 港湾改修事業 大船渡港永浜・山口地区 物揚場（-4.0m）ほか（R1完成） 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（物揚場（-4.0m）背後）（R1完成） <p>(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項</p> <p>（動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県自然環境保全指針による保全区分：「D」 希少野生動植物生息の有無：「なし」 埋蔵文化財包蔵地の有無：「なし」 その他特記事項：「なし」 <p>（事業実施において環境に配慮した事項）</p> <p>事業実施にあたり、海水汚濁の恐れがある際は、海中工事の施工箇所に水質汚濁防止膜を布設するとともに、鮭等の遡上時期には海中工事を控えた。</p> <p>（事業完了後の環境の変化）</p> <p>特になし</p>

今後の課題等	(事業名) 港湾改修事業					評価の概要					
	事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
	着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化			
	H6	H30	2,345	4,636	H15 H20 H25	あまり発現していない。	肯定的な意見が多い	重大な変化あり	なし	なし	あり
	<p>(1) 当該地区についての総合的なコメント及び改善措置の必要性</p> <p>①総合的なコメント 本事業については、事業着手段階において、茶屋前地区の既存施設の老朽化に伴い、これに代わる物流拠点が必要であるといった解決すべき課題があり、茶屋前地区が担う物流拠点機能の移転を目的とし、県事業として岸壁 (-7.5m)及び接続する臨港道路の整備を行うことにより、地域経済の振興及び地域活性化を図ることを期待して実施したものである。 しかしながら、当該地区はI L C建設のための物流拠点候補地となっており、現時点では誘致決定に至っていないことから、本格的な貨物の移転等が進捗しておらず、事業計画において想定した効果が十分に発揮されていない。</p> <p>②改善措置の必要性 I L C誘致が決定していない現時点においては効果が十分に発揮していない状況であるが、決定した後、茶屋前地区貨物の移転、工業用地の新規企業誘致が進むものとし、事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれるため、改善措置の必要性はない。</p> <p>(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</p> <p>①今後の同種の事業計画・調査のあり方 本事業は、社会経済情勢の変化、企業等の利用に対応した港湾施設を整備するものである。また、港湾施設の整備には多くの時間と費用を要するが、本県の財政状況を踏まえ、必要性、緊急性等を総合的に判断し、早期投資効果が発現するように効率的な事業を行っていく必要がある。</p> <p>②事業評価手法の見直し必要性 事業目的が同じであり、事業箇所が近接し、着手が同時期の事業がある場合は、事業着手時から一体的に事業を評価する等の検討が必要と考えられる。</p>										

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業	補助	単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○施設全景



岸壁 (-7.5m) ・臨港道路



臨港道路 (起点部分)



臨港道路 (終点部分)

○事業目的と関連する事業等



公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業		補助 単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○本事業箇所とILCとの関係

- ・ ILC東北マスタープラン (H30.8) (抜粋)

9.2 ILCを支える都市群の形成

9.2.1 産業系のアプローチ

(1) 製造・試験・検査施設

研究施設関連必要な時間要件は前述(6.4研究施設関連の必要な時間要件)のとおりであるが、その運搬は、陸路と海路が想定される。陸路は、広く国内から機器が運搬されることから、仙台から奥州市までの範囲を中心に、空き工場の活用やその改修または新設などの検討を進める。海路においては、一定の港湾機能が具備されていることを前提に、大船渡港、気仙沼港、仙台塩釜港を中心にそれぞれが機能分担し対応を検討する。

出典：東北ILC推進協議会

- ・ 令和6年度第1回岩手県ILC推進本部会議 (R6.4.22) 資料 (抜粋)

2 ILCプロジェクトの推進

(1) 国際研究拠点の形成支援等(まちづくり・インフラ整備分科会)

ア 県内港湾を活用した機器輸送に係る広域的な計画等の整理

(7) 機器輸送ルートや輸送に係る課題・対策など、東北ILC事業推進センターがこれまでに調査・検討した広域的な機器輸送計画の策定に資する情報の整理に協力

(4) 東北ILC事業推進センターが実施する広域的な機器輸送計画等に関する研究者と関係自治体との意見交換に参加(1回)

イ ILCを契機とした居住や交通、エネルギー等に関する地域の将来まちづくり

(7) 岩手大学及び東北ILC事業推進センターによる共同研究「ILC誘致を契機にしたまちづくり(ILCまちづくり)の研究」に協力(居住、交通、エネルギー等の5例)

(4) KEKが実施する環境アセスメントに関する検討に参加し、庁内関係部局と情報を共有しながら取組を支援(6回)



出典：岩手県ILC推進局

- ・ 工業用地の分譲に係る公募中断について (岩手県ホームページ H29.6.12)

大船渡港永浜・山口地区工業用地の分譲に係る公募の一時中断について

ID番号 N48411 | 更新日 平成29年6月12日

平成29年2月1日(水)からスタートした標記工業用地の分譲に係る公募について、ILC(国際リニアコライダー)整備における大船渡港活用を考慮し、平成29年6月12日(月)から、公募を一時中断することとしましたので、お知らせします。

1. 公募を一時中断する工業用地

区画	面積	所在地
第1期区画	52,818平方メートル	大船渡市赤崎町宇山口179番地

2. 一時中断する期間
平成29年6月12日(月)から当分の間

3. 一時中断する理由
ILC(国際リニアコライダー)整備における当該工業用地の活用検討のため。

事業名	港湾施設整備事業		補助 単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課				
路線名等	おおふなとこう 大船渡港		地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市			
事業概要	〔事業根拠法令等：港湾整備促進法〕								
	<p>(1) 事業目的</p> <p>○解決すべき課題 大船渡港は、大船渡市を中心とする地域の物流の拠点として、また、地域開発の中核として重要な役割を果たしてきており、三陸縦貫自動車道や内陸部と港湾を結ぶ幹線道路網の整備も進んでいる。一方で、既存の茶屋前地区公共ふ頭は施設の老朽化が課題であり、これに代わる物流拠点を確保する必要がある。</p> <p>○整備によって得られる効果 茶屋前地区が担う物流拠点機能の移転を目的とし、永浜山口地区に岸壁(-13.0m)や岸壁(-7.5m)等を計画しており、これらのうち、岸壁(-7.5m)背後のふ頭用地造成を行うことにより、地域経済の振興及び地域活性化が図られる。</p>								
	<p>(2) 事業内容 ふ頭用地造成 A=1.6ha</p>								
	<p>(3) 整備目標等 本地区で取扱が見込まれる貨物量：212千トン</p> <p>(4) これまでの評価経緯 平成20年度：再評価：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見あり。 平成25年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。</p>								
概	事業着手	H6年度	事業期間	～ R1 ～ H30 ～ H18	最終全体事業期間 (再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	一 年度	工事着手	H6年度
要	事業費 (百万円)	当初計画 総事業費 (H6) (うち用地費)	再評価時 総事業費 (H25) (うち用地費)	最 終 総事業費 (R1) (うち用地費)			財 源		
		3,594.0 (-)	3,641.0 (-)	3,928.7 (-)			国庫 県 他 3,928.7		
<p>事業概要図</p>									

整備効果の発現状況

大船渡港は東北 I L C 推進協議会が公表した「 I L C 東北マスタープラン (H30.8)」の中で、 I L C 建設における物流拠点として活用されることが検討されている。

このため、現時点では、 I L C 建設に伴う活用検討のため、事業着手時に見込んでいた茶屋前地区貨物の移転や背後の工業用地の新規企業誘致を進めることが困難であり、期待された事業効果の発現は十分とは言えない状況であるが、港湾背後地域で生産される原木の輸出拠点として利用されるなど、一定の効果が発現している。

なお、今後、 I L C 誘致が決定され、茶屋前地区貨物の移転、工業用地の新規企業誘致が進むものとして事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれる。

○ **費用便益分析**

費用便益分析手法

再評価時 : 費用便益分析手法:港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年6月)

事後評価時:費用便益分析手法:港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(令和5年12月)

(単位:百万円)

区 分		事業着手時 (基準年: H6)	再評価時 (基準年: H25)	事後評価時 (基準年: R6)
費用項目	建設費	2,406	5,390	12,045
	維持管理費	188	328	524
	総費用(C)	2,594	5,718	12,569
便益項目	輸送コスト削減	4,450	7,580	22,122 ※
	残存価値		42	40
	総便益(B)	4,450	7,622	22,162
費用便益比(B/C)		1.7	1.3	1.8

注1) 便益額を想定で算出している場合は(※)を付すこと。

注2) 前回評価時の便益項目が定性的な評価となっている場合は、事後評価時の便益項目には前回評価時との変化について説明すること。

※費用便益分析において地域特性等考慮すべき特記事項

港湾事業で整備する外郭施設、水域施設、係留施設、ふ頭用地および臨港道路等は各々が一体となって整備効果を発現するものであることから、港湾事業のB/Cはこれら一連の施設で算定することとなり、本事業のB/Cも岸壁(-7.5m)、臨港道路と一連のものとして算定している。

※費用便益が増減した理由

費用: 事業期間が長くなったこと、前回評価時(H25)と今回評価時(R6)で時間が経過していることから、現在価値換算で増加しているもの。

便益: 便益対象貨物として、再評価時に想定している茶屋前地区からの移転貨物のほか、背後の工業用地で想定される貨物を追加したことにより、増額となっている。

事業の効果等

利用者等の意見

利用者等の意見を把握するため、ヒアリング調査を実施した。

調査対象：港運会社、行政機関

【ヒアリング結果】

- 茶屋前地区では、バイオマス発電所の稼働開始に伴い、PKS（パーム椰子殻）の取扱いが開始されたことで、石炭とPKSの取扱いにより背後ふ頭用地が逼迫している状況である。茶屋前地区では、バルク船のバース調整や背後用地の不足により原木（輸出）の取扱いが困難であったが、永浜・山口地区の岸壁（-7.5m）が整備されたことにより、取扱うことが可能となった。現在、原木（輸出）事業者からの引き合いが増加している。（港運会社）



原木の荷役の状況



岸壁（-7.5m）・ふ頭用地の利用状況

- 工業用地を含め永浜・山口地区を一体的に整備したことにより、半導体関連企業、物流倉庫、製造業（医療機器や食品工場）、発電事業者（バイオマス、風力発電、太陽光発電関連）などの様々な業種から利用に関しての問合せや要望が出ている。（行政機関）

【事業全般に関する意見・要望】

- 永浜・山口地区岸壁（水深-10m、延長340m）を整備してほしい。
- 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備してほしい。

社会経済情勢等の変化

(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化

平成6年に事業着手と長期間を要した事業であり、社会経済情勢の変化、東日本大震災津波の発災やその後の三陸沿岸道路の全線開通（R3.12月）など、大船渡港のみならず県内港湾を取り巻く環境が大きく変化したところである。

大船渡港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少した貨物量の回復・拡大を目的に策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」や「岩手県港湾利用促進プラン」により、利用促進に取り組んだ結果、概ね震災前の水準に回復している状況である。

また、I L C誘致が決定した場合には建設のための構成部品の陸揚げ等の可能性があることや、ふ頭用地背後の工業用地への企業立地など、今後の取扱貨物量の増加等が見込まれている。

○ 関連する開発プロジェクト等の状況

〔直轄事業〕

- 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-13m）・泊地（-13m）（H21完成）

〔県事業〕

- 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（岸壁（-13m）背後）（R1完成）
- 港湾改修事業 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-7.5m）・臨港道路（H30完成）
- 港湾改修事業 大船渡港永浜・山口地区 物揚場（-4.0m）ほか（R1完成）
- 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（物揚場（-4.0m）背後）（R1完成）

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

（動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分）

- 岩手県自然環境保全指針による保全区分：「D」
- 希少野生動植物生息の有無：「なし」
- 埋蔵文化財包蔵地の有無：「なし」
- その他特記事項：「なし」

（事業実施において環境に配慮した事項）

事業実施にあたり、海水汚濁の恐れがある際は、海中工事の施工箇所には水質汚濁防止膜を布設するとともに、鮭等の遡上時期には海中工事を控えた。

（事業完了後の環境の変化）

特になし

(事業名) 港湾施設整備事業					評価の概要						
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し	
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化				
H6	H30	3,594	3,929	H20 H25	あまり発現していない。	肯定的な意見が多い	重大な変化あり	なし	なし	あり	

今後の課題等

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

本事業については、事業着手段階において、茶屋前地区の既存施設の老朽化に伴い、これに代わる物流拠点が必要であるといった解決すべき課題があり、茶屋前地区が担う物流拠点機能の移転を目的とし、県事業として岸壁 (-7.5m)の背後のふ頭用地の整備を行うことにより、地域経済の振興及び地域活性化を図ることを期待して実施したものである。

しかしながら、当該地区はI L C建設のための物流拠点候補地となっており、現時点では誘致決定に至っていないことから、本格的な貨物の移転等が進捗しておらず、事業計画において想定した効果が十分に発揮されていない。

②改善措置の必要性

I L C誘致が決定していない現時点においては効果が十分に発揮していない状況であるが、決定した後、茶屋前地区貨物の移転、工業用地の新規企業誘致が進むものとし、事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれるため、改善措置の必要性はない。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

本事業については、社会経済情勢の変化、企業等の利用に対応した港湾施設を整備する事業である。また、港湾施設の整備には多くの時間と費用を要するが、本県の財政状況も厳しいことから必要性、緊急性等を総合的に判断し、早期投資効果が発現できるように効率的な事業を行っていく必要がある。

②事業評価手法の見直し必要性

事業目的が同じであり、事業箇所が近接し、着手が同時期の事業がある場合は、事業着手時から一体的に事業を評価する等の検討が必要と考えられる。

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾施設整備事業		補助 <u>単独</u>	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○施設全景



ふ頭用地

○事業目的と関連する事業等



公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾施設整備事業		補助 単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○本事業箇所とILCとの関係

・ I L C 東北マスタープラン (抜粋)

9. 2 ILCを支える都市群の形成

9. 2. 1 産業系のアプローチ

(1) 製造・試験・検査施設

研究施設関連必要な時間要件は前述(6.4研究施設関連の必要な時間要件)のとおりであるが、その運搬は、陸路と海路が想定される。陸路は、広く国内から機器が運搬されることから、仙台から奥州市までの範囲を中心に、空き工場の活用やその改修または新設などの検討を進める。海路においては、一定の港湾機能が具備されていることを前提に、大船渡港、気仙沼港、仙台塩釜港を中心にそれぞれが機能分担し対応を検討する。

出典：東北ILC推進協議会

・ 令和6年度第1回岩手県ILC推進本部会議 (R6.4.22) 資料 (抜粋)

2 ILCプロジェクトの推進

(1) 国際研究拠点の形成支援等 (まちづくり・インフラ整備分科会)

ア 県内港湾を活用した機器輸送に係る広域的な計画等の整理

(7) 機器輸送ルートや輸送に係る課題・対策など、東北ILC事業推進センターがこれまでに調査・検討した広域的な機器輸送計画の策定に資する情報の整理に協力

(4) 東北ILC事業推進センターが実施する広域的な機器輸送計画等に関する研究者と関係自治体との意見交換に参加(1回)

イ ILCを契機とした居住や交通、エネルギー等に関する地域の将来まちづくり

(7) 岩手大学及び東北ILC事業推進センターによる共同研究「ILC誘致を契機にしたまちづくり(ILCまちづくり)の研究」に協力(居住、交通、エネルギー等の5例)

(4) KEKが実施する環境アセスメントに関する検討に参加し、庁内関係部局と情報を共有しながら取組を支援(6回)



大船渡港

出典：岩手県ILC推進局

・ 工業用地の分譲に係る公募中断について (岩手県ホームページ H29.6.12)

大船渡港永浜・山口地区工業用地の分譲に係る公募の一時中断について

ID番号 N48411 | 更新日 平成29年6月12日

平成29年2月1日(水)からスタートした標記工業用地の分譲に係る公募について、ILC(国際リニアコライダー)整備における大船渡港活用を考慮し、平成29年6月12日(月)から、公募を一時中断することとしましたので、お知らせします。

1. 公募を一時中断する工業用地

区画	面積	所在地
第1期区画	52,818平方メートル	大船渡市赤崎町宇山口179番地

2. 一時中断する期間

平成29年6月12日(月)から当分の間

3. 一時中断する理由

ILC(国際リニアコライダー)整備における当該工業用地の活用検討のため。

事業名	港湾改修事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課					
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市					
事業	〔事業根拠法令等：港湾法第34条〕									
	<p>(1) 事業目的</p> <p>○解決すべき課題 茶屋前地区の公共ふ頭は、大船渡港の主力岸壁として機能しているが、老朽化が進み、重量制限を行っていることから、埠頭全体の機能移転による再開発が必要となっている。</p> <p>○整備によって得られる効果 茶屋前地区の岸壁機能の移転に合わせて、茶屋前地区に在隻・活動している作業船や官庁船等の小型船溜まりを永浜地区に機能移転することにより、港湾機能の維持・強化が図られるものである。</p>									
	<p>(2) 事業内容</p> <p>物揚場(-4m) L=185m 防波堤 L=200m 船揚場 L=50m</p>									
	<p>(3) 整備目標等</p> <p>収容船舶隻数 (永浜地区) 作業船 35隻 官庁船 2隻 ポートサービス船 3隻 漁船 12隻 計 52隻</p>									
業	<p>(4) これまでの評価経緯</p> <p>平成17年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。</p> <p>平成22年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。</p> <p>平成27年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。</p>									
	概	事業着手	H7年度	事業期間	～ R1 ～ R1 ～ H14	最終全体事業期間 (再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	一 年度	工事着手	H7年度
要	事業費 (百万円)	当初計画 総事業費 (H7) (うち用地費)	再評価時 総事業費 (H27) (うち用地費)	最 終 総事業費 (R1) (うち用地費)	財 源					
		809.4 (-)	1,581.5 (-)	2,042.8 (-)	国庫 817.1 県 1,225.7 他					
<p>事業概要図</p>										

整備効果の発現状況

大船渡港は東北 I L C 推進協議会が公表した「I L C 東北マスタープラン (H30.8)」の中で、I L C 建設における物流拠点として活用されることが検討されている。

このため、現時点では、I L C 建設に伴う活用検討のため、事業着手時に見込んでいた茶屋前地区貨物の移転を進めることが困難であり、期待された事業効果の発現は十分とは言えない状況であるが、当該施設を整備することにより、従前よりも係留する漁船の数が増加したことなど一定の効果が発現している。

なお、今後、I L C 誘致が決定され、茶屋前地区貨物の移転が進むものとして事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれる。

○ 費用便益分析

費用便益分析手法

再評価時 : 費用便益分析手法: 港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年6月)

事後評価時: 費用便益分析手法: 港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(令和6年6月)

(単位: 百万円)

区 分		事業着手時 (基準年: H7)	再評価時 (基準年: H27)	事後評価時 (基準年: R6)
費用項目	建設費(割引後)	1,107	2,508	5,349
	※維持管理費を含む			
総費用(C)		1,107	2,508	5,349
便益項目	作業コスト削減効果(割引後)	1,225	2,641	5,396 ※
総便益(B)		1,225	2,641	5,396
費用便益比(B/C)		1.1	1.1	1.0

注1) 便益額を想定で算出している場合は(※)を付すこと。

注2) 前回評価時の便益項目が定性的な評価となっている場合は、事後評価時の便益項目には前回評価時との変化について説明すること。

※費用便益分析において地域特性等考慮すべき特記事項

港湾事業で整備する外郭施設、水域施設、係留施設、ふ頭用地および臨港道路等は各々が一体となって整備効果を発現するものであることから、港湾事業のB/Cはこれら一連の施設で算定することとなっており、本事業のB/Cもふ頭用地(物揚場(-4m)背後)と一連のものとして算定している。

※費用便益が増減した理由

費用: 防波堤整備にかかる工法が変更(打撃工法→中掘工法)となったこと、前回評価時(H27)と今回評価時(R6)で時間が経過していることから、現在価値換算で増加しているもの。

便益: 現状の実態に基づき、隻数及び便益算出過程を見直したため増額となっている。

利用者等の意見	<p>利用者等の意見を把握するため、ヒアリング調査を実施した。 調査対象：漁協、港運会社、行政機関</p> <p>【ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船溜まり及び背後のふ頭用地が整備されたことにより、物揚場背後の範囲が広くなり利便性が向上し、従前よりも係留する船の数が増加した。現在は、物揚場に22隻、船揚場に15隻程度の船舶が係留されている。（漁業関係団体） ・ 今後、永浜・山口地区の貨物の取扱いが増加した際には、新規に整備された小型船溜まりのポートサービス船等の利用が増加すると考える。小型船溜まりを利用することで輸送コストの削減に寄与すると考える。（港運会社） ・ 工業用地を含め永浜・山口地区を一体的に整備したことにより、半導体関連企業、物流倉庫、製造業（医療機器や食品工場）、発電事業者（バイオマス、風力発電、太陽光発電関連）などの様々な業種から利用に関しての問合せや要望が出ている。（行政機関） <p>【事業全般に関する意見・要望】</p> <p>[整備箇所に対しての要望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物揚場（-4m）天端へ登る梯子や階段を増やしてほしい。 <p>[大船渡港への要望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 永浜・山口地区岸壁（水深-10m、延長340m）を整備してほしい。 ・ 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備してほしい。
社会経済情勢等の変化	<p>(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化</p> <p>平成7年に事業着手と長期間を要した事業であり、社会経済情勢の変化、東日本大震災津波の発災やその後の三陸沿岸道路の全線開通（R3.12月）など、大船渡港のみならず県内港湾を取り巻く環境が大きく変化したところである。</p> <p>大船渡港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少した貨物量の回復・拡大を目的に策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」や「岩手県港湾利用促進プラン」により、利用促進に取り組んだ結果、概ね震災前の水準に回復している状況である。</p> <p>また、I L C誘致が決定した場合には建設のための構成部品の陸揚げ等の可能性があることや、ふ頭用地背後の工業用地への企業立地など、今後の取扱貨物量の増加等が見込まれている。</p> <p>○ 関連する開発プロジェクト等の状況</p> <p>[直轄事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-13m）・泊地（-13m）（H21完成） <p>[県事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（岸壁（-13m）岸壁背後）（R1完成） ・ 港湾改修事業 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-7.5m）・臨港道路（H30完成） ・ 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（岸壁（-7.5m）背後）（R1完成） ・ 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（物揚場（-4m）背後）（R1完成） <p>(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項</p> <p>（動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県自然環境保全指針による保全区分：「D」 ・ 希少野生動植物生息の有無：「なし」 ・ 埋蔵文化財包蔵地の有無：「なし」 ・ その他特記事項：「なし」 <p>（事業実施において環境に配慮した事項）</p> <p>事業実施にあたり、海水汚濁の恐れがある際は、海中工事の施工箇所に水質汚濁防止膜を布設するとともに、鮭等の遡上時期には海中工事を控えた。</p> <p>（事業完了後の環境の変化）</p> <p>特になし</p>

(事業名) 港湾改修事業											
事業の概要					評価の概要						
					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し	
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化				
H7	R1	809	2,043	H17 H22 H27	あまり発現していない	肯定的な意見が多い	重大な変化あり	なし	なし	なし	

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント
 本事業については、事業着手段階において、茶屋前地区の既存施設の老朽化に伴い、これに代わる物流拠点が必要であるといった解決すべき課題があり、茶屋前地区の岸壁機能の移転に合わせて、在隻・活動している作業船や官庁船等の小型船溜まりを永浜地区に機能移転することにより、港湾機能の維持・強化を図ることを期待して実施したものである。
 しかしながら、当該地区はI L C建設のための物流拠点候補地となっており、現時点では誘致決定に至っていないことから、本格的な貨物の移転等が進捗しておらず、事業計画において想定した効果が十分に発揮されていない。

②改善措置の必要性
 I L C誘致が決定していない現時点においては効果が十分に発揮していない状況であるが、決定した後、茶屋前地区貨物の移転が進むものとし、事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれるため、改善措置の必要性はない。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方
 本事業は、社会経済情勢の変化、企業等の利用に対応した港湾施設を整備するものである。また、港湾施設の整備には多くの時間と費用を要するが、本県の財政状況を踏まえ、必要性、緊急性等を総合的に判断し、早期投資効果が発現するように効率的な事業を行っていく必要がある。

②事業評価手法の見直し必要性
 事業目的が同じであり、事業箇所が近接し、着手が同時期の事業がある場合は、事業着手時から一体的に事業を評価する等の検討が必要と考えられる。

今
後
の
課
題
等

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業		補助 単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○施設全景



物揚場 (-4m) ・防波堤 ・船揚場



物揚場 (-4m)



防波堤



船揚場

○事業目的と関連する事業等



公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業	補助	単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○本事業箇所とILCとの関係

- ・ ILC東北マスタープラン (H30.8) (抜粋)

9.2 ILCを支える都市群の形成

9.2.1 産業系のアプローチ

(1) 製造・試験・検査施設

研究施設関連必要な時間要件は前述(6.4研究施設関連の必要な時間要件)のとおりであるが、その運搬は、陸路と海路が想定される。陸路は、広く国内から機器が運搬されることから、仙台から奥州市までの範囲を中心に、空き工場の活用やその改修または新設などの検討を進める。海路においては、一定の港湾機能が具備されていることを前提に、大船渡港、気仙沼港、仙台塩釜港を中心にそれぞれが機能分担し対応を検討する。

出典：東北ILC推進協議会

- ・ 令和6年度第1回岩手県ILC推進本部会議 (R6.4.22) 資料 (抜粋)

2 ILCプロジェクトの推進

(1) 国際研究拠点の形成支援等(まちづくり・インフラ整備分科会)

ア 県内港湾を活用した機器輸送に係る広域的な計画等の整理

- (ア) 機器輸送ルートや輸送に係る課題・対策など、東北ILC事業推進センターがこれまでに調査・検討した広域的な機器輸送計画の策定に資する情報の整理に協力
- (イ) 東北ILC事業推進センターが実施する広域的な機器輸送計画等に関する研究者と関係自治体との意見交換に参加(1回)

イ ILCを契機とした居住や交通、エネルギー等に関する地域の将来まちづくり

- (ア) 岩手大学及び東北ILC事業推進センターによる共同研究「ILC誘致を契機にしたまちづくり(ILCまちづくり)の研究」に協力(居住、交通、エネルギー等の5例)
- (イ) KEKが実施する環境アセスメントに関する検討に参加し、庁内関係部局と情報を共有しながら取組を支援(6回)



出典：岩手県ILC推進局

- ・ 工業用地の分譲に係る公募中断について(岩手県ホームページ H29.6.12)

大船渡港永浜・山口地区工業用地の分譲に係る公募の一時中断について

ID番号 N48411 更新日 平成29年6月12日

平成29年2月1日(水)からスタートした標記工業用地の分譲に係る公募について、ILC(国際リニアコライダー)整備における大船渡港活用を考慮し、平成29年6月12日(月)から、公募を一時中断することとしましたので、お知らせします。

1. 公募を一時中断する工業用地

区画	面積	所在地
第1期区画	52,818平方メートル	大船渡市赤崎町字山口179番地

2. 一時中断する期間

平成29年6月12日(月)から当分の間

3. 一時中断する理由

ILC(国際リニアコライダー)整備における当該工業用地の活用検討のため。

事業名	港湾施設整備事業		補助 単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課				
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市				
事業 業	〔事業根拠法令等：港湾整備促進法〕								
	<p>(1) 事業目的</p> <p>○解決すべき課題 茶屋前地区の公共ふ頭は、大船渡港の主力岸壁として機能しているが、老朽化が進み、重量制限を行っていることから、埠頭全体の機能移転による再開発が必要となっている。</p> <p>○整備によって得られる効果 茶屋前地区の岸壁機能の移転に合わせて、茶屋前地区に在隻・活動している作業船や官庁船等の小型船溜まりを永浜地区に機能移転することにより、港湾機能の維持・強化が図られるものである。</p>								
	<p>(2) 事業内容 ふ頭用地 A=1.4ha</p>								
	<p>(3) 整備目標等 収容船舶隻数（永浜地区） 作業船 35隻 官庁船 2隻 ポートサービス船 3隻 漁船 12隻 計 52隻</p>								
概	<p>(4) これまでの評価経緯 平成22年度：再評価：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。 平成27年度：再評価（前回評価後5年経過）：事業継続 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。</p>								
	事業着手	H7年度	事業期間	～ R1 H7 ～ H30 ～ H14	最終全体事業期間 (再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	一 年度	工事着手	H7年度
要	事業費 〔百万円〕	当初計画 総事業費 (H7) (うち用地費)	再評価時 総事業費 (H27) (うち用地費)	最 終 総事業費 (R1) (うち用地費)		財 源			
		513.0 (-)	410.0 (-)	400.9 (-)		国庫 県 他	400.9		
<p>事業概要図</p>									

整備効果の発現状況

大船渡港は東北 I L C 推進協議会が公表した「I L C 東北マスタープラン (H30.8)」の中で、I L C 建設における物流拠点として活用されることが検討されている。

このため、現時点では、I L C 建設に伴う活用検討のため、事業着手時に見込んでいた茶屋前地区貨物の移転を進めることが困難であり、期待された事業効果の発現は十分とは言えない状況であるが、当該施設を整備することにより、従前よりも係留する漁船の数が増加したことなど一定の効果が発現している。

なお、今後、I L C 誘致が決定され、茶屋前地区貨物の移転が進むものとして事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれる。

○ 費用便益分析

費用便益分析手法

再評価時 : 費用便益分析手法: 港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年6月)

事後評価時: 費用便益分析手法: 港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(令和5年12月)

(単位: 百万円)

区 分		事業着手時 (基準年: H7)	再評価時 (基準年: H27)	事後評価時 (基準年: R6)
費用項目	建設費(割引後)	1,107	2,508	5,349
	※維持管理費を含む			
	総費用(C)	1,107	2,508	5,349
便益項目	作業コスト削減効果(割引後)	1,225	2,641	5,396 ※
	総便益(B)	1,225	2,641	5,396
費用便益比(B/C)		1.1	1.1	1.0

注1) 便益額を想定で算出している場合は(※)を付すこと。

注2) 前回評価時の便益項目が定性的な評価となっている場合は、事後評価時の便益項目には前回評価時との変化について説明すること。

※費用便益分析において地域特性等考慮すべき特記事項

港湾事業で整備する外郭施設、水域施設、係留施設、ふ頭用地および臨港道路等は各々が一体となって整備効果を発現するものであることから、港湾事業のB/Cはこれら一連の施設で算定することとなっており、本事業のB/Cも物揚場(-4m)、防波堤、船揚場と一連のものとして算定している。

※費用便益が増減した理由

費用: 防波堤整備にかかる工法が変更(打撃工法→中掘工法)となったこと、前回評価時(H27)と今回評価時(R6)で時間が経過していることから、現在価値換算で増加しているもの。

便益: 現状の実態に基づき、隻数及び便益算出過程を見直したため増額となっている。

事業の
効果
等

利用者等の意見	<p>利用者等の意見を把握するため、ヒアリング調査を実施した。 調査対象：漁協、港運会社、行政機関</p> <p>【ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船溜まり及び背後のふ頭用地が整備されたことにより、物揚場背後の範囲が広くなり利便性が向上し、従前よりも係留する船の数が増加した。現在は、物揚場に22隻、船揚場に15隻程度の船舶が係留されている。（漁業関係団体） ・ 今後、永浜・山口地区において、貨物の取扱いが増加した際には、新規に整備された小型船溜まりのポートサービス船等の利用が増加すると考える。小型船溜まりを利用することで輸送コストの削減に寄与すると考える。（港運会社） ・ 工業用地を含め永浜・山口地区を一体的に整備したことにより、半導体関連企業、物流倉庫、製造業（医療機器や食品工場）、発電事業者（バイオマス、風力発電、太陽光発電関連）などの様々な業種から利用に関しての問合せや要望が出ている。（行政機関） <p>【事業全般に関する意見・要望】</p> <p>[整備箇所に対しての要望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物揚場天端へ登る梯子や階段を増やしてほしい。 <p>[大船渡港への要望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 永浜・山口地区岸壁（水深-10m、延長340m）を整備してほしい。 ・ 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備してほしい。
社会経済情勢等の変化	<p>(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化</p> <p>平成7年に事業着手と長期間を要した事業であり、社会経済情勢の変化、東日本大震災津波の発災やその後の三陸沿岸道路の全線開通（R3.12月）など、大船渡港のみならず県内港湾を取り巻く環境が大きく変化したところである。</p> <p>大船渡港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少した貨物量の回復・拡大を目的に策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」や「岩手県港湾利用促進プラン」により、利用促進に取り組んだ結果、概ね震災前の水準に回復している状況である。</p> <p>また、I L C誘致が決定した場合には建設のための構成部品の陸揚げ等の可能性があることや、ふ頭用地背後の工業用地への企業立地など、今後の取扱貨物量の増加等が見込まれている。</p> <p>○ 関連する開発プロジェクト等の状況</p> <p>[直轄事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-13m）・泊地（-13m）（H21完成） <p>[県事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（岸壁（-13m）岸壁背後）（R1完成） ・ 港湾改修事業 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-7.5m）・臨港道路（H30完成） ・ 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 ふ頭用地（岸壁（-7.5m）背後）（R1完成） ・ 港湾施設整備事業 大船渡港永浜・山口地区 物揚場（-4m）ほか（R1完成） <p>(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項</p> <p>（動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県自然環境保全指針による保全区分：「D」 ・ 希少野生動植物生息の有無：「なし」 ・ 埋蔵文化財包蔵地の有無：「なし」 ・ その他特記事項：「なし」 <p>（事業実施において環境に配慮した事項）</p> <p>事業実施にあたり、海水汚濁の恐れがある際は、海中工事の効果箇所に水質汚濁防止膜を布設するとともに、鮭等の遡上時期には海中工事を控えた。</p> <p>（事業完了後の環境の変化）</p> <p>特になし</p>

(事業名) 港湾施設整備事業					評価の概要					
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化			
H7	R1	513	401	H22 H27	あまり発現していない	肯定的な意見が多い	重大な変化あり	なし	なし	なし

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント
 本事業については、事業着手段階において、茶屋前地区の既存施設の老朽化に伴い、これに代わる物流拠点が必要であるといった解決すべき課題があり、茶屋前地区の岸壁機能の移転に合わせて、在隻・活動している作業船や官庁船等の小型船溜まりを永浜地区に機能移転することにより、港湾機能の維持・強化を図ることを期待して実施したものである。
 しかしながら、当該地区はI L C建設のための物流拠点候補地となっており、現時点では誘致決定に至っていないことから、本格的な貨物の移転等が進捗しておらず、事業計画において想定した効果が十分に発揮されていない。

②改善措置の必要性
 I L C誘致が決定していない現時点においては効果が十分に発揮していない状況であるが、決定した後、茶屋前地区貨物の移転が進むものとし、事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれるため、改善措置の必要性はない。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方
 本事業は、社会経済情勢の変化、企業等の利用に対応した港湾施設を整備するものである。また、港湾施設を整備には多くの時間と費用を要するが、本県の財政状況を踏まえ、必要性、緊急性等を総合的に判断し、早期投資効果が発現するように効率的な事業を行っていく必要がある。

②事業評価手法の見直し必要性
 事業目的が同じであり、事業箇所が近接し、着手が同時期の事業がある場合は、事業着手時から一体的に事業を評価する等の検討が必要と考えられる。

今
後
の
課
題
等

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾施設整備事業		補助 単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなところ 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○施設全景



ふ頭用地 (物揚場 (-4m) 背後)

○事業目的と関連する事業等



公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業	補助	単独	担当部課名	県土整備部港湾空港課
路線名等	おおふなとこう 大船渡港	地区名	ながはま やまぐち 永浜・山口地区	市町村	大船渡市

○本事業箇所とILCとの関係

- ・ ILC東北マスタープラン (H30.8) (抜粋)

9.2 ILCを支える都市群の形成

9.2.1 産業系のアプローチ

(1) 製造・試験・検査施設

研究施設関連必要な時間要件は前述(6.4研究施設関連の必要な時間要件)のとおりであるが、その運搬は、陸路と海路が想定される。陸路は、広く国内から機器が運搬されることから、仙台から奥州市までの範囲を中心に、空き工場の活用やその改修または新設などの検討を進める。海路においては、一定の港湾機能が具備されていることを前提に、大船渡港、気仙沼港、仙台塩釜港を中心にそれぞれが機能分担し対応を検討する。

出典：東北ILC推進協議会

- ・ 令和6年度第1回岩手県ILC推進本部会議 (R6.4.22) 資料 (抜粋)

2 ILCプロジェクトの推進

(1) 国際研究拠点の形成支援等(まちづくり・インフラ整備分科会)

ア 県内港湾を活用した機器輸送に係る広域的な計画等の整理

- (ア) 機器輸送ルートや輸送に係る課題・対策など、東北ILC事業推進センターがこれまでに調査・検討した広域的な機器輸送計画の策定に資する情報の整理に協力
- (イ) 東北ILC事業推進センターが実施する広域的な機器輸送計画等に関する研究者と関係自治体との意見交換に参加(1回)

イ ILCを契機とした居住や交通、エネルギー等に関する地域の将来まちづくり

- (ア) 岩手大学及び東北ILC事業推進センターによる共同研究「ILC誘致を契機にしたまちづくり(ILCまちづくり)の研究」に協力(居住、交通、エネルギー等の5例)
- (イ) KEKが実施する環境アセスメントに関する検討に参加し、庁内関係部局と情報を共有しながら取組を支援(6回)



出典：岩手県ILC推進局

- ・ 工業用地の分譲に係る公募中断について(岩手県ホームページ H29.6.12)

大船渡港永浜・山口地区工業用地の分譲に係る公募の一時中断について

ID番号 N48411 更新日 平成29年6月12日

平成29年2月1日(水)からスタートした標記工業用地の分譲に係る公募について、ILC(国際リニアコライダー)整備における大船渡港活用を考慮し、平成29年6月12日(月)から、公募を一時中断することとしましたので、お知らせします。

1. 公募を一時中断する工業用地

区画	面積	所在地
第1期区画	52,818平方メートル	大船渡市赤崎町字山口179番地

2. 一時中断する期間

平成29年6月12日(月)から当分の間

3. 一時中断する理由

ILC(国際リニアコライダー)整備における当該工業用地の活用検討のため。

公共事業事後評価

港湾改修事業・港湾施設整備事業 大船渡港 永浜・山口地区

令和6年9月24日

県土整備部

港湾空港課

1

1. 岩手県の港湾について

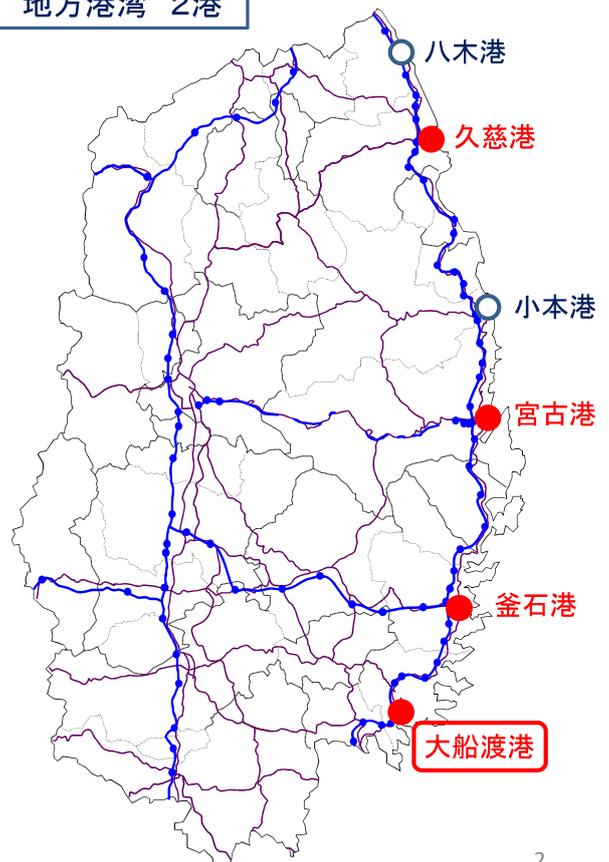
岩手県には4つの重要港湾と2つの地方港湾があり、岩手県が港湾管理者として港湾の建設、管理運営を行っている。

今回の事後評価対象事業は、**大船渡港**
永浜・山口地区の「**港湾改修事業**」及び
「**港湾施設整備事業**」である。

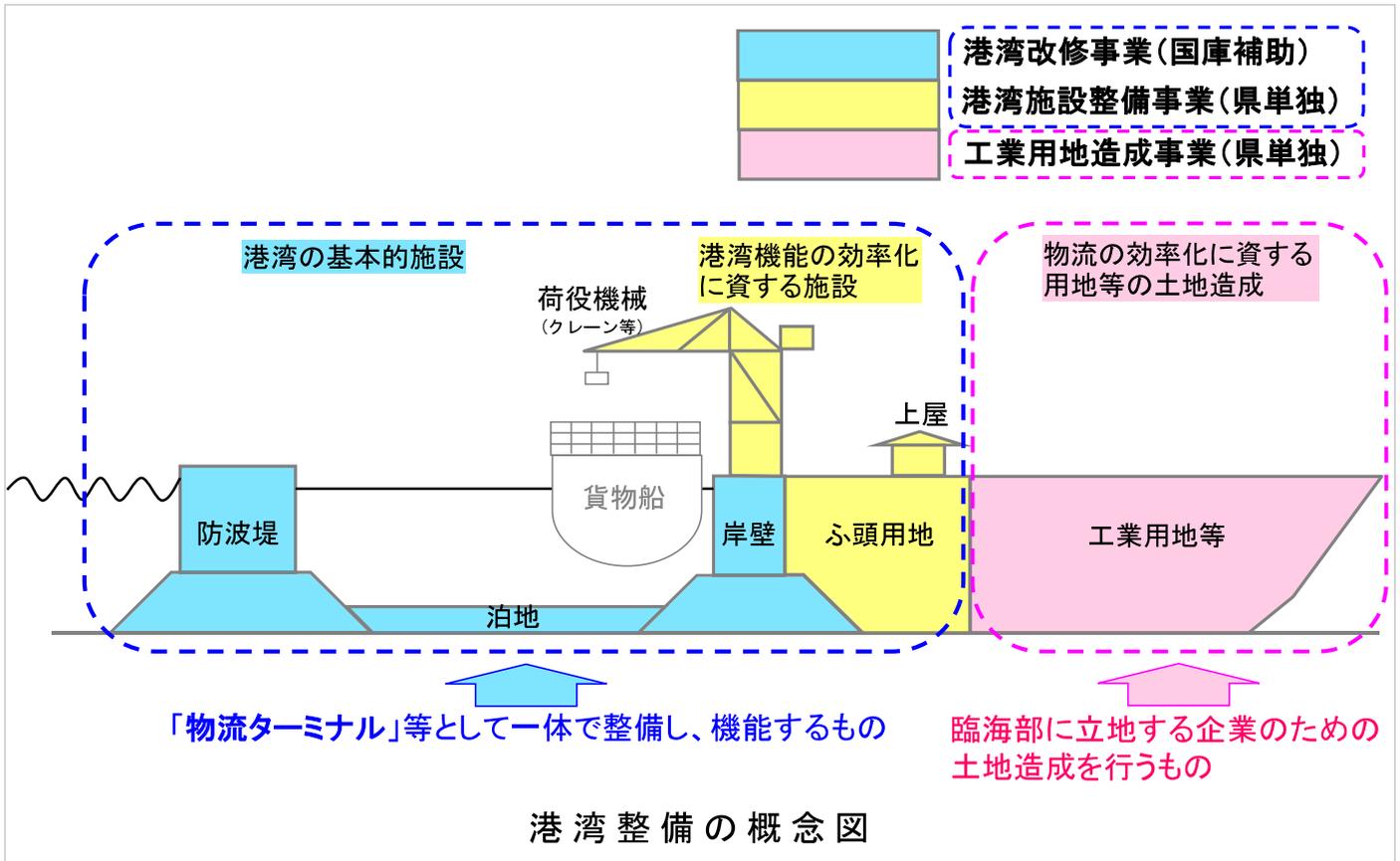
重要港湾：国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾、
その他の国の利害重大な関係を有する港湾で政令で
定めるもの

地方港湾：重要港湾以外の港湾

重要港湾 4港
地方港湾 2港

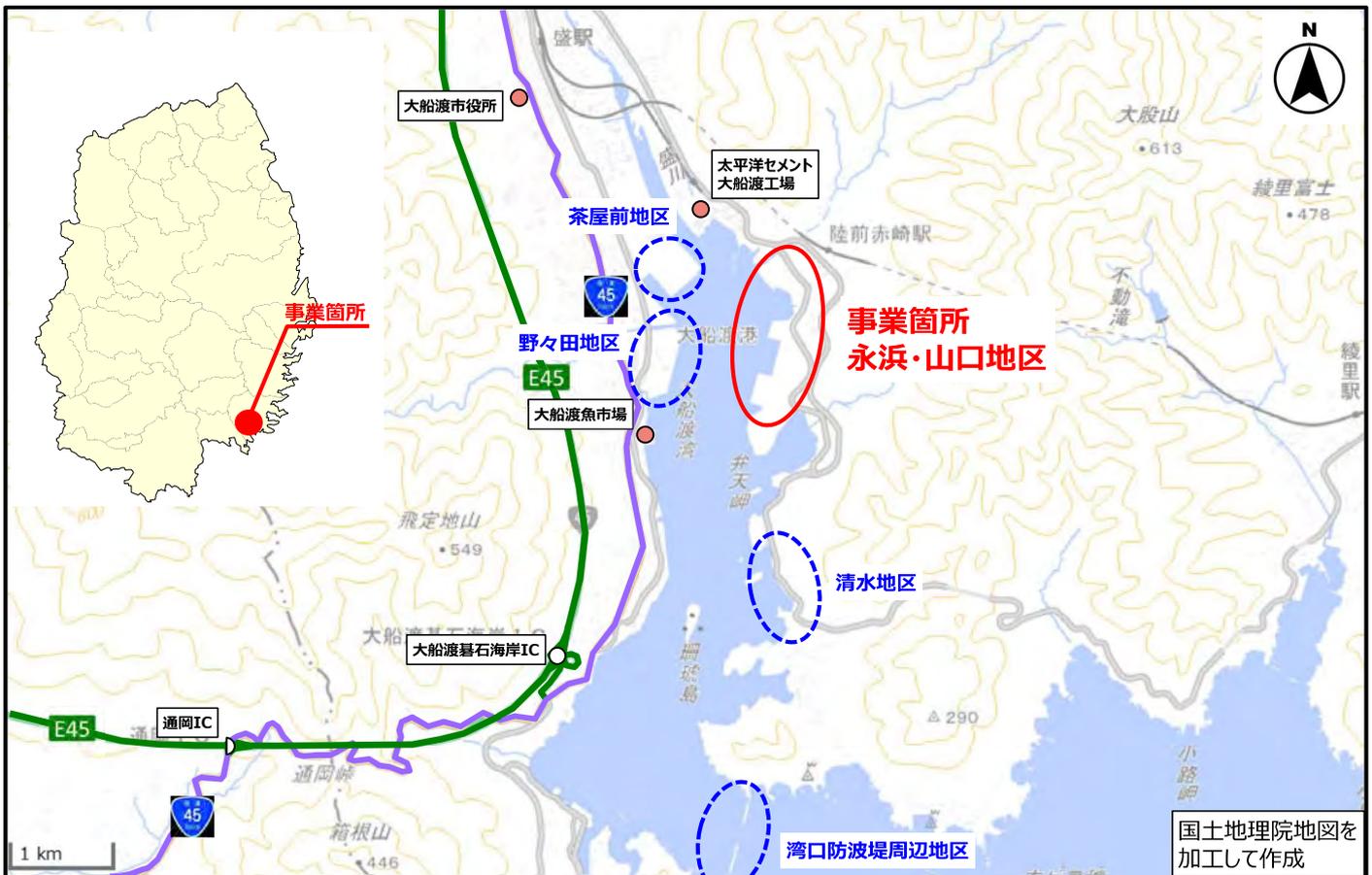


2. 港湾整備にかかる事業構成



3

3. 事業概要等〔事業箇所の位置関係〕



3. 事業概要等〔事業の目的や解決すべき課題①〕

既存の茶屋前地区公共ふ頭は施設の老朽化が課題であり、物流拠点機能の移転を目的として整備。

茶屋前地区の主な岸壁

- ① 岸壁(-9m) L=180m 昭和35年(1960)完成 ⇒ 64年経過
- ② 岸壁(-9m) L=150m 昭和50年(1975)完成 ⇒ 49年経過
- ③ 岸壁(-6m) L=105m 昭和30年(1955)完成 ⇒ 69年経過
- ④ 岸壁(-6m) L=105m 昭和48年(1973)完成 ⇒ 51年経過



5

3. 事業概要等〔事業の目的や解決すべき課題②〕



3. 事業概要等〔(参考)昭和50年頃の大船渡港〕



7

3. 事業概要等〔評価単位の概要〕

番号	事業名	整備内容	着手年度	完了年度	総事業費 (百万円)	整備目的	備考
①	港湾施設整備事業	ふ頭用地 A= 3.7ha	H6	R1	4,459.1	国際物流ターミナル (直轄事業と一体的に整備)	直轄事業を含め、費用対効果分析を実施。
②	港湾改修事業	岸壁(-7.5m) L= 130m 臨港道路 L=1,762m	H6	H30	4,635.5	国内物流ターミナル	整備目的が同一であることから、②③で一体的に費用対効果分析を実施。
③	港湾施設整備事業	ふ頭用地 A= 1.6ha	H6	R1	3,928.7		
④	港湾改修事業	物揚場(-4m) L= 185m 防波堤 L= 200m 船揚場 L= 50m	H7	R1	2,042.8	小型船だまり	整備目的が同一であることから、④⑤で一体的に費用対効果分析を実施。
⑤	港湾施設整備事業	ふ頭用地 A= 1.4ha	H7	R1	400.9		

3. 事業概要等〔国際物流ターミナル整備〕

① 港湾施設整備事業

評価時点	整備内容	着手年度	完了年度	総事業費 (百万円)
着手時 (H6)	ふ頭用地 A= 3.7ha	H6	H20	4,332.0
直近再評価時 (H26)	ふ頭用地 A= 3.7ha	H6	H28	5,073.7
事後評価時 (R6)	ふ頭用地 A= 3.7ha	H6	R1	4,459.1



9

3. 事業概要等〔国際物流ターミナル整備〕

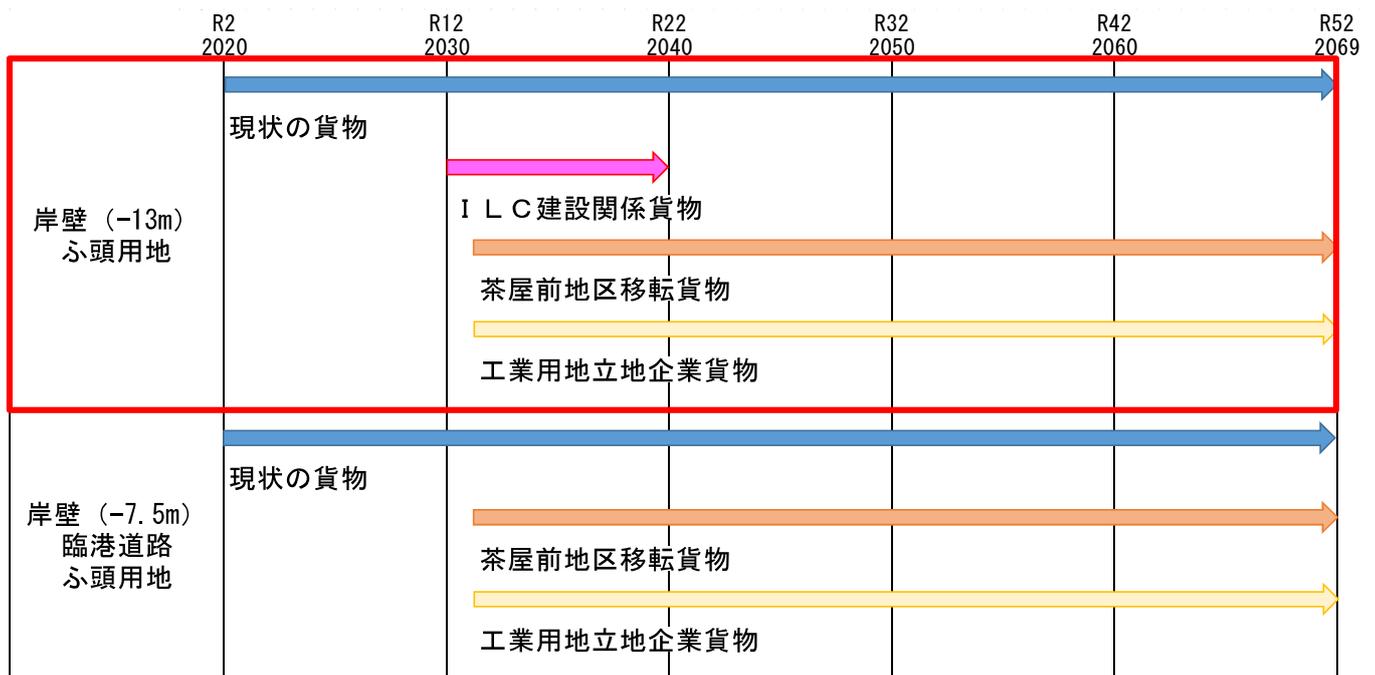
① 港湾施設整備事業



10

3. 事業概要等〔国際物流ターミナル整備(費用便益分析)〕

【費用便益分析時の貨物想定】



11

3. 事業概要等〔国際物流ターミナル整備(費用便益分析)〕

① 港湾施設整備事業 ふ頭用地 A=3.7ha

(単位：百万円)

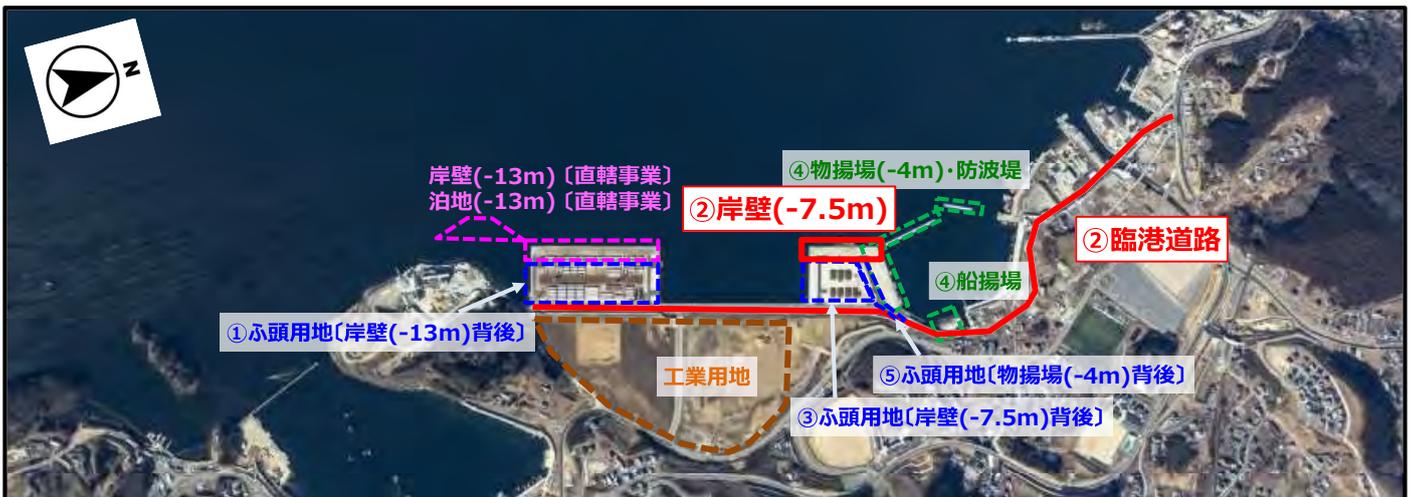
区分		事業着手時 (H6)	直近再評価時 (H26)	事後評価時 (R6)
費用	建設費	12,681	24,593	50,651
	維持費	579	828	2,045
総費用 (C)		13,260	25,421	52,696
便益	輸送コスト削減便益	16,961	26,584	87,173
	残存価値		52	93
総便益 (B)		16,961	26,636	87,266
費用便益比 (B/C)		1.3	1.0	1.7



3. 事業概要等〔国内物流ターミナル整備〕

② 港湾改修事業

評価時点	整備内容	着手年度	完了年度	総事業費 (百万円)
着手時 (H6)	岸壁(-7.5m) L= 130m	H6	H18	2,345.0
直近再評価時 (H25)	岸壁(-7.5m) L= 130m <u>臨港道路 L=2,020m</u>	H6	H30	4,574.0
事後評価時 (R6)	岸壁(-7.5m) L= 130m <u>臨港道路 L=1,762m</u>	H6	H30	4,635.5



13

3. 事業概要等〔国内物流ターミナル整備〕

〔大船渡港 港湾計画図〕



3. 事業概要等〔国内物流ターミナル整備〕

③ 港湾施設整備事業

評価時点	整備内容	着手年度	完了年度	総事業費 (百万円)
着手時 (H6)	ふ頭用地 A=1.6ha	H6	H18	3,594.0
直近再評価時 (H25)	ふ頭用地 A=1.6ha	H6	H30	3,641.0
事後評価時 (R6)	ふ頭用地 A=1.6ha	H6	R1	3,928.7



15

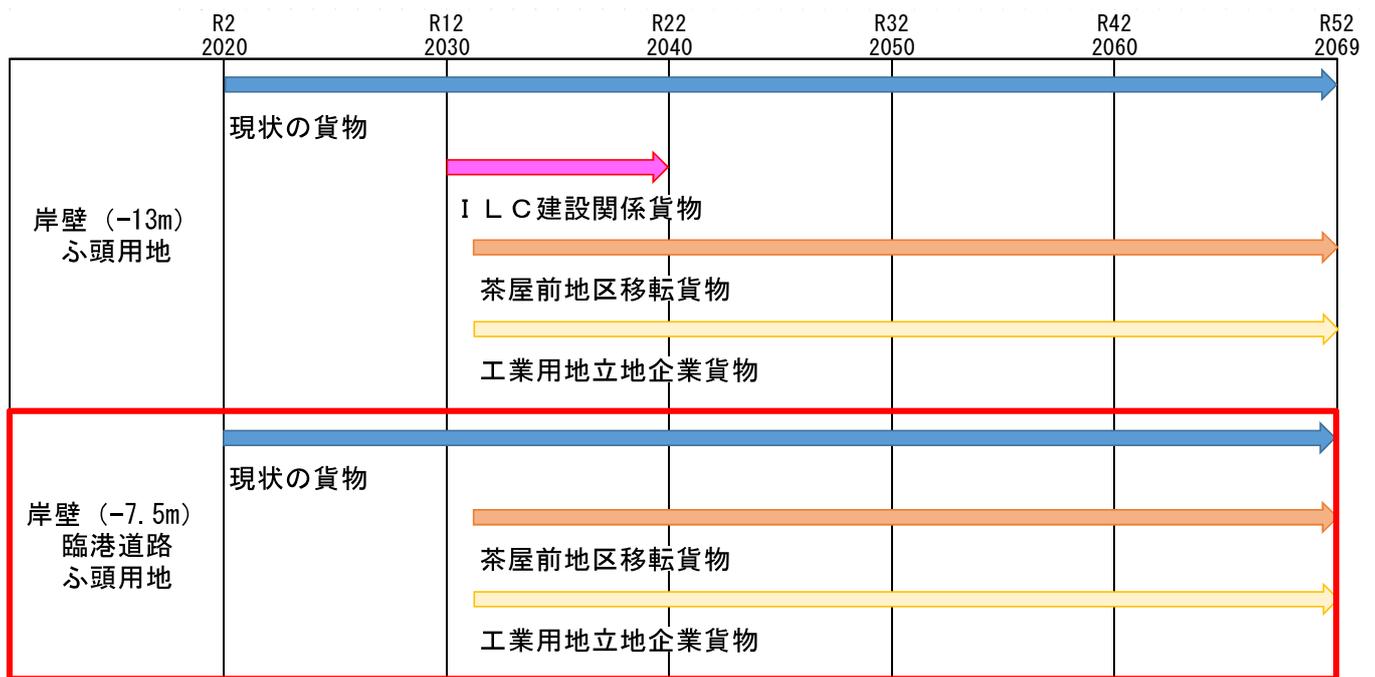
3. 事業概要等〔国内物流ターミナル整備〕

- ② 港湾改修事業
- ③ 港湾施設整備事業



3. 事業概要等〔国内物流ターミナル整備(費用便益分析)〕

【費用便益分析時の貨物想定】



17

3. 事業概要等〔国内物流ターミナル整備(費用便益分析)〕

②港湾改修事業 岸壁 (-7.5m) L=130m ほか

③港湾施設整備事業 ふ頭用地 A=1.6ha

(単位: 百万円)

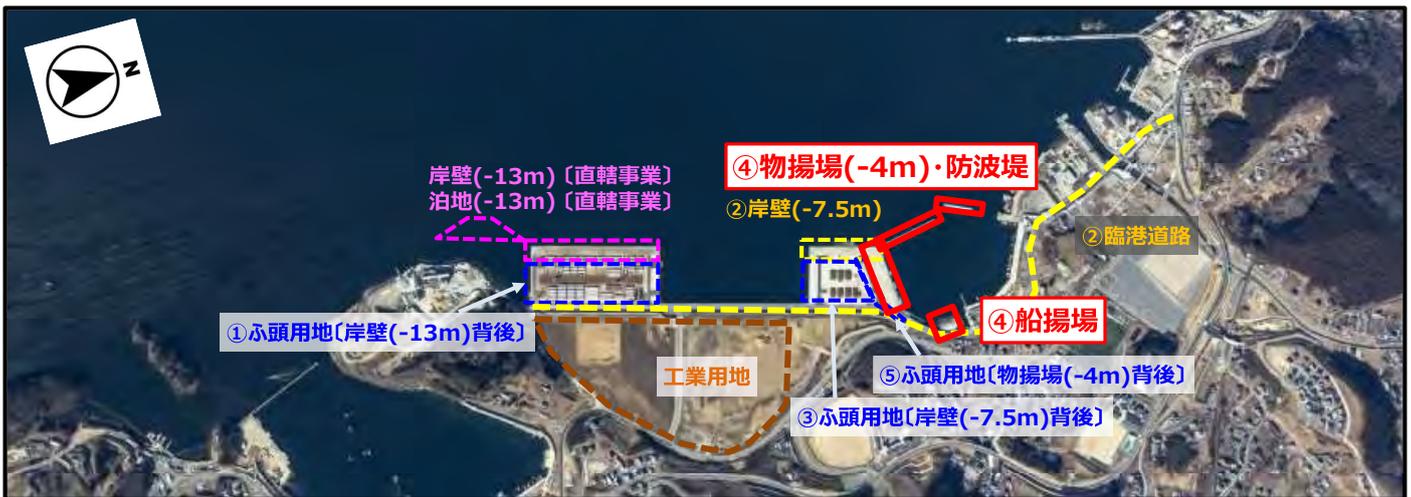
区分		事業着手時 (H6)	直近再評価時 (H25)	事後評価時 (R6)
費用	建設費	2,406	5,390	12,045
	維持費	188	328	524
総費用 (C)		2,594	5,718	12,569
便益	輸送コスト削減便益	4,450	7,580	22,122
	残存価値		42	40
総便益 (B)		4,450	7,622	22,162
費用便益比 (B/C)		1.7	1.3	1.8



3. 事業概要等〔小型船だまり整備〕

④ 港湾改修事業

評価時点	整備内容	着手年度	完了年度	総事業費 (百万円)
着手時 (H7)	物揚場(-4m) L=185m 防波堤 L=230m	H6	H14	809.4
直近再評価時 (H27)	物揚場(-4m) L=185m 防波堤 L=265m 船揚場 L= 50m	H6	H31	1,581.5
事後評価時 (R6)	物揚場(-4m) L=185m 防波堤 L=200m 船揚場 L= 50m	H6	R1	2,042.8



19

3. 事業概要等〔小型船だまり整備〕

⑤ 港湾施設整備事業

評価時点	整備内容	着手年度	完了年度	総事業費 (百万円)
着手時 (H7)	ぶ頭用地 A=1.4ha	H7	H14	513.0
直近再評価時 (H27)	ぶ頭用地 A=1.4ha	H7	H30	410.0
事後評価時 (R6)	ぶ頭用地 A=1.4ha	H7	R1	400.9



20

3. 事業概要等〔小型船だまり整備〕

- ④ 港湾改修事業
- ⑤ 港湾施設整備事業



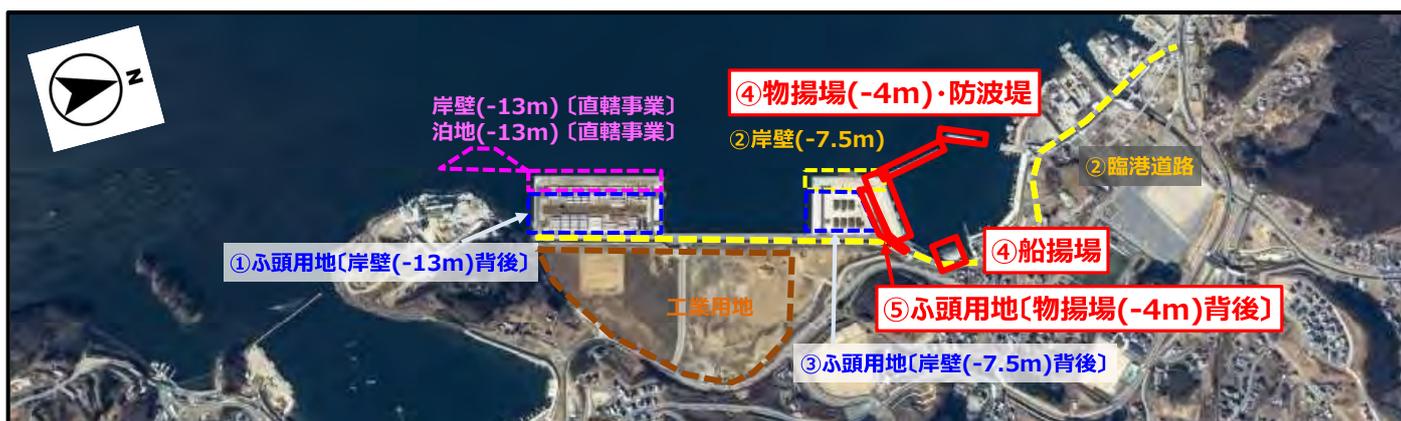
21

3. 事業概要等〔小型船だまり(費用便益分析)〕

- ④ 港湾改修事業 物揚場 (-4m) L=185m ほか
- ⑤ 港湾施設整備事業 ふ頭用地 A=1.4ha

(単位：百万円)

区分		事業着手時 (H7)	直近再評価時 (H27)	事後評価時 (R6)
費用	建設費	1,107	2,508	5,349
総費用 (C)		1,107	2,508	5,349
便益	作業コスト削減効果	1,225	2,641	5,396
総便益 (B)		1,225	2,641	5,396
費用便益比 (B/C)		1.1	1.1	1.0



4. 整備箇所を取り巻く状況について

本整備箇所と I L C との関係

○ I L C 東北マスタープラン (H30. 8) (抜粋)

9. 2 I L C を支える都市群の形成

9. 2. 1 産業系のアプローチ

(1) 製造・試験・検査施設

研究施設関連に必要な時間要件は前述(6. 4 研究施設関連の必要な時間要件)のとおりであるが、その運搬は、陸路と海路が想定される。陸路は、広く国内から機器が運搬されることから、仙台から奥州市までの範囲を中心に、空き工場の活用やその改修または新設などの検討を進める。海路においては、一定の港湾機能が具備されていることを前提に、大船渡港、気仙沼港、仙台塩釜港を中心にそれぞれが機能分担し対応を検討する。

出典：東北 I L C 推進協議会

○ 令和 6 年度第 1 回岩手県 I L C 推進本部会議 (R6. 4. 22) 資料 (抜粋)

2 I L C プロジェクトの推進

(1) 国際研究拠点の形成支援等(まちづくり・インフラ整備分科会)

ア 県内港湾を活用した機器輸送に係る広域的な計画等の整理

(7) 機器輸送ルートや輸送に係る課題・対策など、東北 I L C 事業推進センターがこれまでに調査・検討した広域的な機器輸送計画の策定に資する情報の整理に協力

(4) 東北 I L C 事業推進センターが実施する広域的な機器輸送計画等に関する研究者と関係自治体との意見交換に参加(1回)

イ I L C を契機とした居住や交通、エネルギー等に関する地域の将来まちづくり

(7) 岩手大学及び東北 I L C 事業推進センターによる共同研究「I L C 誘致を契機にしたまちづくり(I L C まちづくり)の研究」に協力(居住、交通、エネルギー等の5例)

(4) KEK が実施する環境アセスメントに関する検討に参加し、庁内関係部局と情報を共有しながら取組を支援(6回)



大船渡港

23

出典：岩手県 I L C 推進局

4. 整備箇所を取り巻く状況について

本整備箇所と I L C との関係

○ 工業用地の分譲に係る公募中断について (岩手県ホームページ H29. 6. 12)

大船渡港永浜・山口地区工業用地の分譲に係る公募の一時中断について

ID番号 N48411 更新日 平成29年6月12日

平成29年2月1日(水)からスタートした標記工業用地の分譲に係る公募について、I L C (国際リニアコライダー) 整備における大船渡港活用を考慮し、平成29年6月12日(月)から、公募を一時中断することとしたので、お知らせします。

1. 公募を一時中断する工業用地

区画	面積	所在地
第1期区画	52,818平方メートル	大船渡市赤崎町字山口179番地

2. 一時中断する期間

平成29年6月12日(月)から当分の間

3. 一時中断する理由

I L C (国際リニアコライダー) 整備における当該工業用地の活用検討のため。

【参考】工業用地の位置関係



5. 事業の効果等〔整備効果の発現状況〕



東日本大震災津波が発生した平成23年には、岸壁(-13m)〔直轄〕が完成し、背後のふ頭用地や工業用地の埋め立てがある程度進んでいたため、がれき処理に活用することができた。



出典：東北地方整備局釜石港湾事務所

25

5. 事業の効果等〔整備効果の発現状況(利用者意見)〕

永浜・山口地区の事業全般について

工業用地を含め永浜・山口地区を一体的に整備したことにより、半導体関連企業、物流倉庫、製造業（医療機器や食品工場）、発電事業者（バイオマス、風力発電、太陽光発電関連）などの様々な業種から利用に関しての問合せや要望が出ている。（行政機関）



5. 事業の効果等〔整備効果の発現状況(利用者意見)〕

① 港湾施設整備事業 ふ頭用地（岸壁（-13m）背後）

大水深岸壁（水深13m）等とふ頭用地を整備したことにより、大船渡港において大型船の取扱いが可能となり、港湾の利便性が向上し、輸送コストの削減にも繋がる。（大船渡港利用荷主）



出典：東北地方整備局釜石港湾事務所ホームページ

【岸壁（-13m）での40,000DWTクラス船舶の接岸状況】



27

5. 事業の効果等〔整備効果の発現状況(利用者意見)〕

① 港湾施設整備事業 ふ頭用地（岸壁（-13m）背後）

風力発電施設建設のための大型資材搬入岸壁として活用しており、風力発電部材搬入時には、背後のふ頭用地が充足する状況となっている。

また、風力発電事業者からは、ふ頭用地が整備（コンクリート舗装）されたことで、荷役・蔵置する際に砂埃が立たず、精密機械である風力発電部材を傷つけずに取扱いが出来ると同っている。

今後、I L C建設部材の取扱いが開始された場合においても、部材を傷める（汚す）ことなく取扱うことが可能である。（港運会社）



【ふ頭用地の状況】



【荷役の状況】

5. 事業の効果等〔整備効果の発現状況(利用者意見)〕

- ② 港湾改修事業 岸壁 (-7.5m)、臨港道路
- ③ 港湾施設整備事業 ふ頭用地 (岸壁 (-7.5m) 背後)

茶屋前地区では、バイオマス発電所の稼働開始に伴い、PKS (パーム椰子殻) の取扱いが開始されたことで、石炭とPKSの取扱いにより背後ふ頭用地が逼迫している状況である。茶屋前地区では、バルク船のバース調整や背後用地の不足により原木 (輸出) の取扱いが困難であったが、永浜・山口地区の岸壁 (-7.5m) が整備されたことにより、取扱うことが可能となった。現在、原木 (輸出) 事業者からの引き合いが増加している。(港運会社)



【原木の荷役の状況】



【岸壁 (-7.5m) ・ふ頭用地の利用状況】

29

5. 事業の効果等〔整備効果の発現状況(利用者意見)〕

- ④ 港湾改修事業 物揚場 (-4m)、防波堤、船揚場
- ⑤ 港湾施設整備事業 ふ頭用地 (物揚場 (-4m) 背後)

小型船溜まり及び背後のふ頭用地が整備されたことにより、物揚場背後の範囲が広くなり利便性が向上し、従前よりも係留する船の数が増加した。現在は、物揚場に22隻、船揚場に15隻程度の船舶が係留されている。(漁業関係団体)



【小型船溜まり全景】



【船揚場の利用状況】

今後、永浜・山口地区において、貨物の取扱いが増加した際には、新規に整備された小型船だまりのポートサービス船等の利用が増加すると考える。小型船だまりを利用することで輸送コストの削減に寄与すると考える。(港運会社)

5. 事業全般に関する意見・要望

〔整備箇所に対する要望〕

- ・ 物揚場（-4m）天端へ登る梯子や階段を増やしてほしい。



〔大船渡港への要望〕

- ・ 永浜・山口地区岸壁（水深-10m、延長340m）を整備してほしい。



- ・ 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備してほしい。

31

6. 社会経済情勢等の変化

(1) 事業着手時と事後評価時の社会情勢の変化

平成6年に事業着手と長期間を要した事業であり、社会経済情勢の変化、東日本大震災津波の発災やその後の三陸沿岸道路の全線開通(R3.12月)など、大船渡港のみならず県内港湾を取り巻く環境が大きく変化したところである。

大船渡港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少した貨物量の回復・拡大を目的に策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」や「岩手県港湾利用促進プラン」により、利用促進に取り組んだ結果、概ね震災前の水準に回復している状況である。

また、ILC誘致が決定した場合には建設のための構成部品の陸揚げ等の可能性があることや、ふ頭用地背後の工業用地への企業立地など、今後の取扱貨物量の増加等が見込まれている。

【関連する開発プロジェクト等の状況】

〔直轄事業〕

- ・ 大船渡港永浜・山口地区 岸壁（-13m）・泊地（-13m）（H21完成）

6. 社会経済情勢等の変化

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)

- ・岩手県自然環境保全指針による保全区分 : 「D」
- ・希少野生動植物生息の有無 : 「なし」
- ・埋蔵文化財包蔵地の有無 : 「なし」
- ・その他特記事項 : 「なし」

(事業実施において環境に配慮した事項)

事業実施にあたり、海水汚濁の恐れがある際は、海中工事の施工箇所に水質汚濁防止膜を布設するとともに、鮭等の遡上時期には海中工事を控えた。

(事業完了後の環境の変化)

特になし

33

7. 今後の課題等

[評価の概要]

事業効果等の検証等			改善措置 の必要性	事業計画・ 調査のあり 方の見直し	評価手法 の見直し
事業の 効果等	利用者等 の意見	社会経済 情勢等の変化			
あまり発現 していない	肯定的な 意見が多い	重大な 変化あり	なし	なし	あり

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

本事業については、事業着手段階において、茶屋前地区の既存施設の老朽化に伴い、これに代わる物流拠点が必要であるといった解決すべき課題があり、**茶屋前地区が担う物流拠点機能の移転を目的**とし、各施設を整備することにより、地域経済の振興及び地域活性化を図ることを期待して実施したものである。

しかしながら、**当該地区は I L C 建設のための物流拠点候補地となっており、現時点では誘致決定に至っていないことから、本格的な貨物の移転等が進捗しておらず、事業計画において想定した効果が十分に発揮されていない。**

7. 今後の課題等

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

②改善措置の必要性

ILC誘致が決定していない現時点においては効果が十分に発揮していない状況であるが、決定した後、茶屋前地区貨物の移転、工業用地の新規企業誘致が進むものとし、事業効果を算定した結果、十分な事業効果が見込まれるため、改善措置の必要性はない。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

本事業は、社会経済情勢の変化、企業等の利用に対応した港湾施設を整備するものである。また、港湾施設の整備には多くの時間と費用を要するが、本県の財政状況を踏まえ、必要性、緊急性等を総合的に判断し、早期投資効果が発現するように効率的な事業を行っていく必要がある。

②事業評価手法の見直し必要性

事業目的が同じであり、事業箇所が近接し、着手が同時期の事業がある場合は、事業着手時から一体的に事業を評価する等の検討が必要と考えられる。

公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

1 事後評価実施計画の策定に関する規定について

・公共事業評価実施要領 抜粋

第4 各部長は、毎年度、政策企画部長が定める日までに、当該年度の翌年度から起算して3年度目に事後評価の対象として見込まれる事業を政策企画部長に報告するものとする。

2 政策企画部長は、前項による各部長からの報告に基づき、条例第9条の規定により設置する岩手県政策評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたうえで、翌年度以降3年度間における当該計画を策定する。

・大規模事業評価実施要領 同上

・事後評価の対象

事業名	公共事業評価の対象 (実施要領第2第2項)	大規模事業評価の対象 (実施要領第2第2項)
道路事業	事業完了後概ね3年を経過したもの	同左
農業農村整備事業	事業完了後概ね5年を経過したもの	同左
その他の事業(道路事業、農業農村整備事業及び水産基盤整備事業以外の事業)	事業完了後概ね3年から5年を経過したもの	事業完了後概ね5年を経過したもの
水産基盤整備事業	事業完了後概ね3年から6年を経過したもの	事業完了後概ね6年を経過したもの
大規模施設整備事業	—	事業完了後概ね5年を経過したもの

2 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

今年度においては、令和7年度から令和9年度までの3年度分の計画を策定することとし（関連資料1の年次計画を参照）、各部局に対象事業を照会の上、次の方針により計画案を別紙2のとおり作成した。

(1) 公共事業事後評価実施計画

【令和7年度及び令和8年度】

- ・ 昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。

【令和9年度】

- ・ 毎年度選定している道路事業及び農業農村整備事業について、それぞれ1地区を選定する。
- ・ その他事業については、令和7年度に3年度分（令和8年度から令和10年度まで）をまとめて選定する予定。

(2) 大規模事業事後評価実施計画

【令和7年度及び令和8年度】

- ・ 昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。
(ただし、両年度の記載内容について、一部軽微な変更あり)

【令和9年度】

- ・ 大規模施設整備事業について、当該年度に対象となる2地区を選定する。
- ・ 道路事業及び農業農村整備事業については大規模公共事業の該当なし。
- ・ その他事業については、令和7年度に3年度分（令和8年度から令和10年度まで）をまとめて選定する予定。

公共事業事後評価候補地区の選定方針一覧表

事業名	選定方針
農業農村整備事業	<p>本事業の中には、様々な性格の事業があることから、次のように事業分類し、事業分類別に①再評価、②事前評価、③総事業費の優先順位で地区を選定。</p> <p>1 ほ場整備事業（各年度2地区）、2 農業水利事業（各年度1地区）、3 農道整備事業（2年度1地区）、4 中山間事業（2年度1地区）、5 土地総事業（2年度1地区）、6 防災事業（2年度1地区）</p> <p>※ カッコ内の事業分類別選定地区数は、今後予定されている事業費シェアにより算出している。今後は「ほ場整備事業」が非常に多く、次いで「農業水利事業」、「農道整備事業」という順で予定されている。</p> <p>規模の大きい地区（総事業費50億円以上）及び小さい地区（総事業費1億円未満）は除外。</p>
治山事業	過去に事前評価を実施しており、完了後概ね3年を経過した地区のうち、総事業費の大きい5地区を選定。
林道事業	事前評価又は再評価を実施した地区かつ事業完了後概ね3～5年を経過した地区を選定。
水産基盤整備事業	以下の順に5地区を選定。 ①漁港関係、漁場関係、漁村関係事業別の完了年の古い順、②過去に事前評価を実施した地区、③事業費の大きい地区
道路事業 (道路建設)	以下の順に5地区を選定。 ①事後評価を実施していない事業（予定も含む）、②過去に事前評価を実施した地区、③過去に再評価を実施した地区、④総事業費の大きい地区
道路事業 (道路環境)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境課においては様々な道路事業を所管していることから、事業ごとに事前評価を実施した地区を選定。 ・事前評価を実施した地区が複数ある道路事業においては、総事業費の大きい地区を選定。
河川事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
海岸事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
砂防事業	事前評価を実施した箇所で、完了後概ね5年を経過した砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業から、事業費の大きい箇所を1箇所ずつ選定。
都市計画事業	事業完了地区のうち、交通量等が多い地区で都市内の課題である渋滞等が顕著であった地区を選定。
下水道事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。
公営住宅建設	本事業の中には、建替事業と改善事業の2つの性格の事業がある。対象となる事業について、建替事業から1か所、改善事業から2か所該当する事業を選定。
港湾事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。

公共事業事後評価実施計画（案）

事後評価実施年度	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費 (千円)	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考	
R7	農業農村整備事業	畑地帯総合整備事業	男神・米沢・湯田地区	二戸市	畑かん施設 121.3ha 農道 2,940m	1,540,500	H21	R2	H20	—	干害からの回避、高品質・高収益作物の導入、作付時期の調整による計画的出荷など、効率的・安定的な農業経営の確立のため、畑かん施設や農道の整備を行う。	
	道路事業 (道路環境)	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)	国 281号	大川目	歩道設置 L=840m	289,160	H26	R3	H22	—	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。	
R8	※道路事業(道路建設)、農業農村整備事業は、いずれも大規模公共事業が該当のため選定なし。その他事業は、R7年度に選定予定。											
R9 (今回選定)	農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業	日形地区	一関市	区画整理 102.7 ha 暗渠排水 47.7 ha	2,207,000	H21	R4	H20	H30	—	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
	道路事業 (道路環境)	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)	一 矢巾西安庭線	広宮沢	歩道設置 L=140m	55,335	R3	R5	R2	—	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。	

大規模事業事後評価実施計画（案）

事後評価実施年度	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費 (千円)	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考	
R7	水産基盤整備事業	大船渡漁港整備事業	大船渡漁港	大船渡市	-5m岸壁444m 用地33,723m ² 他	8,839,245	H14	H29 H30	H13	H24	—	荷さばき施設用地の造成、水産物陸揚げ用岸壁、臨港道路などの輸送施設、防波堤等を整備し、流通機能や漁船安全係留機能の強化を図るとともに、水産物衛生管理機能強化等を図る。
	河川事業	築川ダム建設事業	一級河川北上川水系築川	盛岡市	ダム高77.2m、堤頂長242.7m、堤体積230,000m ³ 、総貯水容量19,100千m ³	52,286,680	H4	R2	—	H27	—	築川は、盛岡市の市街地東部を貫流する河川であり、断面が狭小なため、過去、たびたび洪水被害を受けており、特に昭和22年、23年のカスリン台風、アイオン台風により甚大な被害が生じている。近年においても平成2年、14年等の豪雨により沿川の家屋や農地、道路等が冠水し、堤防等に被害を受けてきた。また、築川は古くから沿川のかんがい用水や水道水として広く利用されており、盛岡市及び矢巾町の水道水の安定した水源の確保、並びに流水の正常な機能の維持が必要となっている。このため、本事業により多目的ダムを築造するものである。
	【施設整備】	岩手県立福岡工業高等学校改築等事業	-	二戸市	校舎 4,193m ² (改築、木造一部RC造)、仮設校舎 (2,334m ²) 設置、校舎解体	2,513,252	H30	R2	H29	—	—	校舎の老朽化が著しく、耐震性も低いことから、生徒が安全で安心して学べる教育環境を確保し、学校教育活動の円滑な推進に資することを目的とする。
R8	農業農村整備事業	土地改良総合整備事業	和賀中部岩崎	北上市	区画整理 14.3ha 農道 2.5km 用排水路 143.5km 暗渠排水 14.2ha	5,516,000	H23	R3	H22	—	—	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の整備を行う。
	道路事業 (道路建設)	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)	国 397号	小谷木橋	道路改築L=1,420m (橋梁597m含む)	12,400,000	H24	R6 R7	H23	R3	—	幅員狭小、線形不良の解消を図り、安全で円滑な交通を確保するもの。
	【施設整備】	岩手県立久慈高等学校改築等事業	-	久慈市	校舎 6,557m ² (改築、RC造)、校舎解体、校舎解体に伴うグラウンド整備 28,564m ²	3,141,655	H29	R3	H28	—	—	校舎の老朽化が著しく、耐震性も低いことから、生徒が安全で安心して学べる教育環境を確保し、学校教育活動の円滑な推進に資することを目的とする。
R9 (今回選定)	【施設整備】	盛岡南公園野球場(仮称)整備事業	-	盛岡市	野球場 (フィールドサイズ: 両翼100m、中堅122m、収容人数: 20,000人) 屋内練習場 (フィールドサイズ: 50m×50m) 駐車場 (1,040台)	11,046,936	R2	R4	R1	—	—	県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場と盛岡市営野球場の代替となる、新野球場(別棟の屋内練習場を含む)を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。
	【施設整備】	岩手県立釜石祥雲支援学校新築等事業	-	釜石市	校舎 3,930m ² 体育館 614m ² 屋内プール グラウンド 8,510m ²	2,408,774	R2	R4	R2	—	—	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや多様な学習内容・形態への対応等を踏まえながら、小学部から高等部までの一体型の学校を整備し、施設の機能向上と学校教育活動の円滑な推進に資することを目的とする。

大規模事業事後評価実施計画及び公共事業事後評価実施計画策定の年次計画について

	事後評価実施計画の計画年度																						
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
評価実施地区の選定状況	← 選定済み				/	← 選定済み														← 一部選定済み		← 今回の見直し・選定対象	

事業ごとの選定状況

事業名	選定の頻度	事後評価実施計画の計画年度																今回見直し	今回選定			
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
道路事業（道路建設）	毎年度選定 (R6年度はR9年度分を選定)	■	大■	大■	/	大■		■		大■		■		大■		大■		大■		大■		
道路事業（道路環境）		■	■	■	/		■		■		■		■		■		■		■		■	
農業農村整備事業		■	■	大■	/		大■	大■2	大■	大■	■	■	■	大■	■	■	■	■	■	■	大■	■
河川事業	3年度ごとに選定 (3年分の候補地の中から選定)	大■			/	大■		大■			■		■							大■		
砂防事業				■	/			■			■											
海岸事業				大■	/	大■	大■															
港湾事業					/	大■				■			大■						プロ■			
都市計画事業		■			/		■						■			大■						
公営住宅建設事業			■		/		■		■		■						■					
林道事業				■	/		■						■				■					
治山事業		■			/		■		■					■								
水産基盤整備事業					/	■							■								大■	
空港事業					/							大■										
下水道事業					/																	
大規模施設整備事業			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	■	■	■	■
合計		6地区	4地区	6地区	/	6地区	7地区	5地区	4地区	5地区	4地区程度	4地区程度										

R7に3年度分(R8~R10)を一括して選定

※道路事業については、H22年度まで「道路建設」「道路環境」をそれぞれ毎年度実施していたが、震災対応等を考慮し、H24年度から当面は交互に実施することとしているもの。

※選定にあたっては、大規模事業を優先することとし、大規模事業事後評価を実施する事業については、原則、同年度内に同種の公共事業の事後評価を実施しないこととする（大規模事業と公共事業の地区をプロジェクト構成事業としてまとめて事後評価する場合を除く）。

【凡例】
 ■: 策定済み地区
 ■: 令和7年度選定地区

大規模施設事業及び公共事業事後評価候補地区一覧表（令和9年度分）

農業農村整備事業

令和9年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	5地区					農林水産部農村建設課
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	経営体育成基盤整備事業	日形地区	一関市	区画整理 102.7 ha 暗渠排水 47.7 ha	2,207,000	H21	R4	H20	H30	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
	2	経営体育成基盤整備事業	太田・下巾	西和賀町	区画整理 45.2 ha 暗渠排水 44.3 ha	1,275,000	H26	R4	H25	—	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
	3	かんがい排水事業	二子町南部	奥州市	用水路工 7,597.6 m	455,600	H27	R4	H26	—	本事業により用水路工を新設整備することで、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性向上を図り、担い手農家への農地集積を推進し、農業の競争力強化を目指すもの。
○	4	農道整備事業	巻堀2期	盛岡市	農道 490 m	578,328	H25	R4	H24	—	農地の通作条件の改善や農産物の集出荷等の効率化が図られることにより、農業生産性の向上と農産物の安定供給に寄与する。
	5	農村地域防災減災事業	新町地区	西和賀町	用水路工 1,608 m	303,700	H25	R4	H24	—	災害発生を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給が図られる。

対象地区として選定した理由

- 1 事業完了後概ね5年経過した地区（R4完了地区）から、下記選定方針に基づき候補地区を選定。
 (1) ほ場整備事業（各年度2地区）：日形地区、太田・下巾地区
 (2) 農業水利事業（各年度1地区）：二子町南部地区
 (3) 農道整備事業（2年度1地区）：巻堀2期地区
 (4) 中山間事業（2年度1地区）：R4完了地区なし
 (5) 土地総事業（2年度1地区）：R4完了地区なし
 (6) 防災事業（2年度1地区）：新町地区
- 2 候補5地区のうち、再評価を実施している「経営体育成基盤整備事業 日形地区」と、ほ場整備事業以外で、事前評価を実施しかつ事業費が大きい「農道整備事業 巻堀2期地区」を第2候補とするもの。

道路事業（道路環境）

令和9年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	2地区					県土整備部道路環境課
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	道路環境改善事業（交通安全施設整備）	一矢巾西 安庭線	広宮沢	歩道設置 L=140m	55,335	R3	R5	R2	—	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。
○	2	道路環境改善事業（交通安全施設整備）	国282号	巢子	歩道設置 L=84m	42,028	R2	R5	R1	—	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。

対象地区として選定した理由

事業完了後概ね3年経過した候補2地区のうち、総事業費が大きい順に第1候補、第2候補とするもの。

大規模施設整備事業

令和9年度候補地区（大規模施設整備事業）					対象地区数（全体）	2地区					文化スポーツ部スポーツ振興課
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	盛岡南公園野球場（仮称）整備事業	—	盛岡市	野球場（フィールドサイズ：両翼100m、中堅122m、収容人数：20,000人） 屋内練習場（フィールドサイズ：50m×50m） 駐車場（1,040台）	11,046,936	R2	R4	R1	—	県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場と盛岡市営野球場の代替となる、新野球場（別棟の屋内練習場を含む）を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。

教育委員会事務局教育企画室

◎	2	岩手県立釜石祥雲支援学校新築等事業	—	釜石市	校舎 3,930㎡ 体育館 614㎡ 屋内プール グラウンド 8,510㎡	2,408,774	R2	R4	R2	—	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや多様な学習内容・形態への対応等を踏まえながら、小学部から高等部までの一体型の学校を整備し、施設の機能向上と学校教育活動の円滑な推進に資することを目的とする。
---	---	-------------------	---	-----	--	-----------	----	----	----	---	---

令和6年 月 日

岩手県知事 様

岩手県政策評価委員会
委員長 吉 野 英 岐

公共事業評価について（答申）

令和6年6月12日付け政第46号で諮問のあった公共事業の再評価について、公共事業評価専門委員会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 経営体育成基盤整備事業 角川原地区（奥州市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 2 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 3 農村地域防災減災事業 北照井堰（一関市、平泉町）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 4 農村地域防災減災事業 猿ヶ石北部幹線（奥州市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 5 農道整備事業 上新田一ノ沢（一関市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

- 6 林道整備事業 牛伏高德線（宮古市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 7 林道整備事業 平根線（大船渡市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 8 林道整備事業 平波沢線（田野畑村）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 9 林道整備事業 鎌峯沢線（陸前高田市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 10 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 11 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大川松草線 本町～大広（岩泉町）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 12 地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 13 広域河川改修事業 一級河川北上川（下流） 川崎ほか（盛岡市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

14 治水施設整備事業 一級河川北上川水系人首川 次丸（奥州市）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

15 総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
 - (1) すること。
 - (2) すること。など

審議結果報告(案)

令和6年 月 日

岩手県政策評価委員会

委員長 吉野英岐様

岩手県公共事業評価専門委員会

専門委員長 武藤由子

公共事業の再評価に係る答申について

令和6年6月12日付けで諮問の通知のありました公共事業の再評価について、令和6年○月○日開催の第○回公共事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、次のとおり決定しましたので報告します。

記

- 1 経営体育成基盤整備事業 角川原地区（奥州市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 2 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 3 農村地域防災減災事業 北照井堰（一関市、平泉町）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 4 農村地域防災減災事業 猿ヶ石北部幹線（奥州市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 5 農道整備事業 上新田一ノ沢（一関市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

- 6 林道整備事業 牛伏高德線（宮古市）
【審議結果】
「事業継続」として県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 7 林道整備事業 平根線（大船渡市）
【審議結果】
「事業継続」として県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 8 林道整備事業 平波沢線（田野畑村）
【審議結果】
「事業継続」として県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 9 林道整備事業 鎌峯沢線（陸前高田市）
【審議結果】
「事業継続」として県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 10 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）
【審議結果】
「事業継続」として県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 11 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大川松草線 本町～大広（岩泉町）
【審議結果】
「事業継続」として県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 12 地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）
【審議結果】
「事業継続」として県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 13 広域河川改修事業 一級河川北上川（下流） 川崎ほか（盛岡市）
【審議結果】
「事業継続」として県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

14 治水施設整備事業 一級河川北上川水系人首川 次丸（奥州市）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

15 総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
 - (1) すること。
 - (2) すること。など